

やっかん

ご契約のしおり・約款



この冊子は、ご契約にともなう大切なことがらを記載したものです。主契約の「ご契約のしおり・約款」とともに大切に保存し、ご活用ください。また、このご契約について必ずご家族にもお知らせください。

はじめに

この冊子は、ご契約にともなう大切なことがらを記載したものです。後ほどお送りする裏書のお知らせ(承認通知書)とともに大切に保存し、ご活用ください。

また、このご契約について必ずご家族にもお知らせください。

「ご契約のしおり」は

ご契約についての重要事項、
お手順などをわかりやすくご説明しています。

「約款」は

ご契約についてのとりきめを、
詳しくご説明しています。

ご契約のしおり

「充実パック」について

- 「充実パック」を付加できるがん保険について 6
- 「充実パック」のしくみ・特長について 7
- ご契約のコースについて 10
- 「充実パック」の給付金などのお支払について 11
- <がん><上皮内新生物>の定義および診断確定について 16

お支払いできない場合について

- お支払いできない場合について 17

お申込にあたって

- 生命保険募集人について 18
- クーリング・オフ制度(お申込の撤回または解除について) 19
- 告知と告知義務について 20
- 告知が事実と相違する場合 22
- 特約を中途付加した場合の特約の契約日および保障の開始について 23

ご契約後について

- 解約と解約払戻金について 26
- 特約の消滅など 27
- 「指定代理請求特約」について 29

その他生命保険に関するお知らせ

- 個人情報の取扱いについて 32
- 特定個人情報等の取扱いについて 35
- 「支払査定時照会制度」にもとづく、他の生命保険会社などとの保険契約などに関する情報の共同利用について 36

約款・特約条項

約款・特約条項

同額保障特約	40
上皮内新生物特約	45
同額保障特約〔特約用〕	59
新手術特約〔がん保険〕	64
がん高度先進医療特約	78
特定治療通院特約	91
緩和ケア特約	104
指定代理請求特約	118
団体取扱特約〔がん保険〕	122
準団体取扱特約〔がん保険〕	125
集団取扱特約〔がん保険〕	128
特別集団取扱特約〔がん保険〕	131
保険料口座振替特約	134
保険料クレジットカード支払特約	139

別表

別表	143
----	-----

●MEMO

目的別目次 つぎのような場合にはご案内のページをご覧ください。

ご契約に際して

① 申込を撤回したい

クーリング・オフ制度 P19

② 健康状態などの告知
について知りたい

告知と告知義務に
ついて P20

③ いつから保障が開始
するのか知りたい

特約を中途付加した
場合の特約の契約日
および保障の開始に
ついて P23

④ この保険のしくみが
知りたい

「充実パック」 P6

ご契約後について

⑤ 給付金などが受取れないケースについて知りたい

お支払いできない場合について

P17

⑥ 受取人が請求できない場合の給付金などの受取りについて知りたい

「指定代理請求特約」について

P29

⑦ 保険を解約したい

解約と解約払戻金について

P26

「充実パック」について

「充実パック」を付加できるがん保険について

* このしおりにおける「がん保険」とは、「新がん保険」、「スーパーがん保険」、「スーパーがん保険Ⅴタイプ」、「スーパーがん保険Ⅱ型」、「スーパーがん保険Ⅱ型Ⅴタイプ」を指します。

●「新がん保険」について

* 「新がん保険」とは、「新がん保険（A型）」を指し、「子供特約（子供特約（A型）」を含めた総称です。

●「スーパーがん保険」について

* 「スーパーがん保険」とは、「新がん保険（B型）」を指し、「子供特約（子供特約（B型）」を含めた総称です。

●「スーパーがん保険Ⅴタイプ」について

* 「スーパーがん保険Ⅴタイプ」は、「新がん保険（B型）」に「低解約払戻金特則（低解約払戻金割合を指定する方法：30%）」を付加した商品です。

* 「子供特約（子供特約（B型）」を含めた総称です。

●「スーパーがん保険Ⅱ型」について

* 「スーパーがん保険Ⅱ型」とは、「新がん保険（BⅡ型）」を指し、「子供特約（子供特約（BⅡ型）」を含めた総称です。

●「スーパーがん保険Ⅱ型Ⅴタイプ」について

* 「スーパーがん保険Ⅱ型Ⅴタイプ」は、「新がん保険（BⅡ型）」に「低解約払戻金特則（低解約払戻金割合を指定する方法：30%）」を付加した商品です。

* 「子供特約（子供特約（BⅡ型）」を含めた総称です。

「充実パック」のしくみ・特長について

*「がん保障充実PACK」（以下、「充実パック」といいます。）は、つぎの(1)から(7)のすべてまたは一部の特約を組み合わせた商品の総称です。

- (1) 同額保障特約
- (2) 上皮内新生物特約
- (3) 同額保障特約〔特約用〕
- (4) 新手術特約〔がん保険〕
- (5) がん高度先進医療特約
- (6) 特定治療通院特約
- (7) 緩和ケア特約

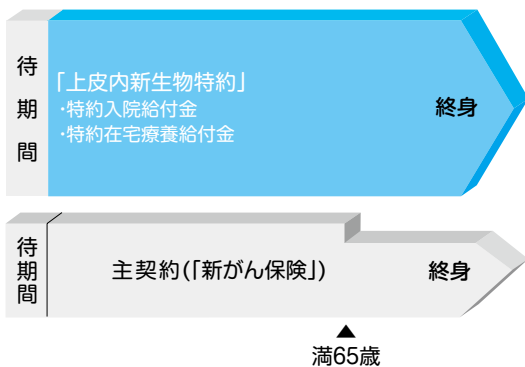
*「がん保険」（主契約）に付加してお申込みください。（「充実パック」を付加できない種類の「がん保険」がありますので、ご確認ください。）

* つぎの場合には、「同額保障特約」は付加できません。

- ・主たる被保険者が死亡している「がん保険」（主契約）に「充実パック」を付加する場合
- ・「がん保険」（主契約）が家族契約で、主たる被保険者とその配偶者のいずれかが「充実パック」を付加しない場合
- ・ご契約の「がん保険」が「新がん保険」の場合

<ご契約の例：「新がん保険」に「充実パック」（パワーアッププランⅢ）を付加した場合>

- ・ 保険期間・保険料払込期間：終身



1. <上皮内新生物>による入院などを保障します。

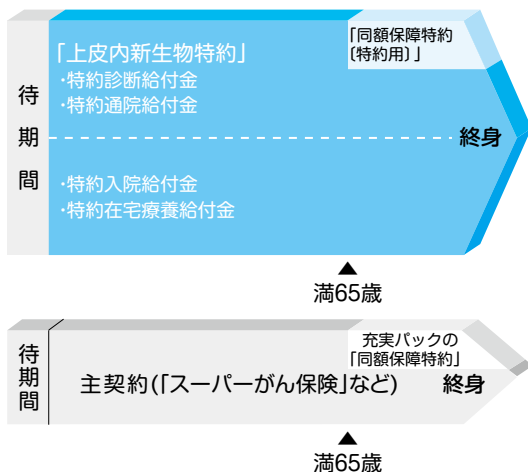
ご注意

「入院」

- ・ お支払の対象となる「入院」とは、治療を目的とする入院です。健康診断、人間ドックなどの健康管理や検査を目的とする入院は含まれません。
- ・ 外来に通院し、病院のベッドに寝て透析、点滴、手術などを行っても「入院」治療とはみなされません。（入院料などのお支払があり、「入院」の規定に該当するものが対象となります。）

＜ご契約の例：「スーパーがん保険」、「スーパーがん保険Vタイプ」、「スーパーがん保険II型」、「スーパーがん保険II型Vタイプ」に「充実パック」（パワーアッププランⅢ）を付加した場合＞

- ・「同額保障特約」、「上皮内新生物特約」、「同額保障特約〔特約用〕」を組み合わせたプラン
- ・保険期間・保険料払込期間：終身



1. 「がん保険」の診断給付金、通院給付金、死亡保険金のお支払額を年齢にかかわらず同額にします。
2. <上皮内新生物>による入院、通院などを保障します。

ご契約のコースについて

●ご本人コース

1. ご本人コース<ご本人のみ>

* ご本人のみを保障するコースです。主契約がご本人を主たる被保険者とする個人契約の場合に、本人型の「充実パック」を付加します。

2. ご本人コース<ご本人+お子さま>

* ご本人に加えてお子さまを保障するコースです。主契約がご本人を主たる被保険者とする個人契約で、子供特約が付加されている場合に、本人型、子型の「充実パック」を付加します。

●ご家族コース

1. ご家族コース<ご夫婦のみ>

* ご夫婦を保障するコースです。主契約が家族契約で、ご夫婦のみが保障の対象となっている場合に、本人型、配偶者型の「充実パック」を付加します。

2. ご家族コース<ご夫婦+お子さま>

* ご家族をまとめて保障するコースです。主契約が家族契約で、保障の対象となるお子さまがいる場合に、本人型、配偶者型、子型の「充実パック」を付加します。

●被保険者の範囲について

* 「充実パック」の被保険者の型に応じた被保険者の範囲は、つぎのとおりです。

被保険者の型	被保険者の範囲
本人型	主契約の主たる被保険者
配偶者型	主契約の主たる被保険者と同一戸籍に記載されている配偶者
子型	主契約の主たる被保険者と同一戸籍に記載されている満23歳未満の子

「充実パック」の給付金などのお支払について

付加される特約やお支払の対象となる給付金などの種類とそのお支払額は、すでにご契約の「がん保険」の種類や保障の対象となる被保険者の範囲、すでに「がん保険」（主契約）に付加されている特約の保障などによって異なります。お申込のご契約の内容については、「申込書」または「裏書のお知らせ（承認通知書）」にてご確認ください。

* お支払の対象は、責任開始日以後に診断された〈がん〉〈上皮内新生物〉となります。

● 同額保障特約

* すでにご契約の「がん保険」（主契約）の診断給付金、通院給付金、死亡保険金のお支払額を、年齢にかかわらず同額に変更します。
（※）

※ 「充実パック」を付加する前の「がん保険」（主契約）の診断給付金、通院給付金、死亡保険金のお支払額は、満65歳以降に半額になります。なお、「充実パック」を付加した場合でも、「がん保険」（主契約）の死亡払戻金のお支払額は変更されないため、満65歳以降に半額になります。

ご注意

すでにご契約の「がん保険」が「新がん保険」の場合には、「充実パック」に「同額保障特約」は含まれません。

● 上皮内新生物特約、同額保障特約（特約用）

<特約入院給付金>

お支払事由	<上皮内新生物>によって入院をしたとき
お支払額	<がん>によって入院をした場合と同額
お支払限度	日数は無制限

* お支払の対象は、<上皮内新生物>の治療を直接の目的とする入院です。

* 特約入院給付金と「がん保険」の入院給付金の両方のお支払事由に該当する場合には、「がん保険」の入院給付金をお支払いします。

* 「がん保険」の在宅療養期間中に入院した場合には、特約入院給付金から所定の金額を差引きます。

<特約在宅療養給付金>

お支払事由	特約入院給付金が支払われる継続20日以上 の入院の後、在宅療養したとき
お支払額	<がん>によって在宅療養をした場合と同額
お支払限度	回数は無制限

* ご請求の際には、在宅療養の必要がある旨の所定の証明書が必要です。

* 退院日の翌日以後20日以内の期間に再入院した場合の特約在宅療養給付金については、所定の金額を、次にお支払いする給付金から差引きます。

* 特約在宅療養給付金と「がん保険」の在宅療養給付金の両方のお支払事由に該当する場合には、「がん保険」の在宅療養給付金をお支払いします。

* 「在宅療養」とは、身体の障害または病気により、日常生活が制限を受けるかまたは制限を加えることを必要とするため、病院または診療所への通院などの最低限必要な外出を除き、活動範囲が家屋内に限られている状態をいいます。

<特約診断給付金> (ご契約の「がん保険」が「新がん保険」の場合にはありません。)

お支払事由	責任開始日以後に<上皮内新生物>と診断され治療を開始したとき
お支払額	<がん>と診断された場合の診断給付金のお支払額の1割で、年齢にかかわらず同額
お支払限度	保険期間を通じて1回

<特約通院給付金>（ご契約の「がん保険」が「新がん保険」の場合にはありません。）

お支払事由	特約入院給付金が支払われる継続20日以上 の入院の後、所定の特約通院期間（※）内に、 通院をしたとき
お支払額	<がん>によって通院をした場合と同額で、 年齢にかかわらず同額
お支払限度	「特約通院期間（※）」中、30日（保険期間を 通じて、特約通院給付金と「がん保険」の通 院給付金を通算して700日）

※ 「特約通院期間」

- ・ 特約在宅療養給付金をお支払いする場合：
特約在宅療養期間（退院日の翌日以後20日以内の期間。ただし、
退院日の翌日以後20日以内の期間に再入院をした場合は、そ
の該当した日の前日までの期間）の最後の日の翌日以後180日
以内の期間
- ・ 特約在宅療養給付金をお支払いしない場合：
退院日の翌日以後180日以内の期間

* 特約入院給付金または「がん保険」の入院給付金・通院給付金が
支払われる日については、特約通院給付金はお支払いしません。

ご注意

すでにご契約の「がん保険」が「新がん保険」の場合には、「充
実パック」に「同額保障特約〔特約用〕」は含まれません。

● 新手術特約（がん保険）

<手術給付金>

お支払事由	<がん><上皮内新生物>によって所定の手術を受けたとき
お支払額	特約給付金額（給付倍率の型：I型）
お支払限度	一部の手術を除き、回数は無制限

* お支払の対象となる手術については巻末の別表26-1をご覧ください。

● がん高度先進医療特約

<がん高度先進医療給付金>

お支払事由	<がん>の診断や治療の際に所定の「先進医療」を受けたとき
お支払額	特約給付金額×技術料に応じた給付倍率
お支払限度	1年間に5回まで

* お支払額は、「先進医療」の技術料に応じた給付倍率により異なります。（詳しくは、巻末の別表31をご覧ください。）

* 所定の「先進医療」とは、厚生労働大臣が定める高度の医療技術を用いた療養のことをいいます。（詳しくは、巻末の別表29をご覧ください。）

● 特定治療通院特約

<特定治療通院給付金>

お支払事由	<がん>の治療として、放射線治療、抗がん剤治療、ホルモン療法を受けることを目的とする通院をしたとき
お支払額	通院1日あたり、特約給付金額
お支払限度	保険期間を通じて、通算120日まで

* 抗がん剤などを内服するための通院は、お支払いしません。

- * 特定治療通院給付金と「がん保険」の通院給付金の両方のお支払事由に該当する場合には、「がん保険」の通院給付金をお支払いします。

ご注意

すでにご契約の「がん保険」が「新がん保険」の場合には、「充実パック」に「特定治療通院特約」は含まれません。

●緩和ケア特約

<在宅緩和ケア初期給付金>

お支払事由	末期の<がん>（余命6か月以内）と判断され、「在宅緩和ケア」を開始したとき
お支払額	特約給付金額の20倍
お支払限度	保険期間を通じて1回

- * 「在宅緩和ケア」とは、末期の<がん>（余命6か月以内）と判断され、<がん>から生じる各種の症状を緩和することを目的として、医師の計画的な医学管理のもとで提供される在宅医療のことをいいます。

<在宅緩和ケア給付金>

お支払事由	「在宅緩和ケア」を開始した日から、「在宅緩和ケア」を継続して受けているとき
お支払額	特約給付金額×継続日数
お支払限度	「在宅緩和ケア」を開始した日以後、最高180日間

●受取人について

* 給付金の受取人は、つぎのとおりです。

被保険者の型	受取人
本人型	主契約の主たる被保険者の給付金受取人
配偶者型	主契約の従たる被保険者の給付金受取人
子型	主契約の従たる被保険者の給付金受取人（ご本人コース〈ご本人＋お子さま〉の場合は子供特約の給付金受取人）

<がん><上皮内新生物>の定義および診断確定について

* 「充実パック」の対象となる<がん><上皮内新生物>とは、平成27年2月13日総務省告示第35号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2013年版）準拠」において「悪性新生物」、「上皮内新生物」に分類されている疾病をいいます（詳しくは巻末の別表27、別表28をご覧ください。）。

* <がん><上皮内新生物>の診断確定は、医師によって、病理組織学的所見（生検を含みます。）によりなされることを要します。

お支払いできない場合について

●責任開始日の前日以前に<がん>と診断確定されていた場合

*被保険者が、告知前または告知の時から責任開始日の前日以前に<がん>と診断確定されていた場合には、ご契約者およびすべての被保険者がその事実を知っているかいないかにかかわらず「充実パック」は無効となり、給付金などをお支払いしません。ただし「上皮内新生物特約」、「同額保障特約〔特約用〕」を除きます。

●責任開始日の前日以前に診断確定された<上皮内新生物>の場合

*責任開始日の前日以前に診断確定された<上皮内新生物>による入院などについては、給付金などをお支払いしません。

●お支払事由に該当しない場合

*つぎのような場合は、給付金などのお支払事由に該当しません。

- (1) <がん><上皮内新生物>の治療を目的としない入院をしたとき（子宮筋腫、子宮ポリープ、大腸ポリープ、皮膚の良性腫瘍など）
- (2) 薬剤の受取のみの通院をしたとき

●告知義務違反による解除の場合

●保険料のお払込が行われずご契約が失効した場合

●重大事由による解除の場合



詳しくは、主契約の「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

●詐欺による取消し、不法取得目的による無効の場合

この場合、すでにお払いいただいた保険料は払戻しません。

お申込にあたって

生命保険募集人について

- * 生命保険募集人は、保険契約の締結の「媒介」または「代理」を行うものです。「媒介」を行う場合は、保険契約のお申込に対して保険会社が承諾したときに保険契約は有効に成立します。また、「代理」を行う場合は、生命保険募集人が保険契約のお申込に対して承諾をすれば保険契約は有効に成立します。
- * 当社の生命保険募集人は、お客さまと当社の保険契約の締結の媒介を行う者で、告知受領権や保険契約の締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込に対して当社が承諾したときに有効に成立します。
- * ご契約が成立した後にご契約の内容の変更などをする場合にも、原則としてご契約の内容の変更などに対する当社の承諾が必要です。
<当社の承諾が必要なご契約の内容の変更などのお手続の例>
 - ・ご契約の復活
 - ・特約の中途付加 など

クーリング・オフ制度（お申込の撤回または解除について）

- * 生命保険は長期にわたる契約ですから、ご契約に際しては十分ご検討ください。
- * ご納得がいけない場合には、お申込者またはご契約者（以下、「お申込者など」といいます。）は、ご契約の申込日または第1回保険料（第1回保険料相当額を含みます。）のお払込の日のいずれか遅い日（第1回保険料をクレジットカードでお支払いになる場合は、ご契約の申込日またはクレジットカードの有効性を当社が確認した日のいずれか遅い日）からその日を含めて8日以内であれば、ご契約のお申込の撤回またはご契約の解除（以下、「お申込の撤回など」といいます。）をすることができます。（※）
- * この場合には、お払込みいただいた金額をお返しします。
- * つぎの場合には、お申込の撤回などのお取扱ができません。
 - ・当社が指定した医師の診査を受けた場合
 - ・すでに契約したご契約の内容を変更する場合
- ※ お申込の撤回などの書面を発信した時に給付金・保険金・年金などのお支払事由が生じている場合には、お申込の撤回などの効力は生じません。ただし、お申込の撤回などの書面を発信した時に、お申込者などが給付金・保険金・年金などのお支払事由が生じていることを知っている場合を除きます。

●ご連絡方法

- * お申込の撤回などは、必ず郵便により上記の期間内（8日以内の消印有効）に当社あてに発信してください。
- * 書面（ハガキ、便箋）には、お申込の撤回などの意思を明記し、お申込者などの氏名・氏名のフリガナ・住所をご記入ください。

〈郵送先〉

〒182-8008
日本郵便株式会社 調布郵便局 私書箱第50号
アフラック 契約部 撤回担当行

告知と告知義務について

●ご契約者や被保険者の告知について

- *ご契約をお引受けするかどうかを決めるための重要なことがらについておたずねいたします。

●告知義務について

- *ご契約者や被保険者にはご健康の状態などについて告知をしていただく義務があります。生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。したがって、初めからご健康の状態の良くない方や危険度の高いご職業に従事している方などが無条件に契約しますと、保険料の負担の公平性が保たれません。ご契約に際しては、過去の傷病歴（傷病名、治療期間等）、<がん>にかかれたことの有無、現在のご健康の状態、身体の障害状態、ご職業など「告知書」で当社がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせください（告知をしてください）。

なお、告知をしていただいた内容が不十分であった場合には、再度告知をお願いすることがあります。

- *医師の診査を受けてお申込みいただく場合には、当社指定の医師が被保険者の過去の傷病歴（傷病名、治療期間等）などについておたずねしますので、その医師に口頭により事実をありのままに正確にもれなくお知らせください（告知をしてください）。口頭により告知をしていただいた内容は、医師により記録されますので、ご確認のうえ自署欄に署名してください。

- *効力を失ったご契約を復活する場合にも告知が必要です。

●告知受領権について

- *告知受領権は、生命保険会社および生命保険会社が指定した医師が持ちます。生命保険募集人・募集代理店・生命保険面接士には告知受領権がなく、生命保険募集人・募集代理店・生命保険面接士に口頭でお話しされただけでは告知をしていただいたことになりませんので、ご注意ください。

●傷病歴などがある方のお引受について

- *当社では、他のご契約者との公平性を保つため、お客さまのご健康の状態などに応じたお引受を行っています。ご契約をお断りする場合もありますが、傷病歴などがある方を全てお断りするわけではありません。なお、お断りする場合には、お客さまあてに書

面または募集代理店を通じてご通知します。

●ご契約の内容の確認について

- * 当社の社員または当社の委託を受けた者が、ご契約のお申込の際やご契約成立後に、お申込の内容や告知内容について確認させていただく場合があります。

告知が事実と相違する場合

●「告知義務違反」によるご契約または特約の解除

- * 告知をしていただくことがらは、告知書に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知いただいたりしますと特約の契約日から2年以内であれば、当社は「告知義務違反」としてご契約または特約を解除することがあります。
 - ・ 特約の契約日から2年を経過していても、給付金・保険金などのお支払事由が特約の契約日から2年以内に生じていた場合などには、ご契約または特約を解除することがあります。
 - ・ ご契約または特約を解除した場合には、たとえ給付金・保険金などのお支払事由が生じていても、原則としてこれをお支払いすることはできません。また、保険料のお払込を免除する事由が生じていても、原則としてお払込を免除することはできません。
- * 告知にあたり、生命保険募集人が、告知をすることを妨げた場合、または告知をしないことや事実でないことを告げることを勧めた場合には、当社はご契約または特約を解除することはできません。ただし、生命保険募集人のこうした行為がなかったとしても、ご契約者または被保険者が、当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、当社はご契約または特約を解除することができます。
- * 上記に記載したご契約または特約を解除する場合以外にも、ご契約または特約の締結の状況などにより、給付金・保険金などをお支払いできないことがあります。例えば、「現在の医療水準では治癒が困難な疾患や、死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症などについて故意に告知をしなかった場合」など、「告知義務違反」の内容が特に重大な場合には、詐欺によるご契約の取消しの規定を適用して、給付金・保険金などをお支払いできないことがあります。この場合、「告知義務違反」による解除の対象となる特約の契約日から2年を経過した後でもご契約が取消しとなることがあります。また、すでにお払込みいただいた保険料はお返ししません。

特約を中途付加した場合の特約の契約日および保障の開始について

●特約の契約日

- * 特約を主契約に中途付加して締結する際に、契約者が指定した月の主契約の契約応当日（半年払契約・年払契約の場合は半年単位・年単位の契約応当日。また、応当日のない月については、その月の末日を契約応当日とします。）を特約の契約日といたします。

●特約保険料の払込

- * 特約の第1回保険料は、主契約の保険料の払込期月中に主契約の払込方法（経路）にしたがい、主契約の保険料と同時に払込んでください。

●保障の開始

- * 当社が、ご契約上の保障を開始する時期（日）を、責任開始期（日）といたします。ご契約を当社がお引受けすることを承諾した場合、「充実パック」の契約日から3か月を経過した日の翌日を責任開始日とし、その日から保障を開始します。

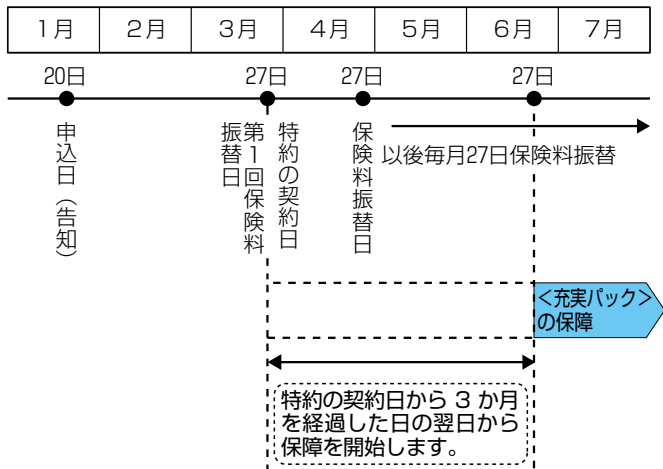
ご注意

「3か月を経過した日」の応当日がない場合には、その月の末日を「3か月を経過した日」とし、その翌月1日から保障を開始します。

● 特約の契約日と保障の開始の例（月払の場合）

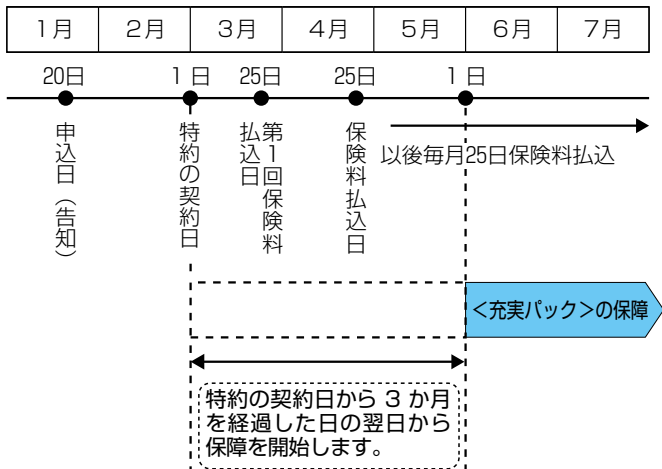
1. 口座振替で払込む方法（例）

- ・ 契約応当日が27日で、1月20日に特約の中途付加をお申し込んだ場合
- ・ 特約の契約日：既にご契約のがん保険の月単位の契約応当日



2. 勤務先などの団体や集団を通じて払込む方法（例）

- ・契約応当日が1日で、1月20日に特約の中途付加をお申しただいた場合
- ・特約の契約日：既にご契約のがん保険の月単位の契約応当日



ご注意

上記の特約の契約日の説明は代表例であり、保険料のお払込方法（経路）などによっては上記にあてはまらない場合がありますので、その際は当社にお問い合わせください。

ご契約後について

解約と解約払戻金について

●解約について

* 生命保険は、お客さまとご家族にとって大切な財産となりますので、ぜひご継続ください。

●「上皮内新生物特約」(本人型、配偶者型)の解約払戻金について

* 生命保険は、多数の方が保険料を出し合い、相互に保障し、助け合う制度です。したがって、預貯金のように保険料がそのまま積み立てられるものではありません。保険料のうち、一部は年々の給付金・保険金・年金などのお支払に、また一部はご契約を維持するための費用などにあてられるしくみになっています。したがって、途中で解約すると、解約払戻金は全くないか、あっても払込保険料の合計額に比べて少ない金額になります。(解約払戻金額は、契約年齢、保険料払込期間、経過年数などによって異なります。)

●「同額保障特約」、「同額保障特約〔特約用〕」、「新手術特約〔がん保険〕」(本人型、配偶者型)、「特定治療通院特約」(本人型、配偶者型)、「緩和ケア特約」(本人型、配偶者型)の解約払戻金について

* 低解約払戻金特則(解約払戻金を0と指定する方法)が付加されているため、解約払戻金はありません。

●被保険者の型が子型の特約、「がん高度先進医療特約」の解約払戻金について

* 解約払戻金はありません。

特約の消滅など

●特約の消滅について

* つぎのいずれかに該当した場合には、特約は消滅します。

(1) 被保険者の型が本人型の場合

- ① ご本人が死亡したとき
- ② 主契約が解約などにより消滅したとき

(2) 被保険者の型が配偶者型の場合

- ① 配偶者が死亡したとき
- ② 離婚などにより配偶者についての被保険者の資格がなくなったとき
- ③ 主契約が家族契約から個人契約に変更されたとき
- ④ 主契約が解約などにより消滅したとき

(3) 被保険者の型が子型の場合

- ① 主契約に付加されている子供特約が解約などにより消滅したとき
- ② 主契約が家族契約から個人契約に変更され、変更後の主契約に子供特約が付加されなかったとき
- ③ 主契約が解約などにより消滅したとき

(4) 「同額保障特約」の場合

- ① 主契約が解約などにより消滅したとき
- ② 主契約に子供特約が付加されている場合で、ご本人（主契約の主たる被保険者）が死亡したとき
- ③ 主契約の保険料のお払込が免除されたとき

(5) 「同額保障特約〔特約用〕」の場合

「同額保障特約〔特約用〕」が付加されている「上皮内新生物特約」が解約などにより消滅したとき

* 本人型とあわせて配偶者型または子型の特約をご契約している場合で、ご本人が死亡したときは、つぎのとおりとなります。

- (1) 配偶者型の特約は、そのままご継続できます。この場合、配偶者型の特約についての保険料を、従来どおりお払込いただくことが必要です。
- (2) 子型の特約については保険料のお払込が免除され、当初定めた保険期間が満了するまで継続します。

●配偶者、お子さまの被保険者の資格について

* つぎのいずれかに該当した場合には、その時から被保険者の資格がなくなります。

- (1) 主契約の主たる被保険者と同一戸籍でなくなったとき。ただし、主契約の主たる被保険者の死亡による場合を除きます。

(2) お子さまが満23歳になったとき

ご注意

すべてのお子さまについて被保険者の資格がなくなった場合には、子型の特約の解約をご請求ください。解約のご請求がない場合は、子型の特約はそのまま継続しますのでご注意ください。

●主契約が無効とされた場合の特約のお取扱

- *主契約の責任開始日の前日以前に〈がん〉と診断確定されていたことにより主契約が無効とされた場合には、特約は同時に消滅し、消滅時までは効力があったものとします。ただし、特約が同時に無効とされる場合、特約が告知義務違反などにより解除される場合を除きます。

「指定代理請求特約」について

●「指定代理請求特約」のしくみ・特長

- * 被保険者が受取人となる給付金などについて、被保険者が請求できない特別な事情がある場合に、あらかじめ指定された指定代理請求人が被保険者に代わって給付金などを請求できるようにする特約です。

ご注意

この特約を付加した際には、ご契約者から指定代理請求人に対して、「指定代理請求人に指定されたこと」および「被保険者に代わって給付金などを請求できること」をお伝えください。

●代理請求の対象となる給付金

被保険者が受取人となる給付金など

●代理請求できる場合

- * 主たる被保険者が受取人となる給付金などについて、あらかじめ指定された指定代理請求人が主たる被保険者に代わって給付金などを請求できるのは、つぎの場合です。

- ・主たる被保険者が、事故や病気などにより、給付金などの請求を行う意思表示が困難であると当社が認めた場合
- ・主たる被保険者が、がんなどの病名の告知や余命の告知を受けていない場合
- ・その他、これらに準じる状態であると当社が認めた場合

- * ご請求に必要な書類については、巻末の別表1をご覧ください。

●代理請求できる方

- * あらかじめつぎの範囲内で指定された指定代理請求人（1名）が、主たる被保険者に代わって給付金などを請求できます。

- (1)主たる被保険者の戸籍上の配偶者
- (2)主たる被保険者の直系血族
- (3)主たる被保険者の3親等内の親族
- (4)主たる被保険者と同居し、または主たる被保険者と生計を一に行っている方
- (5)主たる被保険者の療養看護に努め、または主たる被保険者の財産管理を行っている方

なお、(4)および(5)については、給付金などの請求の際に、会社所定の書類等によりその事実を確認できる場合に限り、主たる被保険者に代わって給付金などを請求できます。

* ご契約者は、主たる被保険者の同意を得て、指定代理請求人の指定、変更または指定の撤回をすることができます。お手続きに必要な書類については、巻末の別表1をご覧ください。

* ご契約が家族契約の場合または子供特約が付加されている場合、主たる被保険者のご家族については指定代理請求人は指定できず、代理請求人がご家族に代わって給付金などを請求できます。

● 指定代理請求人が指定されていない場合など

* 主たる被保険者が受取人となる給付金などについて、主たる被保険者が請求できない特別な事情があり、かつ、つぎに該当した場合は、代理請求人が主たる被保険者に代わって給付金などを請求できません。

- ・ 指定代理請求人が指定されていない場合（指定代理請求人の指定が撤回された場合、指定代理請求人が死亡している場合を含みます。）
- ・ 指定代理請求人が請求時に「代理請求できる方」の範囲外である場合
- ・ 指定代理請求人に給付金などを請求できない特別な事情がある場合

* 代理請求人はつぎの範囲内のいずれかの方となります。

- ・ 主たる被保険者と同居し、または主たる被保険者と生計を一にしている主たる被保険者の戸籍上の配偶者
- ・ 上記に該当する配偶者がいない場合には、主たる被保険者と同居し、または主たる被保険者と生計を一にしている3親等内の親族
- ・ 代理請求人としての要件を満たしていると当社が認めた方

* 主たる被保険者のご家族の代理請求人はつぎの範囲内のいずれかの方となります。

- ・ 主たる被保険者
- ・ 主たる被保険者がいない場合には、支払事由に該当した被保険者と同居または生計を一にしている当該被保険者の戸籍上の配偶者または3親等内の親族
- ・ 代理請求人としての要件を満たしていると当社が認めた方

●留意点

1. 特約の付加に際して

- ・「指定代理請求特約」を付加した場合には、主契約に代理請求人による請求の規定があるときでも、それを適用しません。

2. 代理請求に際して

- ・故意に給付金などの支払事由（保険料の払込免除事由を含みます。）を生じさせた方または故意に給付金などの受取人を給付金などを請求できない状態にさせた方は、指定代理請求人および代理請求人としての取扱を受けることができません。
- ・給付金などの受取人が法人である場合は、代理請求は取扱いません。

3. 代理請求により給付金などを支払った後について

- ・給付金などを指定代理請求人または代理請求人に支払った場合には、その後に重複してその給付金などの請求を受けても、お支払いしません。

ご注意

代理請求によって給付金などを支払った後に、ご契約者または被保険者からお問合せ・お申出を受けた場合、当社は事実に基づいてご回答・ご説明せざるを得ないことがあります。このような場合、当社は指定代理請求人または代理請求人にご契約者または被保険者への事情説明をお願いすることがあります。

その他生命保険に関するお知らせ

個人情報の取扱いについて

● プライバシーポリシーについて

* 当社は「個人情報の取扱いについて」と題するプライバシーポリシーを策定し、これにもとづいて業務を行っています。その内容は、当社ホームページにてご確認ください。

※以下、本「個人情報の取扱いについて」において、「個人情報」には個人番号（マイナンバー）および特定個人情報（以下、「特定個人情報等」といいます。）を含みません。特定個人情報等については、「特定個人情報等の取扱いについて」をご覧ください。

● お客さまの個人情報の利用目的について

* お客さまの個人情報の利用目的はつぎのとおりです。主な商品やサービスの内容については、当社ホームページ〔<http://www.aflac.co.jp/>〕にてご確認ください。

- (1) 各種保険契約の引受・継続・維持管理、保険金・給付金などの支払
- (2) 当社、その関連会社・提携会社の取扱う各種商品やサービスのご案内・提供・維持管理
- (3) 当社業務に関する情報提供・運営管理、商品やサービスの充実
- (4) その他保険業に関連・付随する業務

● 個人情報の収集方法

* 当社は、法令などに従い、適正な方法により個人情報を収集します。主な収集方法としては、保険申込み時の契約申込書などや保険契約の継続・維持管理などに必要な各種帳票により収集する方法や、アンケートなどにより収集する方法、電話などを通じてお伺いすることにより収集する方法があります。そして、個人情報の収集にあたっては、当社は、法令などに従い、個人情報の利用目的をホームページで公表するほか、申込書などに記載します。なお、当社にお電話でお問い合わせいただいた場合、適切な対応を行うために、通話内容を録音させていただく場合があります。

● 個人情報の利用

* 当社は、個人情報を、上記記載の個人情報の利用目的の範囲内で利用させていただきます。ただし、法令などにもとづく場合は、この限りではありません。

●個人データの提供

- * 当社は、つぎの場合に個人データを第三者に提供します。
 - (1) 下記の【個人データの第三者提供について】に記載の場合
 - (2) お客さまの個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、後述の代理店を含む委託先に提供する場合
 - (3) 保険制度の健全な運営に必要であると考えられる場合
 - (4) 法令などにもとづく場合
 - (5) その他、ご本人が同意されている場合

【個人データの第三者提供について】

<代理店に対する提供>

- * 当社は代理店制度を採用していますので、個人情報の利用目的のために、お客さまの個人情報を当社指定の代理店に対して提供します。なお、当社指定の代理店とは、つぎのとおりです。
 - (1) ご契約の全部または一部を担当する代理店（お客さまの担当代理店）
 - (2) ご契約者が所属する企業などの許可を得て、当該企業などにおいて各種商品やサービスのご案内・提供・維持管理などを行っている代理店（企業などの担当代理店）
 - (3) お客さまの担当代理店または企業などの担当代理店が提携する、当社の承認を受けた代理店
 - (4) ご契約者から個人情報の提供について了解を得た代理店
 - (5) その他、個人情報の利用目的を達成するために必要な範囲内にある代理店

<提携会社・関連会社との間での相互提供>

- * サービスの提供対象となる保障内容のお申込みをした方に限り、提携会社・関連会社の取扱う各種商品やサービスの案内・提供・維持管理のため、提携会社・関連会社との間で個人情報の相互提供を行うことがあります。

<団体取扱特約、準団体取扱特約、集団取扱特約、特別集団取扱特約、保険料口座振替特約、保険料クレジットカード支払特約の適用>

- * 保険契約について上記のいずれかの特約の適用がある場合は、各種保険契約の継続・維持管理などのために、保険料集金に必要な個人情報のほか、お客さまの連絡先を含めた本目的の達成に必要な個人情報などを、お客さまが所属される団体、準団体、集団もしくは特別集団、お客さまが指定された保険料振替口座を管理する金融機関、集金代行会社、または、お客さまが利用されるクレジットカード会社と、当社との間で相互に提供しております。

<再保険の利用>

- * 保険会社は、お客さまの保険契約について、引受リスクを適切に分散するために再保険（再々保険以降の出再を含みます。）を行うことがあります。この場合、保険会社は、再保険の対象となる保険契約の特定に必要な個人情報のほか、当該保険契約に関する支払結果および支払査定の際に利用する個人情報を、再保険の引受を行う保険会社に対して提供します。

<その他>

- * 被保険者の告知内容や診査結果をご契約者またはお申込者に知らせることがあります。
当社の照会に対し、被保険者を診察した医師・医療機関がその健康状態などを報告する場合があります。
- * 保険契約は、ご契約者・被保険者・受取人がそれぞれ別の方となる場合があります。そのため、保険会社は、保険契約に関するお知らせを行い、個人情報の利用目的を達成しようとする場合に、ご契約者の個人情報を被保険者や受取人に対し、被保険者の個人情報をご契約者や受取人に対し、受取人の個人情報をご契約者や被保険者に対し、それぞれ提供することがあります。また、被保険者を同一とする他の保険契約のご契約者・受取人などに対してもご契約者・被保険者・受取人の個人情報を提供することがあります。したがって、被保険者、受取人にも上記内容をお知らせください。

【保険制度の健全な運営に必要な場合の具体例】

- * 当社は、生命保険制度が健全に運営され、給付金・保険金・年金などのお支払が正しく確実に行われることを目的として、「契約内容登録制度」、「契約内容照会制度」、「支払査定時照会制度」にもとづき、当社の保険契約などに関する所定の情報を特定の者と共同して利用しています。（詳しくは「支払査定時照会制度」にもとづく、他の生命保険会社などとの保険契約などに関する情報の共同利用について」または「契約内容登録制度」、「契約内容照会制度」、「支払査定時照会制度」にもとづく、他の生命保険会社などとの保険契約などに関する情報の共同利用について」の項をご覧ください。）

● センシティブ情報の収集・利用・第三者提供

- * 当社は、保険業法施行規則にもとづき、保険医療等のセンシティブ情報については、つぎに掲げる場合を除くほか、取得、利用または第三者提供を行いません。

- (1) 法令などにもとづく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のため特に必要がある場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合
- (5) 源泉徴収事務などの遂行上必要な範囲において、政治・宗教などの団体もしくは労働組合への所属もしくは加盟に関する従業員などのセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- (6) 相続手続による権利義務の移転などの遂行に必要な限りにおいて、センシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- (7) 保険業その他金融分野の事業の適切な業務運営を確保する必要性から、本人の同意にもとづき業務遂行上必要な範囲でセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- (8) センシティブ情報に該当する生体認証情報を本人の同意にもとづき、本人確認に用いる場合

特定個人情報等の取扱いについて

● 特定個人情報等の利用目的・利用

- * 当社は、特定個人情報等を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号法」といいます)で限定的に定められた利用目的を超えて取得・利用しません。

● 特定個人情報等の収集方法

- * 当社は、法令等に従い、適正な方法により特定個人情報等を収集します。

● 特定個人情報等の提供

- * 当社は、番号法で限定的に認められている場合を除き、特定個人情報等を第三者に提供しません。

「支払査定時照会制度」にもとづく、他の生命保険会社などの保険契約などに関する情報の共同利用について

* 当社は、生命保険制度が健全に運営され、給付金・保険金・年金などのお支払が正しく確実に行われることを目的として、「支払査定時照会制度」にもとづき、以下のとおり、当社の保険契約などに関する所定の情報を特定の者と共同して利用しています。

●「支払査定時照会制度」について

* 当社は、(一社)生命保険協会、(一社)生命保険協会加盟の他の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会（以下、「各生命保険会社など」といいます。）とともに、給付金・保険金・年金などのお支払の判断または保険契約もしくは共済契約など（以下、「保険契約など」といいます。）の解除、取消しもしくは無効の判断（以下、「お支払などの判断」といいます。）の参考にすることを目的として、「支払査定時照会制度」にもとづき、当社を含む各生命保険会社などの保険契約などに関する以下の相互照会事項記載の情報を共同して利用しています。

給付金・保険金・年金などのご請求があった場合や、これらに関係する保険事故が発生したと判断される場合には、「支払査定時照会制度」にもとづき、相互照会事項の全部または一部について、(一社)生命保険協会を通じて、他の各生命保険会社などに照会を行い、他の各生命保険会社などから情報の提供を受け、また他の各生命保険会社などからの照会に対し、情報を提供すること（以下、「相互照会」といいます。）があります。

相互照会される情報は以下の相互照会事項に限定され、ご請求に係る傷病名などの情報が相互照会されることはありません。また、相互照会にもとづき各生命保険会社などに提供された情報は、相互照会を行った各生命保険会社などによるお支払などの判断の参考にするために利用されることがありますが、その他の目的のために利用されることはありません。なお、照会を受けた各生命保険会社などに相互照会事項記載の情報が存在しなかった場合には、照会を受けた事実は消去されます。各生命保険会社などは「支払査定時照会制度」により知り得た情報を他に公開しません。

* 相互照会事項について

つぎの事項が相互照会されます。ただし、ご契約の消滅後5年を経過したご契約に係る事項は除きます。

(1) 被保険者の氏名・生年月日・性別・住所（市・区・郡までとし

ます。)

- (2) 保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故（左記の各事項は、照会を受けた日から5年以内のものとなります。）
- (3) 保険種類、契約日、復活日、消滅日、ご契約者の氏名と被保険者との続柄、給付金・保険金などの受取人の氏名と被保険者との続柄、給付金額・保険金額など、各特約の内容、保険料とその払込方法

※ 相互照会事項中、被保険者、保険事故、保険種類、契約者、給付金・保険金、給付金額・保険金額、保険料とあるのは、共済契約の場合にはそれぞれ、被共済者、共済事故、共済種類、共済契約者、共済金、共済金額、共済掛金と読み替えます。

* 当社が保有する相互照会事項記載の情報については、当社が管理責任を負います。ご契約者、被保険者または給付金・保険金・年金などの受取人は、所定のお手続により、相互照会事項記載の情報の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申出ることができます。また、「個人情報の保護に関する法律」に違反して相互照会事項記載の情報が取扱われている場合は、所定のお手続により、当該情報の利用の停止または第三者への提供の停止を求めることができます。それぞれのお手続の詳細については、当社にお問い合わせください。

* 「支払査定時照会制度」に参加している各生命保険会社名については、(一社)生命保険協会ホームページ (<http://www.seiho.or.jp/>) の「加盟会社」をご参照ください。

●MEMO

約款・特約条項

同額保障特約

(2018年4月2日制定)

＜この特約の趣旨＞

この特約は、主契約の締結後に、主契約に付加することによって、主契約の給付金等の支払額を、主契約の被保険者の年齢にかかわらず同額にすることを目的とするものです。

第1条＜特約の締結＞

- 1 この特約は、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の締結後に、保険契約者が会社に申し出て、会社が承諾することにより、会社の定める範囲で主契約に付加して締結します。
- 2 この特約の保険期間の始期は、会社がこの特約の第1回保険料（第1回保険料相当額を含みます。）を受け取った時か、この特約の被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時とします。
- 3 この特約の契約日は、会社の定めるところとします。

第2条＜特約の被保険者の範囲＞

- 1 この特約の被保険者の範囲は、つぎのとおりとします。
 - (1) 主契約が個人契約の場合
主契約の主たる被保険者
 - (2) 主契約が家族契約の場合
主契約の主たる被保険者および主契約の従たる被保険者のうちの配偶者
- 2 この特約の被保険者のうち、主契約の従たる被保険者のうちの配偶者については、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の従たる被保険者の資格の得喪の規定を準用します。

第3条＜特約の責任開始日＞

- 1 この特約の契約日からその日を含めて3か月を経過した日の翌日をこの特約の責任開始日（以下、「責任開始日」といいます。）とし、会社は、その日からこの特約上の責任を負います。
- 2 前項の規定にかかわらず、この特約の締結後にこの特約の被保険者の資格を得た者については、この特約の被保険者の資格を得た日からその日を含めて3か月を経過した日の翌日か、前項に定める責任開始日のいずれか遅い日を当該被保険者についての責任開始日とし、会社は、その日からこの特約上の責任を負います。

第4条＜特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込＞

- 1 この特約の保険期間は、この特約の契約日から主契約の保険期間の満了する日までとし、この特約の保険料払込期間は、この特約の契約日から主契約の保険料払込期間の満了する日までとします。
- 2 この特約の保険料は、主契約の保険料と同時に払い込むものとし、主契約の保険料が前納のときは、この特約の保険料も前納とします。なお、月払契約で前納する場合、この特約の保険料については、会社所定の割引率で割り引きます。
- 3 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、その未払込保険料の払込期月に属する契約応当日から将来に向かって解約されたものとします。
- 4 年払契約または半年払契約において、この特約が消滅した場合、その払込期月に対応するものとして払い込まれたこの特約の保険料については、会社は、会社の定めるところにより未経過期間（1か月未満

- の端数は切り捨てます。)に対応した保険料相当額を保険契約者(保険金等を支払うときは、保険金等とともにその保険金等の受取人)に支払います。ただし、月払契約の場合は支払いません。
- 5 前項の場合、支払う金額の支払時期および支払場所については、主約款の保険金等の支払時期および支払場所の規定を準用します。

第5条<がんの定義および診断確定>

- 1 この特約において「がん」とは、別表27に定める悪性新生物をいいます。
- 2 がんの診断確定は、日本の医師の資格を持つ者(日本の医師の資格を持つ者と同等の日本国外の医師を含みます。)によって、病理組織学的所見(生検を含みます。以下同じ。)によりなされたものでなければなりません。ただし、病理組織学的検査が行われなかった場合には、その検査が行われなかった理由および他の所見による診断確定の根拠が明らかであるときに限り、その診断確定も認めます。

第6条<主契約の給付金等の支払額>

- 1 この特約が付加されている場合で、責任開始日以後にこの特約の被保険者が主契約の死亡保険金、診断給付金、通院給付金(以下、総称して「給付金等」といいます。)の支払事由に該当したときには、主約款の給付金等の支払額の規定を、主契約の型によりつぎのとおり読み替えます。

(1) 主契約の死亡保険金の支払額

主契約の型	支払額(契約1口・被保険者1名当たり)
B型	①主たる被保険者：150万円 ②従たる被保険者：100万円
BⅡ型	①主たる被保険者：100万円 ②従たる被保険者：60万円

(2) 主契約の診断給付金の支払額

主契約の型	支払額(契約1口・被保険者1名当たり)
B型	①主たる被保険者：100万円 ②従たる被保険者：60万円
BⅡ型	①主たる被保険者：100万円 ②従たる被保険者：60万円

(3) 主契約の通院給付金の支払額

主契約の型	支払額(契約1口・被保険者1名当たり)
B型	1回の退院のその通院につき ①主たる被保険者： 通院治療1日につき5,000円 ②従たる被保険者： 通院治療1日につき3,000円
BⅡ型	1回の退院のその通院につき ①主たる被保険者： 通院治療1日につき5,000円 ②従たる被保険者： 通院治療1日につき3,000円

第7条<責任開始日の前日以前にがんと診断確定されていた場合>

- 1 この特約の被保険者が、告知前または告知の時から当該被保険者の責任開始日の前日以前にがんと診断確定されていた場合には、保険契約者およびこの特約の被保険者のその事実の知、不知にかかわらず、会社は、この特約を無効（この特約の復活の際は復活の取扱を無効）とします。
- 2 前項の場合、会社は、主約款の第8条<責任開始日の前日以前にがんと診断確定されていた場合>の規定を準用します。

第8条<特約の失効>

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に効力を失います。この場合には、保険契約者は、この特約の解約払戻金があるときは、これを請求することができます。

第9条<特約の復活>

- 1 主契約の復活請求の際、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
- 2 会社は、前項の規定により請求されたこの特約の復活を承諾した場合には、主約款の規定を準用してこの特約の復活を取り扱います。

第10条<主契約の個人契約と家族契約の相互の変更に伴う特約の被保険者の範囲の変更>

主契約において、個人契約と家族契約の相互の変更が行われた場合には、この特約の被保険者の範囲も同時に変更されるものとします。この場合、会社は、主約款の個人契約と家族契約の相互の変更に關する規定を準用します。ただし、この特約を付加することにより主契約の給付金等の支払額が増加する部分については、主契約の個人契約と家族契約の相互の変更日現在の保険料率を適用します。

第11条<特約の保険期間、保険料払込期間の変更>

- 1 主契約の保険期間が変更された場合には、この特約の保険期間も変更されるものとし、変更後のこの特約の保険期間は、この特約の契約日から変更後の主契約の保険期間の満了する日までとします。
- 2 主契約の保険料払込期間が変更された場合には、この特約の保険料払込期間も変更されるものとし、変更後のこの特約の保険料払込期間は、この特約の契約日から変更後の主契約の保険料払込期間の満了する日までとします。
- 3 前2項の場合、会社は、主約款の保険期間の変更の規定、主約款の保険料払込期間の変更の規定を準用して、この特約の保険期間の変更、この特約の保険料払込期間の変更を取り扱います。

第12条<特約の分割>

主契約が分割された場合には、この特約は、分割後の主契約にそれぞれ付加されるものとします。

第13条<告知義務および告知義務違反による解除>

この特約の締結、復活または主契約の個人契約から家族契約への変更の際、この特約の被保険者に関する告知義務、告知義務違反による解除およびこの特約を解除できない場合については、主約款の告知義務、告知義務違反による解除および保険契約を解除できない場合の規定を準用します。

第14条<重大事由による解除>

この特約の重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除の規定を準用します。

第15条<特約の解約>

- 1 保険契約者は、将来に向けてこの特約を解約し、この特約の解約払戻金を請求することができます。ただし、主契約の給付金等の支払事由が生じている場合（主契約が家族契約の場合には、主契約の主たる被保険者または主契約の従たる被保険者のうちの配偶者のいずれかについて、主契約の給付金等の支払事由が生じているとき）には、主契約が解約される場合を除き、この特約の解約は取り扱いません。
- 2 保険契約者が、本条の請求をするときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。

第16条<特約の消滅>

- 1 つぎの各号のいずれかに該当したときは、この特約も同時に消滅します。
 - (1) 主契約が消滅したとき
 - (2) 主契約に子供特約が付加されている場合で、主契約の主たる被保険者が死亡したとき
 - (3) 主契約の保険料の払込が免除されたとき
- 2 前項第1号の規定によりこの特約が消滅した場合には、主契約の被保険者の死亡による場合を除き、会社は、この特約の解約払戻金があるときは、これを保険契約者に支払います。

第17条<特約の解約払戻金>

- 1 この特約の解約払戻金は、経過年月数（保険料払込期間中の保険契約において、経過年月数が払込年月数を超える場合は、払込年月数）により計算します。
- 2 主契約の保険期間が終身以外で定めてあるときは、前項のほか、この特約の契約日と主契約の年単位の契約応当日が一致する場合を除き、この特約の契約日直前の主契約の年単位の契約応当日からこの特約の契約日までの月数を加算して計算します。

第18条<特約の保険料>

- 1 この特約の保険料は、つぎのとおりとします。
 - (1) 主契約の保険期間が終身で定めてあるとき
この特約の契約日における主契約の主たる被保険者の満年齢により計算します。
 - (2) 主契約の保険期間が終身以外で定めてあるとき
この特約の契約日直前の主契約の年単位の契約応当日（この特約の契約日と主契約の年単位の契約応当日が一致する場合はその応当日）における主契約の主たる被保険者の満年齢により計算します。
- 2 前項第2号の場合、この特約の第1回保険料（第1回保険料相当額を含みます。）については、会社の定めた方法で計算した金額の払込を要することがあります。

第19条<特約の契約者配当>

この特約に対しては、契約者配当はありません。

第20条<特約の更新>

- 1 主契約が更新されたときには、この特約も同時に更新されるものとします。
- 2 本条の規定によりこの特約が更新される場合には、主約款の更新に

関する規定を準用します。

第21条＜主約款の準用＞

この特約に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き、主約款の規定を準用します。

第22条＜低解約払戻金特則＞

1 本特則は、この特約の締結の際に、保険契約者がつぎのいずれかの方法を会社に申し出て、会社が承諾することにより、この特約に付加して締結します。ただし、主契約の保険期間が年満期で定めてある場合には、第1号に定める低解約払戻金割合を指定する方法は取り扱いません。

(1) 低解約払戻金割合を指定する方法

(2) 解約払戻金を0と指定する方法

2 前項第1号に定める低解約払戻金割合を指定する方法で本特則を付加した場合には、つぎのとおりとします。

(1) 保険契約者は、低解約払戻金割合(1よりも小さい割合とします。)を、会社所定の範囲内で指定してください。

(2) この特約の保険料払込期間中のこの特約の解約払戻金は、第17条＜特約の解約払戻金＞の規定にかかわらず、第17条＜特約の解約払戻金＞の規定により計算した解約払戻金に、前号において指定された低解約払戻金割合を乗じて計算します。

(3) 第1号において指定された低解約払戻金割合は、変更することができません。

3 第1項第2号に定める解約払戻金を0と指定する方法で本特則を付加した場合には、第17条＜特約の解約払戻金＞の規定にかかわらず、この特約の保険料払込期間中のこの特約の解約払戻金はありません。

4 本特則のみの解約はできません。

第23条＜型の変更に関する特約により主契約の型の変更が行われた場合の特則＞

型の変更に関する特約〔新がん保険〕または型の変更に関する特約〔がん定期保険〕により、主契約の型の変更が行われた場合には、第6条＜主契約の給付金等の支払額＞中、「主契約の型」とあるのを「型の変更前契約の型」と読み替えます。

＜附則＞

本特約において、「子供特約」とは、A型、B型、BⅡ型、C型、D型、E型、F型を総称したものをいいます。

また、平成2年7月1日以前に締結された「子供特約」は、A型とみなします。

上皮内新生物特約

(2018年4月2日制定)

＜この特約の趣旨＞

この特約は、新がん保険またはがん定期保険に付加することによって、この特約の被保険者が、上皮内新生物により所定の入院、在宅療養、通院をした場合に、主契約の型によって特約入院給付金、特約在宅療養給付金、特約診断給付金、特約通院給付金の全部または一部を支払い、新がん保険またはがん定期保険の保障を補うことを目的としたものです。

第1条＜特約の締結、特約の型、特約の口数＞

- 1 この特約は、保険契約者と会社との間で新がん保険またはがん定期保険（以下、「主契約」といいます。）を締結する際に、保険契約者が会社に申し出て、会社が承諾することにより、会社の定める範囲で主契約に付加して締結します。
- 2 この特約の契約日は、主契約の契約日と同一とします。
- 3 この特約の型は、主契約の型と同一とします。
- 4 この特約の口数は、主契約の口数と同一とします。

第2条＜特約の被保険者の型および被保険者の範囲＞

保険契約者は、この特約の締結の際、つぎのいずれかのこの特約の被保険者の型を指定してください。ただし、配偶者型を指定する場合は、主契約が家族契約であることを要します。また、子型を指定する場合は、主契約が家族契約であるかまたは主契約に子供特約が付加されていることを要します。

被保険者の型	この特約の被保険者の範囲
(1) 本人型	主契約の主たる被保険者
(2) 配偶者型	主契約の主たる被保険者と同一戸籍にその配偶者として記載されている者（主契約の主たる被保険者の死亡時に、主契約の主たる被保険者と同一戸籍にその配偶者として記載されていた者で、この特約の締結時まで新たに婚姻をしていない者を含みます。）
(3) 子型	主契約の主たる被保険者と同一戸籍にその子として記載されている満23歳未満の者（主契約の主たる被保険者の死亡時に、主契約の主たる被保険者と同一戸籍にその子として記載されていた者で、この特約の締結時まで婚姻をしていない満23歳未満の者を含みます。以下、「子」といいます。） ただし、会社が告知書にもとづく選択上、引き受けられないと認めた子があった場合には、保険契約者の同意を得て、この特約の被保険者からその子を除きます。

第3条＜特約の被保険者の資格の得喪＞

- 1 この特約の被保険者の型が配偶者型の場合で、この特約の締結後、この特約の被保険者が主契約の主たる被保険者と同一戸籍でなくなったときには、その時からこの特約の被保険者としての資格を失います。ただし、主契約の主たる被保険者の死亡による場合を除きます。
- 2 この特約の被保険者の型が子型の場合、つぎの各号のとおりとします。
 - (1) この特約の締結時に前条第3号に該当している者は、この特約の

締結時からこの特約の被保険者の資格を得るものとします。

- (2) この特約の締結後に前条第3号に該当することになった者がある場合には、保険契約者は、必要書類（別表1）を会社に提出してください。会社が承諾した場合には、必要書類を提出した時からこの特約の被保険者の資格を得るものとします。
- (3) この特約の締結後に新たに出生した子については、前号の規定にかかわらず、出生日から自動的にこの特約の被保険者の資格を得るものとします。
- (4) この特約の締結後につぎのいずれかに該当したときは、該当した時から当該被保険者はこの特約の被保険者としての資格を失います。
 - ① 主契約の主たる被保険者と同一戸籍でなくなったとき。ただし、主契約の主たる被保険者の死亡による場合を除きます。
 - ② 満23歳になったとき

第4条<特約の責任開始>

- 1 この特約の契約日からその日を含めて3か月を経過した日の翌日をこの特約の責任開始日（以下、「責任開始日」といいます。）とし、会社は、その日からこの特約上の責任を負います。ただし、この特約の保険料の払込免除については、会社は、この特約の契約日からこの特約上の責任を負います。
- 2 前項の規定にかかわらず、この特約の締結後にこの特約の被保険者の資格を得た者については、つぎのとおりとします。
 - (1) この特約の締結後に新たに出生した子については、出生日か、前項に定める責任開始日のいずれか遅い日を当該被保険者の責任開始日とし、会社は、その日からこの特約上の責任を負います。ただし、この特約の保険料の払込免除については、会社は、出生した時か、この特約の契約日のいずれか遅い時からこの特約上の責任を負います。
 - (2) 前号の場合を除き、この特約の締結後にこの特約の被保険者の資格を得た者については、この特約の被保険者の資格を得た日からその日を含めて3か月を経過した日の翌日か、前項に定める責任開始日のいずれか遅い日を当該被保険者の責任開始日とし、会社は、その日からこの特約上の責任を負います。ただし、この特約の保険料の払込免除については、会社は、この特約の被保険者の資格を得た時か、この特約の契約日のいずれか遅い時からこの特約上の責任を負います。

第5条<特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込>

- 1 主契約が新がん保険の場合、この特約の保険期間は、会社所定の範囲で定めます。
- 2 主契約ががん定期保険の場合、この特約の保険期間は、主契約の保険期間と同一とします。
- 3 この特約の保険料払込期間は、この特約の保険期間と同一とします。
- 4 この特約の保険料は、主契約の保険料と同時に払い込むものとし、主契約の保険料が前納のときは、この特約の保険料も前納とします。なお、月払契約で前納する場合、この特約の保険料については、会社所定の割引率が引きまます。
- 5 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、その未払込保険料の払込期月に属する契約応当日から将来に向って解約されたものとします。
- 6 年払契約または半年払契約において、この特約が消滅した場合またはこの特約の保険料の払込を要しなくなった場合、その払込期月に対応するものとして払い込まれたこの特約の保険料（保険料の払込免除

事由に該当した後に、払い込まれたものとして取り扱われる保険料を除きます。)については、会社は、会社の定めるところにより未経過期間(1か月未満の端数は切り捨てます。)に対応した保険料相当額を保険契約者(保険金等を支払うときは、保険金等とともにその保険金等の受取人)に支払います。ただし、月払契約の場合は支払いません。

- 7 前項の場合、支払う金額の支払時期および支払場所については、主契約の普通保険約款(以下、「主約款」といいます。)の保険金等の支払時期および支払場所の規定を準用します。

第6条<上皮内新生物の定義および診断確定>

- この特約において「上皮内新生物」とは、別表28に定める上皮内新生物をいいます。
- 上皮内新生物の診断確定は、日本の医師の資格を持つ者(日本の医師の資格を持つ者と同等の日本国外の医師を含みます。)によって、病理組織学的所見(生検を含みます。)によりなされたものでなければなりません。

第7条<入院、通院、治療の開始>

- この特約において「入院」とは、別表22-1に定める入院(以下、「入院」といいます。)をいい、別表21-1に定める病院または診療所における入院であることを要します。
- この特約において「通院」とは、別表23-1に定める通院(以下、「通院」といいます。)をいい、別表21-1に定める病院または診療所(ただし、患者を収容する施設を有しない診療所を含みます。)に通院することを要します。
- この特約において「治療を開始したとき」とは、前2項に定める入院または通院により治療を開始したときをいいます。

第8条<特約の給付の種類>

- この特約の給付の種類は、この特約の型により、つぎのとおりとします。

特約の型	特約の給付の種類
A型	特約入院給付金・特約在宅療養給付金
B型	特約入院給付金・特約在宅療養給付金・特約診断給付金・特約通院給付金
BⅡ型	特約入院給付金・特約在宅療養給付金・特約診断給付金・特約通院給付金

- この特約の型がB型、BⅡ型、C型、D型またはG型の場合、保険契約者は、この特約の締結の際、診断給付割合を、会社所定の範囲内で指定してください。
- 前項において指定された診断給付割合は、変更することができません。

第9条<特約給付金の支払>

- 特約入院給付金、特約在宅療養給付金、特約診断給付金、特約通院給付金(以下、総称して「特約給付金」といいます。)の支払は、つぎのとおりとします。

(1) 特約入院給付金

特約給付金を	この特約の被保険者が、この特約の保険期間中に、
--------	-------------------------

支払う場合(以下、「支払事由」といいます。)	責任開始日以後に診断確定された上皮内新生物の治療を直接の目的とする入院をしたとき
支払額(特約1口・この特約の被保険者1名当たり)	入院治療1日につき、第2項に定める金額
受取人	特約給付金受取人

(2) 特約在宅療養給付金

支払事由	この特約の被保険者が、この特約の保険期間中につきのすべてに該当したとき ①特約入院給付金が支払われる入院の後、退院し、在宅療養をしていること ②その入院が20日以上継続した入院であること
支払額(特約1口・この特約の被保険者1名当たり)	1退院につき、第2項に定める金額
受取人	特約給付金受取人

(3) 特約診断給付金

支払事由	この特約の被保険者が、責任開始日以後のこの特約の保険期間中に上皮内新生物と診断確定され、その上皮内新生物の治療を開始したとき
支払額(特約1口・この特約の被保険者1名当たり)	第2項に定める金額
受取人	特約給付金受取人

(4) 特約通院給付金

支払事由	この特約の被保険者が、この特約の保険期間中につきのすべてに該当したとき ①特約入院給付金が支払われる入院の後、退院していること ②その入院が20日以上継続した入院であること ③上記①および②に定める1退院(以下、「1回の退院」といいます。)の後に、上皮内新生物の治療が必要とされ、その治療を受けることを直接の目的として通院していること ④1回の退院につき、つぎの(7)または(イ)に定める期間(以下、「特約通院期間」といいます。)内の通院であること (7)特約在宅療養給付金が支払われる場合は、その特約在宅療養期間(退院日の翌日以後20日以内の期間をいいます。ただし、退院日の翌日以
------	--

	後20日以内の期間に特約入院給付金が支払われる入院をした場合は、その該当した日の前日までの期間をいいます。以下、同じ。)の最後の日の翌日以後180日以内の期間 (1)特約在宅療養給付金が支払われない場合は、退院日の翌日以後180日以内の期間
支払額（特約1口・この特約の被保険者1名当たり）	通院治療1日につき、第2項に定める金額
受取人	特約給付金受取人

2 特約給付金の支払額は、つぎのとおりとします。

(1) この特約の被保険者の型が本人型の場合

特約の型	特約入院給付金	特約在宅療養給付金	特約診断給付金	特約通院給付金
A型	1万5千円	20万円	—	—
B型	1万5千円	20万円	① 満65歳未満で診断確定されたとき：100万円に診断給付割合を乗じて得た金額 ② 満65歳以上で診断確定されたとき：50万円に診断給付割合を乗じて得た金額	① 満65歳未満で通院したとき：5,000円 ② 満65歳以上で通院したとき：2,500円
B II型	1万円	15万円	① 満65歳未満で診断確定されたとき：100万円に診断給付割合を乗じて得た金額 ② 満65歳以上で診断確定されたとき：50万円に診断給付割合を乗じて得た金額	① 満65歳未満で通院したとき：5,000円 ② 満65歳以上で通院したとき：2,500円

(2) この特約の被保険者の型が配偶者型または子型の場合

特約の型	特約入院給付金	特約在宅療養給付金	特約診断給付金	特約通院給付金
A型	1万円	15万円	—	—
B型	1万円	15万円	① 満65歳未満で診断確定されたとき： 60万円に診断給付割合を乗じて得た金額 ② 満65歳以上で診断確定されたとき： 30万円に診断給付割合を乗じて得た金額	① 満65歳未満で通院したとき： 3,000円 ② 満65歳以上で通院したとき： 1,500円
BⅡ型	6千円	10万円	① 満65歳未満で診断確定されたとき： 60万円に診断給付割合を乗じて得た金額 ② 満65歳以上で診断確定されたとき： 30万円に診断給付割合を乗じて得た金額	① 満65歳未満で通院したとき： 3,000円 ② 満65歳以上で通院したとき： 1,500円

3 この特約の同一の被保険者が、特約在宅療養給付金の支払事由に該当した場合で、退院日の翌日以後20日以内の期間に特約入院給付金が支払われる入院をしたときの特約在宅療養給付金の支払額は、前項の規定にかかわらず、退院後の在宅療養日数に特約1口当たりつぎに定める金額を乗じて得た金額とします。この場合、この金額を超える支払済の特約在宅療養給付金については、次に支払う特約給付金から差し引くものとします。

特約の型	特約の被保険者の型： 本人型	特約の被保険者の型： 配偶者型または子型
A型	1万円	7千5百円
B型	1万円	7千5百円

B II 型	7千5百円	5千円
--------	-------	-----

第10条<特約入院給付金の支払に関する補則>

- この特約の被保険者が、特約入院給付金の支払事由に該当する入院をし、その入院中につきの各号のいずれかの事由が発生したときは、その事由が生じた時を含んで継続している当該被保険者の入院は、この特約の有効中の入院とみなして取り扱います。
 - この特約の保険期間が満了したとき
 - 第3条<特約の被保険者の資格の得喪>第1項または第2項第4号の規定により、この特約の被保険者としての資格を失ったとき
 - 第25条<主契約の責任開始日の前日以前にがんと診断確定されていたことにより、主契約が無効とされた場合の取扱>第1項第1号の規定により、この特約が消滅したとき
- この特約の同一の被保険者が、主契約の入院給付金が支払われる日に特約入院給付金の支払事由に該当する入院をした場合には、前条第1項の規定にかかわらず、特約入院給付金は支払いません。
- この特約の同一の被保険者が、主契約の普通保険約款に定める在宅療養期間中に特約入院給付金の支払事由に該当する入院をした場合には、「直前に支払済の主契約の在宅療養給付金」から「退院後の在宅療養日数に特約1口当たりつきに定める金額を乗じて得た金額」を減じて得た金額を、次に支払う特約給付金から差し引くものとします。

特約の型	特約の被保険者の型： 本人型	特約の被保険者の型： 配偶者型または子型
A型	1万円	7千5百円
B型	1万円	7千5百円
B II 型	7千5百円	5千円

第11条<特約在宅療養給付金の支払に関する補則>

- 特約在宅療養期間（特約在宅療養期間中にこの特約の被保険者が死亡した場合は、その死亡した日までの期間とします。以下、本条において同じ。）中につきの各号のいずれかの事由が発生したときは、その事由が生じた時を含んで継続している特約在宅療養期間中の当該被保険者の在宅療養は、この特約の有効中の在宅療養とみなして取り扱います。
 - この特約の保険期間が満了したとき
 - 第3条<特約の被保険者の資格の得喪>第1項または第2項第4号の規定により、この特約の被保険者としての資格を失ったとき
 - 第25条<主契約の責任開始日の前日以前にがんと診断確定されていたことにより、主契約が無効とされた場合の取扱>第1項第1号の規定により、この特約が消滅したとき
- この特約の同一の被保険者が、特約入院給付金が支払われる入院の後、退院し、特約在宅療養給付金の支払事由に該当する在宅療養をした場合でも、その入院の退院につき主契約の在宅療養給付金が支払われるときは、その入院の退院については、第9条<特約給付金の支払>第1項の規定にかかわらず、特約在宅療養給付金は支払いません。

第12条<特約診断給付金の支払に関する補則>

この特約の同一の被保険者について、特約診断給付金の支払は、この特約の保険期間を通じ1回のみとします。

第13条<特約通院給付金の支払に関する補則>

- 1 この特約の被保険者が、つぎの各号のいずれかの事由が生じた時を含んで継続している特約通院期間中に通院したときは、その当該被保険者の通院は、この特約の有効中の通院とみなして取り扱います。
 - (1) この特約の保険期間が満了したとき
 - (2) 第3条<特約の被保険者の資格の得喪>第1項または第2項第4号の規定により、この特約の被保険者としての資格を失ったとき
 - (3) 第25条<主契約の責任開始日の前日以前にがんと診断確定されていたことにより、主契約が無効とされた場合の取扱>第1項第1号の規定により、この特約が消滅したとき
- 2 この特約の同一の被保険者が、つぎの各号のいずれかに該当した場合には、特約通院給付金は重複して支払いません。
 - (1) 同一の日に2回以上通院をしたとき
 - (2) 2以上の事由の治療を目的とした1回の通院をしたとき
- 3 この特約の同一の被保険者が、特約在宅療養期間中に特約入院給付金が支払われる入院をすることにより、新たに特約通院期間が定められる場合には、第9条<特約給付金の支払>第1項第4号の規定にかかわらず、すでに定められた特約通院期間はなかったものとします。
- 4 この特約の同一の被保険者が、特約通院期間中に特約入院給付金が支払われる入院をすることにより、新たに特約通院期間が定められる場合には、第9条<特約給付金の支払>第1項第4号の規定にかかわらず、すでに定められた特約通院期間は、その入院をした日の前日に終了したものとします。
- 5 この特約の被保険者の年齢が満65歳に達した場合で、その日を含んで継続している特約通院期間中に、特約通院給付金の支払事由に該当する通院をしたときの特約通院給付金の支払額は、第9条<特約給付金の支払>第2項の規定にかかわらず、当該被保険者の年齢が満65歳に達する前の特約通院給付金の日額で計算します。
- 6 この特約の同一の被保険者が、つぎの各号のいずれかに該当する日に特約通院給付金の支払事由に該当する通院をした場合には、第9条<特約給付金の支払>第1項の規定にかかわらず、特約通院給付金は支払いません。
 - (1) 特約入院給付金が支払われる日
 - (2) 主契約の入院給付金が支払われる日
 - (3) 主契約の通院給付金が支払われる日
- 7 この特約の同一の被保険者についての特約通院給付金を支払う日数の限度は、つぎのとおりとします。
 - (1) 1回の退院のその通院については、30日をもって限度とします。
 - (2) この特約の保険期間を通じ、特約通院給付金および主契約の通院給付金を支払う日数を通算して700日をもって限度とします。

第14条<特約の保険料の払込免除>

- 1 この特約の被保険者の型が子型の場合で、この特約の契約日以後のこの特約の保険期間中につぎの各号のすべてに該当したときには、この特約は当初定めたこの特約の保険期間の満了する日まで有効に継続し、会社は、次の払込期月（払込期月の初日から契約応当日の前日まで）に該当したときは、その払込期月）以後のこの特約の保険料の払込を免除します。
 - (1) 主契約の主たる被保険者が死亡していること
 - (2) 子が生存していること
- 2 前項の規定によりこの特約の保険料の払込を免除した場合には、この特約の契約内容の変更に関する規定は適用しません。

第15条<特約給付金または保険料の払込免除の請求、支払時期および支払場所>

この特約の特約給付金または保険料の払込免除の請求、支払時期および支払場所については、主約款の規定を準用します。

第16条<特約の失効>

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に効力を失います。この場合には、保険契約者は、この特約の解約払戻金があるときは、これを請求することができます。

第17条<特約の復活>

- 1 主契約の復活請求の際、別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとしします。
- 2 会社が、前項の規定により請求されたこの特約の復活を承諾したときは、この特約の延滞保険料を受け取った時か、この特約の復活の際のこの特約の被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時から、会社は、この特約の保険料の払込免除についてこの特約上の責任を負い、その時の属する日をこの特約の復活日とします。この場合、責任開始日はつぎのとおりとし、会社は、その日から、特約給付金の支払についてこの特約上の責任を負います。
 - (1) この特約の復活日がこの特約の契約日からその日を含めて3か月以内の場合
第4条<特約の責任開始>に定める責任開始日
 - (2) この特約の復活日がこの特約の契約日からその日を含めて3か月をこえている場合
この特約の復活日
- 3 前項のほか、主約款の復活に関する規定を準用してこの特約の復活を取り扱います。

第18条<特約の分割>

- 1 この特約の分割は、この特約のみでは取り扱いません。
- 2 主契約が分割された場合には、この特約も会社の定める範囲で分割されるものとしします。

第19条<会社への通知による特約給付金受取人の変更>

- 1 保険契約者は、特約給付金の支払事由が発生するまでは、会社の定めるところにより、被保険者の同意を得た上で、会社に対する通知によって、特約給付金受取人を変更することができます。
- 2 前項の通知をするときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。この場合、会社は、保険証券またはそれに代わる書面に表示します。
- 3 第1項の通知が会社に到達する前に、変更前の特約給付金受取人に、特約給付金を支払ったときは、その支払後に変更後の特約給付金受取人から特約給付金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- 4 遺言による特約給付金受取人の変更はできません。

第20条<告知義務および告知義務違反による解除>

この特約の締結、復活または被保険者資格の申込に際し、この特約の被保険者に関する告知義務、告知義務違反による解除およびこの特約を解除できない場合については、主約款の告知義務、告知義務違反による解除および保険契約を解除できない場合の規定を準用します。この場合、主約款中「保険契約者」とあるのを「保険契約者または主契約の主たる被保険者」と読み替えます。

第21条<重大事由による解除>

この特約の重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除の規定を準用します。

第22条<特約の解約>

- 1 保険契約者は、将来に向けてこの特約を解約し、この特約の解約払戻金を請求することができます。
- 2 保険契約者が、本条の請求をするときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。

第23条<主契約の口数の減少に伴う特約の口数の減少>

- 1 主約款の規定により、主契約の口数の減少が行なわれたときは、この特約の口数も同じ口数だけ減少されます。
- 2 本条の規定によりこの特約の口数の減少が行なわれた場合には、減少された口数に相当するこの特約は解約されたものとして取り扱い、前条の規定を準用します。

第24条<特約の消滅>

- 1 この特約の被保険者の型が本人型の場合、つぎの各号のいずれかに該当したときは、この特約も同時に消滅します。
 - (1) この特約の被保険者が死亡したとき
 - (2) 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき
- 2 この特約の被保険者の型が配偶者型の場合、つぎの各号のいずれかに該当したときは、この特約も同時に消滅します。
 - (1) この特約の被保険者が死亡したとき
 - (2) 第3条<特約の被保険者の資格の得喪>第1項の規定に該当したとき
 - (3) 主契約が家族契約から個人契約に変更されたとき
 - (4) 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき
- 3 この特約の被保険者の型が子型の場合、つぎの各号のいずれかに該当したときは、この特約も同時に消滅します。
 - (1) 主契約に付加されている子供特約が解約その他の事由によって消滅したとき。ただし、主契約が個人契約から家族契約に変更されたことにより子供特約が消滅した場合を除きます。
 - (2) 主契約が家族契約から個人契約に変更されたとき。ただし、変更後の主契約に子供特約が付加されている場合を除きます。
 - (3) 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき
- 4 第1項または第2項の規定によりこの特約が消滅した場合には、会社は、この特約の解約払戻金があるときは、これを保険契約者に支払います。ただし、第1項第1号または第2項第1号の場合を除きます。
- 5 この特約の被保険者の型が子型の場合、この特約のすべての被保険者が第3条<特約の被保険者の資格の得喪>第2項第4号の規定に該当したときは、保険契約者は、この特約の解約を請求することができます。請求がないときは、この特約は継続しているものとします。

第25条<主契約の責任開始日の前日以前にがんと診断確定されていたことにより、主契約が無効とされた場合の取扱>

- 1 主約款の第8条<責任開始日の前日以前にがんと診断確定されていた場合>の規定により主契約が無効とされた場合には、つぎのとおりとします。
 - (1) この特約は同時に消滅し、消滅時までは効力があったものとし、この場合、会社は、この特約の解約払戻金があるときは、これを保険契約者に支払います。

- (2) 前号の規定にかかわらず、主契約が無効とされた時がこの特約の責任開始日の前日以前の場合には、会社は、この特約を無効とし、すでに払い込まれたこの特約の保険料を保険契約者に払い戻します。
- (3) 第14条<特約の保険料の払込免除>の規定は適用しません。
- 2 前項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当する場合には、本条の規定は適用しません。
 - (1) 告知義務違反による解除または重大事由による解除の規定によりこの特約が解除されるとき
 - (2) 主約款の詐欺による取消または不法取得目的による無効の規定の準用によりこの特約が取消または無効とされるとき

第26条<特約の解約払戻金>

- 1 この特約の解約払戻金は、経過年月数（経過年月数が払込年月数を超える場合は、払込年月数）により計算します。
- 2 この特約の被保険者の型が子型の場合には、前項の規定にかかわらず、この特約の解約払戻金はありません。

第27条<特約の契約者配当>

この特約に対しては、契約者配当はありません。

第28条<特約の更新>

- 1 主契約およびこの特約の保険期間が満了し主契約が更新された場合またはこの特約の保険期間満了の日が主契約の保険料払込期間満了の日の前にある場合には、保険契約者がこの特約の保険期間満了の日の2か月前までにこの特約を更新しない旨を会社に通知しない限り、この特約（この特約の保険期間満了の日までの保険料が払い込まれているものに限り。）は、この特約の保険期間満了の日の翌日に更新されるものとし、この日を更新日とします。
- 2 前項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当する場合には、この特約は更新されないものとします。
 - (1) 更新後のこの特約の保険期間満了の日の翌日におけるこの特約の被保険者の年齢（この特約の被保険者の型が子型の場合は、主契約の主たる被保険者の年齢とします。）が会社の定める範囲をこえるとき
 - (2) 第14条<特約の保険料の払込免除>の規定により、この特約の保険料の払込が免除されているとき
 - (3) この特約の保険期間が歳満期で定めてあるとき
 - (4) この特約の更新時に、会社がこの特約の締結を取り扱っていないとき
- 3 更新後の主契約が新がん保険の場合、更新後のこの特約の保険期間は、つぎのとおりとします。
 - (1) 更新前のこの特約の保険期間と同一の年数とします。ただし、前項第1号に該当する場合には、その限度まで保険期間を短縮してこの特約を更新します。
 - (2) 保険契約者は、会社の承諾を得て、会社の定める範囲で更新後のこの特約の保険期間を変更して更新することができます。
 - (3) 前2号のほか、この特約は、会社の定める範囲で、この特約の保険期間を変更して更新することがあります。
- 4 更新後の主契約ががん定期保険の場合、更新後のこの特約の保険期間は、更新後の主契約の保険期間と同一の年数とします。
- 5 この特約の被保険者の型が本人型または配偶者型の場合、更新後のこの特約の保険料は、更新日におけるこの特約の被保険者の年齢によって計算します。

- 6 この特約の更新日の属する月が主契約の払込期月と合致する場合、更新するこの特約の第1回保険料は、更新日の属する月を払込期月とする主契約の保険料とともに払い込むことを要します。この場合には、主約款の保険料の払込、保険料払込の猶予期間および保険契約の失効、ならびに猶予期間中に保険事故が発生した場合の規定を準用します。
- 7 前項の保険料が猶予期間満了の日までに払い込まれなかったときは、この特約の更新はなかったものとし、この特約は更新前のこの特約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとし、
- 8 この特約の更新日の属する月が主契約の払込期月と合致しない場合、会社の定めた方法で計算した更新するこの特約の第1回保険料を、会社の定める方法で払い込むことを要します。この場合、更新するこの特約の第1回保険料が会社の指定した日までに払い込まれなかったときは、この特約の更新はなかったものとし、この特約は更新前のこの特約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとし、
- 9 第4条<特約の責任開始>、第9条<特約給付金の支払>、第10条<特約入院給付金の支払に関する補則>、第11条<特約在宅療養給付金の支払に関する補則>、第12条<特約診断給付金の支払に関する補則>、第13条<特約通院給付金の支払に関する補則>および第20条<告知義務および告知義務違反による解除>の規定の適用に際しては、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間とは継続されたものとして取り扱います。
- 10 更新後のこの特約には、更新日現在の特約条項および保険料率が適用されます。
- 11 この特約が更新された場合は、第26条<特約の解約払戻金>第1項中、「経過年月数」とあるのを「更新（更新が2回以上行われた場合は最後の更新）後の経過年月数（経過年月数が払込年月数を超える場合は、払込年月数）」と読み替えます。
- 12 本条の規定によりこの特約を更新した場合には、保険証券は発行せず、旧保険証券と更新通知書をもって新保険証券に代えます。
- 13 第2項第4号の規定によりこの特約が更新されず、かつ、第2項第1号から第3号のいずれの規定にも該当しないときは、保険契約者から特に申出がない限り、更新の取扱に準じて、会社の定めるこの特約と同種類の特約を更新時に締結します。この場合、第9項の規定を準用し、この特約の保険期間と更新時に締結する他の特約の保険期間とは継続されたものとして取り扱います。

第29条<管轄裁判所>

特約給付金またはこの特約の保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第30条<主約款の準用>

この特約に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き、主約款の規定を準用します。

第31条<中途付加する場合の特則>

- 1 第1条<特約の締結、特約の型、特約の口数>第1項の規定にかかわらず、主契約の締結後、保険契約者は被保険者の同意および会社の承諾を得て、会社の定める範囲でこの特約を主契約に付加して締結することができます。
- 2 前項の規定によりこの特約を主契約に付加した場合には、つぎのとおりとします。
 - (1) この特約の契約日は、第1条<特約の締結、特約の型、特約の口数>第2項の規定にかかわらず、会社の定めるところとします。

- (2) 主契約ががん定期保険の場合、この特約の保険期間は、第5条<特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込>第2項の規定にかかわらず、この特約の契約日から主契約の保険期間の満了する日までとします。
- (3) この特約の被保険者の型が本人型または配偶者型の場合、この特約の保険料は、この特約の契約日におけるこの特約の被保険者の満年齢によって計算します。
- (4) 保険証券は発行せず、保険契約者に書面をもって通知します。

第32条<低解約払戻金特則>

- 1 本特則は、この特約の締結の際に、保険契約者がつぎのいずれかの方法を会社に申し出て、会社が承諾することにより、この特約に付加して締結します。ただし、この特約の保険期間が年満期で定められている場合には、第1号に定める低解約払戻金割合を指定する方法は取り扱いしません。また、この特約の被保険者の型が子型の場合には、本特則の付加は取り扱いしません。
 - (1) 低解約払戻金割合を指定する方法
 - (2) 解約払戻金を0と指定する方法
- 2 前項第1号に定める低解約払戻金割合を指定する方法で本特則を付加した場合には、つぎのとおりとします。
 - (1) 保険契約者は、低解約払戻金割合(1よりも小さい割合とします。)を、会社所定の範囲内で指定してください。
 - (2) この特約の解約払戻金は、第26条<特約の解約払戻金>第1項の規定にかかわらず、第26条<特約の解約払戻金>第1項の規定により計算した解約払戻金に、前号において指定された低解約払戻金割合を乗じて計算します。
 - (3) 第1号において指定された低解約払戻金割合は、変更することができません。
- 3 第1項第2号に定める解約払戻金を0と指定する方法で本特則を付加した場合には、第26条<特約の解約払戻金>第1項の規定にかかわらず、この特約の解約払戻金はありません。
- 4 本特則のみの解約はできません。

第33条<保険契約者が法人の場合の特則>

保険契約者が法人で、かつ、保険契約者が主契約の給付金受取人および死亡保険金受取人の場合(主契約が家族契約のときには、保険契約者が主契約のすべての被保険者の給付金受取人および死亡保険金受取人の場合)には、保険契約者を特約給付金受取人とします。

第34条<主契約に子供特約が付加されている場合で、特約の被保険者の型が子型のときの特則>

主契約に子供特約が付加されている場合で、この特約の被保険者の型が子型のときには、つぎのとおりとします。

- (1) 第10条<特約入院給付金の支払に関する補則>第2項および第13条<特約通院給付金の支払に関する補則>第6項第2号中、「主契約の入院給付金」とあるのを「子供特約の入院給付金」と読み替えます。
- (2) 第10条<特約入院給付金の支払に関する補則>第3項中、「主契約の普通保険約款」とあるのを「子供特約の特約条項」と、「主契約の在宅療養給付金」とあるのを「子供特約の在宅療養給付金」と読み替えます。
- (3) 第11条<特約在宅療養給付金の支払に関する補則>第2項中、「主契約の在宅療養給付金」とあるのを「子供特約の在宅療養給付金」と読み替えます。

と読み替えます。

- (4) 第13条<特約通院給付金の支払に関する補則>第6項第3号および第7項第2号中、「主契約の通院給付金」とあるのを「子供特約の通院給付金」と読み替えます。
- (5) 第25条<主契約の責任開始日の前日以前にがんと診断確定されていたことにより、主契約が無効とされた場合の取扱>第1項中、「主約款の第8条<責任開始日の前日以前にがんと診断確定されていた場合>の規定により主契約が無効とされた場合」とあるのを「主約款の第8条<責任開始日の前日以前にがんと診断確定されていた場合>の規定により主契約が無効とされた場合（子供特約の特約条項の第8条<責任開始日の前日以前にがんと診断確定されていた場合>の規定により子供特約が無効とされた場合を含みます。）」と読み替えます。なお、第10条<特約入院給付金の支払に関する補則>第1項第3号、第11条<特約在宅療養給付金の支払に関する補則>第1項第3号および第13条<特約通院給付金の支払に関する補則>第1項第3号については、本号の規定を準用します。
- (6) 第25条<主契約の責任開始日の前日以前にがんと診断確定されていたことにより、主契約が無効とされた場合の取扱>第1項第2号中、「主契約が無効とされた時」とあるのを「主契約が無効とされた時（子供特約が無効とされた時を含みます。）」と読み替えます。
- (7) 第28条<特約の更新>第2項に定めるほか、更新後の主契約に子供特約が付加されていないときは、この特約は更新されないものとします。

第35条<その他>

この特約で使用している用語の意義は下記の通りです。

- (1) 治療を直接の目的とする入院
「治療を直接の目的とする入院」とは、治療のための入院をいい、例えば、美容上の処置、治療処置を伴わない検査、リハビリテーションなどのための入院は該当しません。
- (2) 在宅療養
「在宅療養」とは、身体の障害または疾病により、日常生活が制限を受けるかまたは制限を加えることを必要とするため、別表21-1に定める病院または診療所への通院などの最低限必要な外出を除き、活動範囲が家屋内に限られている状態をいいます。
- (3) 治療を直接の目的とする通院
「治療を直接の目的とする通院」には、治療処置を伴わない薬剤・治療材料の購入、受取のみの通院は該当しません。

<附則>

本特約において、「新がん保険」、「がん定期保険」、「子供特約」とは、A型、B型、BⅡ型、C型、D型、E型、F型、G型を総称したものをいいます。

また、平成2年7月1日以前に締結された「新がん保険」、「がん定期保険」、「子供特約」は、A型とみなします。

同額保障特約〔特約用〕

(2018年4月2日制定)

<この特約の趣旨>

この特約は、主特約に付加することによって、主特約の特約診断給付金、特約通院給付金の支払額を、主特約の被保険者の年齢にかかわらず同額にすることを目的とするものです。

第1条<特約の締結>

- 1 この特約は、保険契約者と会社との間で上皮内新生物特約(以下、「主特約」といいます。)を締結する際に、保険契約者が会社に申し出て、会社が承諾することにより、会社の定める範囲で主特約に付加して締結します。ただし、主特約の被保険者の型が本人型または配偶者型の場合に限ります。
- 2 この特約の保険期間の始期は、会社がこの特約の第1回保険料(第1回保険料相当額を含みます。)を受け取った時か、この特約の被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時とします。
- 3 この特約の契約日は、主特約の契約日と同一とします。

第2条<特約の被保険者>

この特約の被保険者は、主特約の被保険者と同一とします。

第3条<特約の責任開始日>

この特約の契約日からその日を含めて3か月を経過した日の翌日をこの特約の責任開始日(以下、「責任開始日」といいます。)とし、会社は、その日からこの特約上の責任を負います。

第4条<特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込>

- 1 この特約の保険期間およびこの特約の保険料払込期間は、主特約の保険期間および主特約の保険料払込期間と同一とします。
- 2 この特約の保険料は、主たる保険契約(以下、「主契約」といいます。)の保険料と同時に払い込むものとし、主契約の保険料が前納のときは、この特約の保険料も前納とします。なお、月払契約で前納する場合、この特約の保険料については、会社所定の割引率で割り引きます。
- 3 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、その未払込保険料の払込期月に属する契約応当日から将来に向って解約されたものとしてします。

第5条<主特約の特約診断給付金、特約通院給付金の支払額>

この特約が付加されている場合で、責任開始日以後にこの特約の被保険者が主特約の特約診断給付金、特約通院給付金の支払事由に該当したときには、主特約の特約条項の第9条<特約給付金の支払>第2項の特約診断給付金および特約通院給付金の支払額の規定を、つぎのとおり読み替えます。

- (1) 主特約の被保険者の型が本人型の場合の支払額(特約1口当たり)

主特約の型	特約診断給付金	特約通院給付金
B型	100万円に診断給付割合を乗じて得た金額	5,000円
BⅡ型	100万円に診断給付	5,000円

	割合を乗じて得た金額	
--	------------	--

(2) 主特約の被保険者の型が配偶者型の場合の支払額（特約1口当たり）

主特約の型	特約診断給付金	特約通院給付金
B型	60万円に診断給付割合を乗じて得た金額	3,000円
BⅡ型	60万円に診断給付割合を乗じて得た金額	3,000円

第6条<特約の失効>

主特約が効力を失ったときは、この特約も同時に効力を失います。この場合には、保険契約者は、この特約の解約払戻金があるときは、これを請求することができます。

第7条<特約の復活>

- 1 主特約の復活請求の際、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
- 2 会社は、前項の規定により請求されたこの特約の復活を承諾した場合には、主特約の特約条項の規定を準用してこの特約の復活を取り扱います。

第8条<特約の保険期間、保険料払込期間の変更>

- 1 主特約の保険期間が変更された場合には、この特約の保険期間は、変更後の主特約の保険期間と同一の保険期間に変更されるものとします。
- 2 主特約の保険料払込期間が変更された場合には、この特約の保険料払込期間は、変更後の主特約の保険料払込期間と同一の保険料払込期間に変更されるものとします。
- 3 前2項の場合、会社は、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の保険期間の変更の規定、主約款の保険料払込期間の変更の規定を準用して、この特約の保険期間の変更、この特約の保険料払込期間の変更を取り扱います。

第9条<特約の分割>

主特約が分割された場合には、この特約は、分割後の主特約にそれぞれ付加されるものとします。

第10条<告知義務および告知義務違反による解除>

この特約の締結または復活に際し、この特約の被保険者に関する告知義務、告知義務違反による解除およびこの特約を解除できない場合については、主約款の告知義務、告知義務違反による解除および保険契約を解除できない場合の規定を準用します。この場合、主約款中「保険契約者」とあるのを「保険契約者または主契約の主たる被保険者」と読み替えます。

第11条<重大事由による解除>

この特約の重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除の規定を準用します。

第12条<特約の解約>

- 1 保険契約者は、将来に向けてこの特約を解約し、この特約の解約払戻金を請求することができます。ただし、主特約の特約診断給付金の支払事由が生じている場合には、主特約が解約される場合を除き、この特約の解約は取り扱いません。
- 2 保険契約者が、本条の請求をするときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。

第13条<特約の消滅>

主特約が消滅したときは、この特約も同時に消滅します。この場合、この特約の被保険者の死亡による場合を除き、会社は、この特約の解約払戻金があるときは、これを保険契約者に支払います。

第14条<主契約の責任開始日の前日以前にがん診断確定されていたことにより、主契約が無効とされた場合の取扱>

- 1 主約款の第8条<責任開始日の前日以前にがん診断確定されていた場合>の規定により主契約が無効とされた場合には、つぎのとおりとします。
 - (1) この特約は同時に消滅し、消滅時まで効力があったものとしてします。この場合、会社は、この特約の解約払戻金があるときは、これを保険契約者に支払います。
 - (2) 前号の規定にかかわらず、主契約が無効とされた時がこの特約の責任開始日の前日以前の場合には、会社は、この特約を無効とし、すでに払い込まれたこの特約の保険料を保険契約者に払い戻します。
- 2 前項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当する場合には、本条の規定は適用しません。
 - (1) 告知義務違反による解除または重大事由による解除の規定によりこの特約が解除される時
 - (2) 主約款の詐欺による取消または不法取得目的による無効の規定の準用によりこの特約が取消または無効とされる時

第15条<特約の解約払戻金>

この特約の解約払戻金は、経過年月数（保険料払込期間中の保険契約において、経過年月数が払込年月数を超える場合は、払込年月数）により計算します。

第16条<特約の契約者配当>

この特約に対しては、契約者配当はありません。

第17条<特約の更新>

- 1 主特約が更新されたときには、この特約も同時に更新されるものとします。
- 2 本条の規定によりこの特約が更新される場合には、主特約の特約条項の更新に関する規定を準用します。

第18条<主特約の特約条項の規定の準用>

この特約に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き、主特約の特約条項の規定を準用します。

第19条<中途付加する場合の特則>

- 1 第1条<特約の締結>第1項の規定にかかわらず、主特約の締結後、保険契約者は被保険者の同意および会社の承諾を得て、会社の

定める範囲でこの特約を主特約に付加して締結することができます。
2 前項の規定によりこの特約を主特約に付加した場合には、つぎのとおりとします。

- (1) この特約の契約日は、第1条<特約の締結>第3項の規定にかかわらず、会社の定めるところとします。
- (2) 第4条<特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込>第1項の規定にかかわらず、この特約の保険期間は、この特約の契約日から主特約の保険期間の満了する日までとし、この特約の保険料払込期間は、この特約の契約日から主特約の保険料払込期間の満了する日までとします。
- (3) この特約の保険料は、つぎのとおりとします。
 - ① 主特約の保険期間が終身で定めてあるとき
この特約の契約日におけるこの特約の被保険者の満年齢により計算します。
 - ② 主特約の保険期間が終身以外で定めてあるとき
この特約の契約日直前の主契約の年単位の契約応当日（この特約の契約日と主契約の年単位の契約応当日が一致する場合はその応当日）におけるこの特約の被保険者の満年齢により計算します。
- (4) 前号②の場合、この特約の第1回保険料（第1回保険料相当額を含みます。）については、会社の定めた方法で計算した金額の払込を要することがあります。
- (5) 第8条<特約の保険期間、保険料払込期間の変更>第1項および第2項を、つぎのとおり読み替えます。

1 主特約の保険期間が変更された場合には、この特約の保険期間も変更されるものとし、変更後のこの特約の保険期間は、この特約の契約日から変更後の主特約の保険期間の満了する日までとします。

2 主特約の保険料払込期間が変更された場合には、この特約の保険料払込期間も変更されるものとし、変更後のこの特約の保険料払込期間は、この特約の契約日から変更後の主特約の保険料払込期間の満了する日までとします。

- (6) 第15条<特約の解約払戻金>を、つぎのとおり読み替えます。

この特約の解約払戻金は、経過年月数（保険料払込期間中の保険契約において、経過年月数が払込年月数を超える場合は、払込年月数）により計算します。ただし、主特約の保険期間が終身以外で定めてあるときは、この特約の契約日と主契約の年単位の契約応当日が一致する場合を除き、この特約の契約日直前の主契約の年単位の契約応当日からこの特約の契約日までの月数を加算して計算します。

- (7) 年払契約または半年払契約において、この特約が消滅した場合または保険料の払込を要しなくなった場合、その払込期月に対応するものとして払い込まれた保険料（保険料の払込免除事由に該当した後に、払い込まれたものとして取り扱われる保険料を除きます。）については、会社は、会社の定めるところにより未経過期間（1か月未満の端数は切り捨てます。）に対応した保険料相当額を保険契約者（保険金を支払うときは、保険金とともに保険金の受取人）に支払います。ただし、月払契約の場合は支払いません。

- (8) 前号の場合、支払う金額の支払時期および支払場所については、主約款の規定を準用します。
- (9) 保険証券は発行せず、保険契約者に書面をもって通知します。

第20条<低解約払戻金特則>

- 1 本特則は、この特約の締結の際に、保険契約者がつぎのいずれかの方法を会社に申し出て、会社が承諾することにより、この特約に付加して締結します。ただし、この特約の保険期間が年満期で定めである場合には、第1号に定める低解約払戻金割合を指定する方法は取り扱いません。
- (1) 低解約払戻金割合を指定する方法
- (2) 解約払戻金を0と指定する方法
- 2 前項第1号に定める低解約払戻金割合を指定する方法で本特則を付加した場合には、つぎのとおりとします。
- (1) 保険契約者は、低解約払戻金割合（1よりも小さい割合とします。）を、会社所定の範囲内で指定してください。
- (2) この特約の保険料払込期間中のこの特約の解約払戻金は、第15条<特約の解約払戻金>の規定にかかわらず、第15条<特約の解約払戻金>の規定により計算した解約払戻金に、前号において指定された低解約払戻金割合を乗じて計算します。
- (3) 第1号において指定された低解約払戻金割合は、変更することができません。
- 3 第1項第2号に定める解約払戻金を0と指定する方法で本特則を付加した場合には、第15条<特約の解約払戻金>の規定にかかわらず、この特約の保険料払込期間中のこの特約の解約払戻金はありません。
- 4 本特則のみの解約はできません。

新手術特約〔がん保険〕

(2018年4月2日制定)

＜この特約の趣旨＞

この特約は、主契約に付加することによって、この特約の被保険者ががんまたは上皮内新生物の治療を目的として所定の手術を受けた場合に、手術の種類に応じて手術給付金を支払うことを主な内容とするものです。

第1条＜特約の締結および保険期間の始期＞

- 1 この特約は、保険契約者と会社との間で主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）を締結する際に、保険契約者が会社に申し出て、会社が承諾することにより、会社の定める範囲で主契約に付加して締結します。
- 2 この特約の保険期間の始期は、会社がこの特約の第1回保険料（第1回保険料相当額を含みます。）を受け取った時か、この特約の被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時とします。
- 3 この特約の契約日は、主契約の契約日と同一とします。

第2条＜特約の被保険者の型および被保険者の範囲＞

保険契約者は、この特約の締結の際、つぎのいずれかのこの特約の被保険者の型を指定してください。ただし、配偶者型を指定する場合は、主契約が家族契約であることを要します。また、子型を指定する場合は、主契約が家族契約であるかまたは主契約に子供特約が付加されていることを要します。

被保険者の型	この特約の被保険者の範囲
(1) 本人型	主契約の第1被保険者
(2) 配偶者型	主契約の第1被保険者と同一戸籍にその配偶者として記載されている者（主契約の第1被保険者の死亡時に、主契約の第1被保険者と同一戸籍にその配偶者として記載されていた者で、この特約の締結時まで新たに婚姻をしていない者を含みます。）
(3) 子型	主契約の第1被保険者と同一戸籍にその子として記載されている満23歳未満の者（主契約の第1被保険者の死亡時に、主契約の第1被保険者と同一戸籍にその子として記載されていた者で、この特約の締結時まで婚姻をしていない満23歳未満の者を含みます。以下、「子」といいます。）ただし、会社が告知書にもとづく選択上、引き受けられないと認めた子があつた場合には、保険契約者の同意を得て、この特約の被保険者からその子を除きます。

第3条＜特約の被保険者の資格の得喪＞

- 1 この特約の被保険者の型が配偶者型の場合で、この特約の締結後、この特約の被保険者が主契約の第1被保険者と同一戸籍でなくなったときには、その時からこの特約の被保険者としての資格を失います。ただし、主契約の第1被保険者の死亡による場合を除きます。
- 2 この特約の被保険者の型が子型の場合、つぎの各号のとおりとします。
 - (1) この特約の締結時に前条第3号に該当している者は、この特約の締結時からこの特約の被保険者の資格を得るものとします。

- (2) この特約の締結後に前条第3号に該当することになった者がある場合には、保険契約者は、必要書類（別表1）を会社に提出してください。会社が承諾した場合には、必要書類を提出した時からこの特約の被保険者の資格を得るものとします。
- (3) この特約の締結後に新たに出生した子については、前号の規定にかかわらず、出生日から自動的にこの特約の被保険者の資格を得るものとします。
- (4) この特約の締結後につきのいずれかに該当したときは、該当した時から当該被保険者はこの特約の被保険者としての資格を失います。
 - ① 主契約の第1被保険者と同一戸籍でなくなったとき。ただし、主契約の第1被保険者の死亡による場合を除きます。
 - ② 満23歳になったとき

第4条<特約の責任開始>

- 1 この特約の保険期間の始期の属する日からその日を含めて3か月を経過した日の翌日をこの特約の責任開始日（以下、「責任開始日」といいます。）とし、会社は、その日からこの特約上の責任を負います。ただし、この特約の保険料の払込免除については、会社は、この特約の保険期間の始期からこの特約上の責任を負います。
- 2 前項の規定にかかわらず、この特約の締結後にこの特約の被保険者の資格を得た者については、つぎのとおりとします。
 - (1) この特約の締結後に新たに出生した子については、出生日か、前項に定める責任開始日のいずれか遅い日を当該被保険者の責任開始日とし、会社は、その日からこの特約上の責任を負います。ただし、この特約の保険料の払込免除については、会社は、出生した時か、この特約の保険期間の始期のいずれか遅い時からこの特約上の責任を負います。
 - (2) 前号の場合を除き、この特約の締結後にこの特約の被保険者の資格を得た者については、この特約の被保険者の資格を得た日からその日を含めて3か月を経過した日の翌日か、前項に定める責任開始日のいずれか遅い日を当該被保険者の責任開始日とし、会社は、その日からこの特約上の責任を負います。ただし、この特約の保険料の払込免除については、会社は、この特約の被保険者の資格を得た時か、この特約の保険期間の始期のいずれか遅い時からこの特約上の責任を負います。

第5条<特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込>

- 1 この特約の保険期間は、会社所定の範囲で定めます。
- 2 この特約の保険料払込期間は、この特約の保険期間および主契約の保険料払込期間を限度とし、会社所定の範囲で定めます。
- 3 この特約の保険料は、主契約の保険料と同時に払い込むものとし、主契約の保険料が前納のときは、この特約の保険料も前納とします。なお、月払契約で前納する場合、この特約の保険料については、会社所定の割引率で割り引きます。
- 4 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、その未払込保険料の払込期月に属する契約応当日から将来に向けて解約されたものとします。
- 5 年払契約または半年払契約において、この特約が消滅した場合またはこの特約の保険料の払込を要しなくなった場合、その払込期月に対応するものとして払い込まれたこの特約の保険料（保険料の払込免除事由に該当した後に、払い込まれたものとして取り扱われる保険料を除きます。）については、会社は、会社の定めるところにより未経過期間（1か月未満の端数は切り捨てます。）に対応した保険料相当額

を保険契約者（保険金等を支払うときは、保険金等とともにその保険金等の受取人）に支払います。ただし、月払契約の場合は支払いません。

- 6 前項の場合、支払う金額の支払時期および支払場所については、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の保険金等の支払時期および支払場所の規定を準用します。

第6条＜がん、上皮内新生物の定義および診断確定＞

- 1 この特約において「がん」とは、別表27に定める悪性新生物をいいます。
- 2 この特約において「上皮内新生物」とは、別表28に定める上皮内新生物をいいます。
- 3 がんまたは上皮内新生物の診断確定は、日本の医師の資格を持つ者（日本の医師の資格を持つ者と同等の日本国外の医師を含みます。）によって、病理組織学的所見（生検を含みます。以下同じ。）によりなされたものでなければなりません。ただし、病理組織学的検査が行われなかった場合には、その検査が行われなかった理由および他の所見による診断確定の根拠が明らかであるときに限り、その診断確定も認めます。

第7条＜給付倍率の型の指定＞

- 1 保険契約者は、この特約の締結の際、会社の定めるところにより給付倍率の型を指定してください。
- 2 前項において指定された給付倍率の型は、変更することができません。

第8条＜特約給付金の支払＞

- 1 手術給付金（以下、「特約給付金」といいます。）の支払は、つぎのとおりとします。

特約給付金を支払う場合（以下、「支払事由」といいます。）	この特約の被保険者が、責任開始日以後のこの特約の保険期間中につきのすべてを満たす手術を受けたとき ①責任開始日以後に診断確定されたがんまたは上皮内新生物を直接の原因とする手術 ②治療を直接の目的とする手術 ③別表21-1に定める病院または診療所における手術 ④別表26-1に定めるいずれかの手術
支払額	特約給付金額×別表26-1に定める給付倍率
受取人	支払事由に該当したこの特約の被保険者

- 2 特約給付金が支払われる前に支払事由に該当したこの特約の被保険者が死亡したときは、つぎのとおりとします。

- (1) この特約の被保険者の型が本人型の場合

主契約の第1被保険者の死亡保険金受取人がこの特約の被保険者の死亡時の法定相続人である場合は、会社は、未払の特約給付金を、主契約の第1被保険者の死亡保険金受取人に支払います。ただし、主契約の第1被保険者の死亡保険金受取人が2人以上である場合を除きます。

- (2) この特約の被保険者の型が配偶者型の場合

主契約の第2被保険者のうちの配偶者の死亡保険金受取人がこの特約の被保険者の死亡時の法定相続人である場合は、会社は、未払の特約給付金を、主契約の第2被保険者のうちの配偶者の死亡保険金

受取人に支払います。ただし、主契約の第2被保険者のうちの配偶者の死亡保険金受取人が2人以上である場合を除きます。

- (3) この特約の被保険者の型が子型の場合
 会社は、未払の特約給付金を、主契約の第1被保険者に支払います。ただし、主契約の第1被保険者がすでに死亡している場合を除きます。
- 3 この特約の同一の被保険者が、時期を同じくして手術を2種類以上受けた場合には、第1項の規定にかかわらず、会社は、別表26-1に定める給付倍率の最も高いいずれか1種類の手術についてのみ特約給付金を支払います。
- 4 特約給付金の受取人は第30条<主契約に給付金受取人指定特則が付加されている場合の特則>、第31条<主契約に法人契約特則が付加されている場合の特則>、第32条<主契約に子供特約が付加されている場合で、特約の被保険者の型が子型のときの特則>第5号および第33条<新がん保険、がん定期保険に付加する場合の特則>第5号を除き、支払事由に該当したこの特約の被保険者以外の者に変更することはできません。

第9条<責任開始日の前日以前にがんと診断確定されていた場合>

- 1 この特約の被保険者が、告知前または告知の時から当該被保険者の責任開始日の前日以前にがんと診断確定されていた場合には、保険契約者、主契約の第1被保険者およびこの特約の被保険者のその事実の知、不知にかかわらず、会社は、この特約を無効（この特約の復活の際は復活の取扱を無効）とします。
- 2 前項の場合、会社は、主約款の第8条<責任開始日の前日以前にがんと診断確定されていた場合>の規定を準用します。

第10条<特約の保険料の払込免除>

- 1 この特約の被保険者の型が子型の場合で、この特約の保険期間の始期以後のこの特約の保険料払込期間中につきの各号のすべてに該当したときには、この特約は当初定めたこの特約の保険期間の満了する日まで有効に継続し、会社は、次の払込期月（払込期月の初日から契約応当日の前日まで）に該当したときは、その払込期月）以後のこの特約の保険料の払込を免除します。
- (1) 主契約の第1被保険者が死亡していること
 (2) 子が生存していること
- 2 前項の規定によりこの特約の保険料の払込を免除した場合には、つぎのとおりとします。
- (1) この特約の契約内容の変更に関する規定は適用しません。
 (2) 払込を免除したこの特約の保険料は、払込期月の契約応当日ごとに払込があったものとして取り扱います。

第11条<特約給付金または保険料の払込免除の請求、支払時期および支払場所>

この特約の特約給付金または保険料の払込免除の請求、支払時期および支払場所については、主約款の規定を準用します。

第12条<特約の失効>

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に効力を失います。この場合には、保険契約者は、この特約の解約払戻金があるときは、これを請求することができます。

第13条<特約の復活>

- 1 主契約の復活請求の際、別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
- 2 会社が、前項の規定により請求されたこの特約の復活を承諾したときは、この特約の延滞保険料を受け取った時か、この特約の復活の際のこの特約の被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時から、会社は、この特約の保険料の払込免除についてこの特約上の責任を負い、その時の属する日をこの特約の復活日とします。この場合、責任開始日はつぎのとおりとし、会社は、その日から、特約給付金の支払についてこの特約上の責任を負います。
 - (1) この特約の復活日がこの特約の保険期間の始期の属する日からその日を含めて3か月以内の場合
第4条<特約の責任開始>に定める責任開始日
 - (2) この特約の復活日がこの特約の保険期間の始期の属する日からその日を含めて3か月をこえている場合
この特約の復活日
- 3 前項のほか、主約款の復活に関する規定を準用してこの特約の復活を取り扱います。

第14条<特約の保険期間、保険料払込期間の変更>

- 1 保険契約者は、主契約の保険期間の変更、主契約の保険料払込期間の変更の際、会社の承諾を得て、会社の定める範囲でこの特約の保険期間、この特約の保険料払込期間を変更することができます。
- 2 主契約の保険期間が短縮され、この特約の保険期間が主契約の保険期間をこえるときは、会社の定める範囲で、この特約の保険期間を短縮するものとし、また、この特約の保険料払込期間をあわせて短縮することがあります。
- 3 主契約の保険料払込期間が短縮され、この特約の保険料払込期間が主契約の保険料払込期間をこえるときは、会社の定める範囲で、この特約の保険料払込期間を短縮するものとし、また、この特約の保険期間をあわせて短縮することがあります。
- 4 前3項の場合、会社は、主約款の保険期間の変更の規定、主約款の保険料払込期間の変更の規定を準用して、この特約の保険期間の変更、この特約の保険料払込期間の変更を取り扱います。

第15条<告知義務および告知義務違反による解除>

この特約の締結、復活または被保険者資格の申込に際し、この特約の被保険者に関する告知義務、告知義務違反による解除およびこの特約を解除できない場合については、主約款の告知義務、告知義務違反による解除および保険契約を解除できない場合の規定を準用します。この場合、主約款中「保険契約者」とあるのを「保険契約者または主契約の第1被保険者」と読み替えます。

第16条<重大事由による解除>

この特約の重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除の規定を準用します。

第17条<特約の解約>

- 1 保険契約者は、将来に向かってこの特約を解約し、この特約の解約払戻金を請求することができます。
- 2 保険契約者が、本条の請求をするときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。

第18条<特約給付金額の減額>

- 1 保険契約者は、将来に向って特約給付金額を減額することができます。ただし、会社は、減額後の特約給付金額が会社の定める限度を下まわる減額は取り扱いません。
- 2 主契約の入院給付金日額の減額が行われた場合で、特約給付金額が会社の定める限度をこえたときには、特約給付金額を会社の定める限度まで減額します。
- 3 保険契約者が、第1項の請求をするときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。
- 4 本条の規定により特約給付金額を減額した場合には、減額分は解約されたものとして取り扱い、前条の規定を準用します。

第19条<特約の消滅>

- 1 この特約の被保険者の型が本人型の場合、つぎの各号のいずれかに該当したときは、この特約も同時に消滅します。
 - (1) この特約の被保険者が死亡したとき
 - (2) 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき
- 2 この特約の被保険者の型が配偶者型の場合、つぎの各号のいずれかに該当したときは、この特約も同時に消滅します。
 - (1) この特約の被保険者が死亡したとき
 - (2) 第3条<特約の被保険者の資格の得喪>第1項の規定に該当したとき
 - (3) 主契約が家族契約から個人契約に変更されたとき
 - (4) 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき
- 3 この特約の被保険者の型が子型の場合、つぎの各号のいずれかに該当したときは、この特約も同時に消滅します。
 - (1) 主契約に付加されている子供特約が解約その他の事由によって消滅したとき。ただし、主契約が個人契約から家族契約に変更されたことにより子供特約が消滅した場合を除きます。
 - (2) 主契約が家族契約から個人契約に変更されたとき。ただし、変更後の主契約に子供特約が付加されている場合を除きます。
 - (3) 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき。ただし、第10条<特約の保険料の払込免除>の規定により、この特約の保険料の払込が免除される場合を除きます。
- 4 前3項の規定によりこの特約が消滅した場合には、会社は、この特約の解約払戻金があるときは、これを保険契約者に支払います。ただし、第1項第1号または第2項第1号の場合を除きます。
- 5 この特約の被保険者の型が子型の場合、この特約のすべての被保険者が第3条<特約の被保険者の資格の得喪>第2項第4号の規定に該当したときは、保険契約者は、この特約の解約を請求することができます。請求がないときは、この特約は継続しているものとします。

第20条<主契約の責任開始日の前日以前にがんと診断確定されていたことにより、主契約が無効とされた場合の取扱>

- 1 主約款の第8条<責任開始日の前日以前にがんと診断確定されていた場合>の規定により主契約が無効とされた場合には、つぎのとおりとします。
 - (1) この特約は同時に消滅し、消滅時までには効力があったものとします。この場合、会社は、この特約の解約払戻金があるときは、これを保険契約者に支払います。
 - (2) 前号の規定にかかわらず、主契約が無効とされた時がこの特約の責任開始日の前日以前の場合には、会社は、この特約を無効とし、すでに払い込まれたこの特約の保険料を保険契約者に払い戻します。
 - (3) 第10条<特約の保険料の払込免除>の規定は適用しません。

- 2 前項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当する場合には、本条の規定は適用しません。
- (1) 第9条<責任開始日の前日以前にがんと診断確定されていた場合>の規定によりこの特約が無効とされるとき
 - (2) 告知義務違反による解除または重大事由による解除の規定によりこの特約が解除されるとき
 - (3) 主約款の詐欺による取消または不法取得目的による無効の規定の準用によりこの特約が取消または無効とされるとき

第21条<特約の解約払戻金>

- 1 この特約の解約払戻金は、経過年月数（保険料払込期間中の保険契約において、経過年月数が払込年月数を超える場合は、払込年月数）により計算します。
- 2 この特約の被保険者の型が子型の場合で、この特約の保険期間とこの特約の保険料払込期間が同一のときには、前項の規定にかかわらず、この特約の解約払戻金はありません。

第22条<特約の契約者配当>

この特約に対しては、契約者配当はありません。

第23条<特約の更新>

- 1 主契約およびこの特約の保険期間が満了し主契約が更新された場合またはこの特約の保険期間満了の日が主契約の保険料払込期間満了の日の前にある場合で、あらかじめ保険契約者から別段の申出がないときには、保険契約者がこの特約の保険期間満了の日の2か月前までにこの特約を更新しない旨を会社に通知しない限り、この特約（この特約の保険期間満了の日までの保険料が払い込まれているものに限ります。）は、この特約の保険期間満了の日の翌日に更新されるものとし、この日を更新日とします。
- 2 前項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当する場合には、この特約は更新されないものとします。
 - (1) 更新後のこの特約の保険期間満了の日の翌日におけるこの特約の被保険者の年齢（この特約の被保険者の型が子型の場合は、主契約の第1被保険者の年齢とします。）が会社の定める範囲をこえるとき
 - (2) 更新後のこの特約の保険期間満了の日が主契約の保険料払込期間満了の日をこえるとき
 - (3) 第10条<特約の保険料の払込免除>の規定により、この特約の保険料の払込が免除されているとき
 - (4) この特約の保険期間が歳満期で定めてあるとき。ただし、この特約の保険期間とこの特約の保険料払込期間が同一の場合を除きます。
 - (5) 主契約に保険料一時払特則が付加されているとき
 - (6) この特約の更新時に、会社がこの特約の締結を取り扱っていないとき
- 3 更新後のこの特約の保険期間（更新前のこの特約の保険期間が歳満期で定めてある場合には、更新後のこの特約の保険期間およびこの特約の保険料払込期間）は、つぎのとおりとします。
 - (1) 更新前のこの特約の保険期間が年満期で定めてある場合
 - 更新後のこの特約の保険期間は、更新前のこの特約の保険期間と同一の年数とします。ただし、前項第1号または第2号に該当する場合には、会社の定める範囲でこの特約の保険期間を短縮してこの特約を更新します。
 - (2) 更新前のこの特約の保険期間が歳満期で定めてある場合

- 更新後のこの特約の保険期間は、会社所定の範囲で定めるものとします。また、更新後のこの特約の保険料払込期間は、更新後のこの特約の保険期間を限度とし、会社所定の範囲で定めるものとします。
- 前項第1号のほか、この特約は、会社の定める範囲で、この特約の保険期間を変更して更新することがあります。
 - 更新後のこの特約の保険料は、更新日におけるこの特約の被保険者の年齢（この特約の被保険者の型が子型の場合は、主契約の第1被保険者の年齢とします。）によって計算します。
 - 更新するこの特約の第1回保険料は、更新日の属する月を払込期月とする主契約の保険料とともに払い込むことを要します。この場合には、主約款の保険料の払込、保険料払込の猶予期間および保険契約の失効、ならびに猶予期間中に保険事故が発生した場合の規定を準用します。
 - 前項の保険料が猶予期間満了の日までに払い込まなかったときは、この特約の更新はなかったものとし、この特約は更新前のこの特約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとします。
 - 第4条<特約の責任開始>、第8条<特約給付金の支払>、第9条<責任開始日の前日以前にがんと診断確定されていた場合>、第15条<告知義務および告知義務違反による解除>および第26条<特別条件特則>の規定の適用に際しては、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間とは継続されたものとして取り扱います。
 - 更新後のこの特約には、更新日現在の特約条項および保険料率が適用されます。
 - 更新後の特約給付金額は、更新前の特約給付金額と同額とします。
 - この特約が更新された場合は、第21条<特約の解約払戻金>第1項を「この特約の解約払戻金は、更新（更新が2回以上行われた場合は最後の更新）後の経過年月数（保険料払込期間中の保険契約において、経過年月数が払込年月数を超える場合は、払込年月数）により計算します。」と読み替えます。
 - 本条の規定によりこの特約を更新した場合には、保険証券は発行せず、旧保険証券と更新通知書をもって新保険証券に代えます。
 - 第2項第6号の規定によりこの特約が更新されず、かつ、第2項第1号から第5号までのいずれの規定にも該当しないときは、保険契約者から特に申出がない限り、更新の取扱に準じて、会社の定めるこの特約と同種類の特約を更新時に締結します。この場合、第8項の規定を準用し、この特約の保険期間と更新時に締結する他の特約の保険期間とは継続されたものとして取り扱います。

第24条<管轄裁判所>

特約給付金またはこの特約の保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第25条<主約款の準用>

この特約に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き、主約款の規定を準用します。

第26条<特別条件特則>

- 本特則は、この特約の締結または復活の際に、つぎのいずれかの方法でこの特約に付加して締結します。ただし、この特約の被保険者の型が本人型の場合に限ります。
 - 特定部位不担保法
 - 給付金削減支払法
- 前項第1号に定める特定部位不担保法で本特則を付加した場合には、

つぎのとおりとします。

- (1) 別表25に定める特定部位のうち、会社が指定した特定部位に生じたがん（特定部位に生じたがんが特定部位以外の部位に転移したものを含みます。）により特約給付金の支払事由が生じたときは、第8条<特約給付金の支払>第1項の規定にかかわらず、会社は、特約給付金を支払いません。
 - (2) 別表25に定める特定部位のうち、会社が指定した特定部位に生じた上皮内新生物により特約給付金の支払事由が生じたときは、第8条<特約給付金の支払>第1項の規定にかかわらず、会社は、特約給付金を支払いません。
- 3 第1項第2号に定める給付金削減支払法で本特則を付加した場合には、つぎのとおりとします。

- (1) この特約の契約日からその日を含めて会社の定める給付金削減期間を経過する日（以下、「給付金削減期間満了日」といいます。）までに特約給付金の支払事由が生じたときは、第8条<特約給付金の支払>第1項の規定にかかわらず、会社は、第8条<特約給付金の支払>第1項に定める特約給付金の支払額に、つぎの表に定める乗率（特約給付金の支払事由が生じたときの属する保険年度および給付金削減期間によるもの）とします。この場合、保険年度は、この特約の契約日からその直後に到来するこの特約の年単位の契約応当日の前日までを第1保険年度とし、以後、この特約の年単位の契約応当日ごとに1年を加えて計算するものとします。）を乗じて得た金額を支払います。

給付金削減期間	第1保険年度	第2保険年度	第3保険年度	第4保険年度	第5保険年度
1年	0.50	—	—	—	—
2年	0.30	0.60	—	—	—
3年	0.25	0.50	0.75	—	—
4年	0.20	0.40	0.60	0.80	—
5年	0.15	0.30	0.45	0.60	0.80

- (2) 本特則は、給付金削減期間満了日の翌日から効力を失います。
- 4 前2項のほか、本特則を付加した場合には、つぎのとおりとします。
- (1) 第2項の規定にかかわらず、会社は、第2項第1号または第2号のいずれか一方のみを適用する特定部位不担保法を取り扱うことができます。
 - (2) 本特則のみの解約はできません。

第27条<中途付加する場合の特則>

- 1 第1条<特約の締結および保険期間の始期>第1項の規定にかかわらず、主契約の締結後、保険契約者は被保険者の同意および会社の承諾を得て、会社の定める範囲でこの特約を主契約に付加して締結することができます。この場合、つぎのとおりとします。
 - (1) 保険契約者は、この特約の第1回保険料（第1回保険料相当額を含みます。以下同じ。）を充当する期間の初日（以下、第1条<特約の締結および保険期間の始期>第3項の規定にかかわらず、「この特約の契約日」といいます。）を、会社の定める範囲内で、つぎのとおり定めるものとします。
 - ① 月払契約の場合

主契約の月単位の契約応当日（契約応当日のない月については、その月の末日を契約応当日とします。本特約条項を通じて同じ。）

② 半年払契約の場合

主契約の半年単位の契約応当日

③ 年払契約の場合

主契約の年単位の契約応当日

- (2) この特約の第1回保険料は、主契約の払込期月中に主契約の払込方法（経路）にしたがい、主契約の保険料と同時に払い込んでください。
- (3) この特約の第1回保険料の払込については、同時に払い込む主契約の保険料と同じ猶予期間があります。
- (4) 猶予期間内に保険料が払い込まれないときは、この特約の中途付加はなかったものとします。この場合、猶予期間中に保険事故が発生しても主約款の規定は準用しません。
- 2 この特約を主契約に付加した場合には、つぎのとおりとします。
- (1) 第1条<特約の締結および保険期間の始期>第2項の規定にかかわらず、会社は、この特約の第1回保険料を受け取った時か前項に定めるこの特約の契約日（保険料口座振替特約または保険料クレジットカード支払特約により変更された内容を含みます。）のいずれか早い時をこの特約の保険期間の始期とします。
- (2) 前号に定めるこの特約の保険期間の始期の属する日からこの特約の契約日の前日までの間にこの特約の保険料の払込の免除事由が生じたときは、前項第1号の規定（保険料口座振替特約または保険料クレジットカード支払特約により変更された内容を含みます。）にかかわらず、この特約の保険期間の始期の属する日の直前の主契約の月単位の契約応当日をこの特約の契約日とし、この特約の保険期間およびこの特約の保険料払込期間は、その日を基準として再計算し、この特約の保険料に過不足があれば精算します。この場合、この特約の保険期間の始期の変更はありません。
- (3) この特約の保険料は、つぎのとおりとします。
- ① 主契約の保険期間が終身で定めてあるとき
この特約の契約日におけるこの特約の被保険者の満年齢（この特約の被保険者の型が子型の場合は、主契約の第1被保険者の満年齢とします。）により計算します。
- ② 主契約の保険期間が終身以外で定めてあるとき
この特約の契約日直前の主契約の年単位の契約応当日（この特約の契約日と主契約の年単位の契約応当日が一致する場合はその応当日）におけるこの特約の被保険者の満年齢（この特約の被保険者の型が子型の場合は、主契約の第1被保険者の満年齢とします。）により計算します。
- (4) 前号②の場合、この特約の第1回保険料については、会社の定めた方法で計算した金額の払込を要することがあります。
- (5) 第21条<特約の解約払戻金>第1項を、つぎのとおり読み替えます。
- 1 この特約の解約払戻金は、経過年月数（保険料払込期間中の保険契約において、経過年月数が払込年月数を超える場合は、払込年月数）により計算します。ただし、主契約の保険期間が終身以外で定めてあるときは、この特約の契約日と主契約の年単位の契約応当日が一致する場合を除き、この特約の契約日直前の主契約の年単位の契約応当日からこの特約の契約日までの月数を加算して計算します。
- (6) 前条第1項第2号に定める給付金削減支払法で特別条件特則を付加した場合で、主契約の保険期間が終身以外で定めてあるときには、

前条第3項第1号中、「この場合、保険年度は、この特約の契約日からその直後に到来するこの特約の年単位の契約応当日の前日までを第1保険年度とし、以後、この特約の年単位の契約応当日ごとに1年を加えて計算するものとします。」とあるのを「この場合、保険年度は、この特約の契約日からその直後に到来する主契約の年単位の契約応当日の前日までを第1保険年度とし、以後、主契約の年単位の契約応当日ごとに1年を加えて計算するものとします。」と読み替えます。

(7) 保険証券は発行せず、保険契約者に書面をもって通知します。

第28条<低解約払戻金特則>

- 1 本特則は、この特約の締結の際に、保険契約者がつぎのいずれかの方法を会社に申し出て、会社が承諾することにより、この特約に付加して締結します。ただし、この特約の保険期間が年満期で定めてある場合には、第1号に定める低解約払戻金割合を指定する方法は取り扱いません。また、この特約の被保険者の型が子型の場合で、この特約の保険期間とこの特約の保険料払込期間が同一のときには、本特則の付加は取り扱いません。
 - (1) 低解約払戻金割合を指定する方法
 - (2) 解約払戻金を0と指定する方法
- 2 前項第1号に定める低解約払戻金割合を指定する方法で本特則を付加した場合には、つぎのとおりとします。
 - (1) 保険契約者は、低解約払戻金割合(1よりも小さい割合とします。)を、会社所定の範囲内で指定してください。
 - (2) この特約の保険料払込期間中のこの特約の解約払戻金は、第21条<特約の解約払戻金>第1項の規定にかかわらず、第21条<特約の解約払戻金>第1項の規定により計算した解約払戻金に、前号において指定された低解約払戻金割合を乗じて計算します。
 - (3) 第1号において指定された低解約払戻金割合は、変更することができません。
- 3 第1項第2号に定める解約払戻金を0と指定する方法で本特則を付加した場合には、第21条<特約の解約払戻金>第1項の規定にかかわらず、この特約の解約払戻金はありません。
- 4 本特則のみの解約はできません。

第29条<主契約に保険料一時払特則が付加されている場合の特則>

主契約に保険料一時払特則が付加されている場合には、この特約の保険料の払込方法(回数)は一時払とします。

第30条<主契約に給付金受取人指定特則が付加されている場合の特則>

主契約に給付金受取人指定特則が付加されている場合には、つぎのとおりとします。

- (1) 第8条<特約給付金の支払>第1項の規定にかかわらず、特約給付金の受取人はつぎのとおりとします。
 - ① この特約の被保険者の型が本人型の場合
主契約の第1被保険者が支払事由に該当した場合の給付金の受取人
 - ② この特約の被保険者の型が配偶者型または子型の場合
主契約の第2被保険者が支払事由に該当した場合の給付金の受取人
- (2) 第8条<特約給付金の支払>第2項の規定は適用しません。

第31条<主契約に法人契約特則が付加されている場合の特則>

主契約に法人契約特則が付加されている場合には、つぎのとおりとします。

- (1) 第8条<特約給付金の支払>第1項の規定にかかわらず、保険契約者を特約給付金の受取人とします。
- (2) 第8条<特約給付金の支払>第2項第3号の規定は適用しません。

第32条<主契約に子供特約が付加されている場合で、特約の被保険者の型が子型のときの特則>

主契約に子供特約が付加されている場合で、この特約の被保険者の型が子型のときには、つぎのとおりとします。

- (1) 主契約が個人契約で、かつ、主契約に新手術特約〔個人・家族用〕が付加されていた場合には、第19条<特約の消滅>第3項第1号の規定にかかわらず、主契約が個人契約から家族契約に変更されたことにより子供特約が消滅したときに、この特約も同時に消滅します。この場合、会社は、この特約の解約払戻金があるときは、これを保険契約者に支払います。
- (2) 第20条<主契約の責任開始日の前日以前にがんと診断確定されていたことにより、主契約が無効とされた場合の取扱>第1項中、「主約款の第8条<責任開始日の前日以前にがんと診断確定されていた場合>の規定により主契約が無効とされた場合」とあるのを「主約款の第8条<責任開始日の前日以前にがんと診断確定されていた場合>の規定により主契約が無効とされた場合（子供特約の特約条項の第8条<責任開始日の前日以前にがんと診断確定されていた場合>の規定により子供特約が無効とされた場合を含みます。）」と読み替えます。
- (3) 第20条<主契約の責任開始日の前日以前にがんと診断確定されていたことにより、主契約が無効とされた場合の取扱>第1項第2号中、「主契約が無効とされた時」とあるのを「主契約が無効とされた時（子供特約が無効とされた時を含みます。）」と読み替えます。
- (4) 第23条<特約の更新>第2項に定めるほか、更新後の主契約に子供特約が付加されていないときは、この特約は更新されないものとします。
- (5) 第30条<主契約に給付金受取人指定特則が付加されている場合の特則>を、つぎのとおり読み替えます。

第30条<子供特約に特約給付金受取人指定特則が付加されている場合の特則>

子供特約に特約給付金受取人指定特則が付加されている場合には、つぎのとおりとします。

- (1) 第8条<特約給付金の支払>第1項の規定にかかわらず、子供特約の特約給付金の受取人をこの特約の特約給付金の受取人とします。
- (2) 第8条<特約給付金の支払>第2項第3号の規定は適用しません。

第33条<新がん保険、がん定期保険に付加する場合の特則>

この特約を新がん保険またはがん定期保険に付加した場合には、つぎのとおりとします。

- (1) 第1条<特約の締結および保険期間の始期>を、つぎのとおり読み替えます。

第1条<特約の締結>

- 1 この特約は、保険契約者と会社との間で主たる保険契約（以

下、「主契約」といいます。)を締結する際に、保険契約者が会社に申し出て、会社が承諾することにより、会社の定める範囲で主契約に付加して締結します。

2 この特約の契約日は、主契約の契約日と同一とします。

- (2) 第2条<特約の被保険者の型および被保険者の範囲>、第3条<特約の被保険者の資格の得喪>第1項および第2項第4号、第9条<責任開始日の前日以前にがんが診断確定されていた場合>第1項、第10条<特約の保険料の払込免除>第1項第1号、第15条<告知義務および告知義務違反による解除>第1項、第23条<特約の更新>第2項第1号および第5項ならびに第27条<中途付加する場合の特約>第2項第3号中、「主契約の第1被保険者」とあるのを「主契約の主たる被保険者」と読み替えます。

- (3) 第4条<特約の責任開始>第1項を、つぎのとおり読み替えます。

1 この特約の契約日からその日を含めて3か月を経過した日の翌日をこの特約の責任開始日(以下、「責任開始日」といいます。)とし、会社は、その日からこの特約上の責任を負います。ただし、この特約の保険料の払込免除については、会社は、この特約の契約日からこの特約上の責任を負います。

- (4) 第4条<特約の責任開始>第2項第1号および第2号中、「この特約の保険期間の始期」とあるのを「この特約の契約日」と読み替えます。

- (5) 第8条<特約給付金の支払>第1項の規定にかかわらず、特約給付金の受取人は、つぎのとおりとします。

① この特約の被保険者の型が本人型の場合

主契約の主たる被保険者の給付金受取人

② この特約の被保険者の型が配偶者型の場合

主契約の従たる被保険者の給付金受取人

③ この特約の被保険者の型が子型の場合

主契約の従たる被保険者の給付金受取人。ただし、主契約に子供特約が付加されている場合は子供特約の給付金受取人。

- (6) 第8条<特約給付金の支払>第2項を、つぎのとおり読み替えます。

2 支払事由に該当したこの特約の被保険者が特約給付金の受取人の場合で、特約給付金が支払われる前に当該被保険者が死亡したときには、つぎのとおりとします。

(1) この特約の被保険者の型が本人型の場合

主契約の主たる被保険者の死亡保険金受取人がこの特約の被保険者の死亡時の法定相続人である場合は、会社は、未払の特約給付金を、主契約の主たる被保険者の死亡保険金受取人に支払います。ただし、主契約の主たる被保険者の死亡保険金受取人が2人以上である場合を除きます。

(2) この特約の被保険者の型が配偶者型の場合

主契約の従たる被保険者の死亡保険金受取人がこの特約の被保険者の死亡時の法定相続人である場合は、会社は、未払の特約給付金を、主契約の従たる被保険者の死亡保険金受取人に支払います。ただし、主契約の従たる被保険者の死亡保険金受取人が2人以上である場合を除きます。

(3) この特約の被保険者の型が子型の場合

主契約の従たる被保険者の死亡保険金受取人(主契約に子供特約が付加されている場合は子供特約の死亡保険金受取人。以下、本号において同じ。)がこの特約の被保険者の死亡時の法定相続人である場合は、会社は、未払の特約給付金を、

主契約の従たる被保険者の死亡保険金受取人に支払います。
ただし、主契約の従たる被保険者の死亡保険金受取人が2人以上である場合を除きます。

- (7) 第10条<特約の保険料の払込免除>第1項中、「この特約の保険期間の始期以後」とあるのを「この特約の契約日以後」と読み替えます。
- (8) 第13条<特約の復活>第2項中および第15条<告知義務および告知義務違反による解除>第2項中、「この特約の保険期間の始期の属する日」とあるのを「この特約の契約日」と読み替えます。
- (9) 第18条<特約給付金額の減額>第2項中、「主契約の入院給付金日額の減額」とあるのを「主契約の口数の減少」と読み替えます。
- (10) 第27条<中途付加する場合の特則>第1項中、「第1条<特約の締結および保険期間の始期>第1項」とあるのを「第1条<特約の締結>第1項」と読み替えます。
- (11) 第27条<中途付加する場合の特則>第1項第1号中、「第1条<特約の締結および保険期間の始期>第3項」とあるのを「第1条<特約の締結>第2項」と読み替えます。
- (12) 第27条<中途付加する場合の特則>第2項第1号および第2号の規定は適用しません。
- (13) 主契約が分割された場合には、この特約も会社の定める範囲で分割されるものとします。ただし、この特約のみの分割は取り扱いません。

第34条<その他>

この特約で使用している「治療を直接の目的とする手術」には、診断・検査（生検・腹腔鏡検査など）のための手術などは該当しません。

<附則>

1. 本特約において、「新がん保険」、「がん定期保険」とは、A型、B型、BⅡ型、C型、D型、E型、F型およびG型を総称したものをいいます。
2. 本特約において、「子供特約」とは、A型、B型、BⅡ型、C型、D型、E型、F型、G型および子供特約〔2000〕を総称したものをいいます。
3. 平成2年7月1日以前に締結された「新がん保険」、「がん定期保険」、「子供特約」は、A型とみなします。

がん高度先進医療特約

(2018年4月2日制定)

＜この特約の趣旨＞

この特約は、主契約に付加することによって、この特約の被保険者ががんの診断または治療を目的として所定の高度先進医療を受けた場合に、がん高度先進医療給付金を支払うことを主な内容とするものです。

第1条＜特約の締結および保険期間の始期＞

- 1 この特約は、保険契約者と会社との間で主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）を締結する際に、保険契約者が会社に申し出て、会社が承諾することにより、会社の定める範囲で主契約に付加して締結します。
- 2 この特約の保険期間の始期は、会社がこの特約の第1回保険料（第1回保険料相当額を含みます。）を受け取った時か、この特約の被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時とします。
- 3 この特約の契約日は、主契約の契約日と同一とします。

第2条＜特約の被保険者の型および被保険者の範囲＞

保険契約者は、この特約の締結の際、つぎのいずれかのこの特約の被保険者の型を指定してください。ただし、配偶者型を指定する場合は、主契約が家族契約であることを要します。また、子型を指定する場合は、主契約が家族契約であるかまたは主契約に子供特約が付加されていることを要します。

被保険者の型	この特約の被保険者の範囲
(1) 本人型	主契約の第1被保険者
(2) 配偶者型	主契約の第1被保険者と同一戸籍にその配偶者として記載されている者（主契約の第1被保険者の死亡時に、主契約の第1被保険者と同一戸籍にその配偶者として記載されていた者で、この特約の締結時まで新たに婚姻をしていない者を含みます。）
(3) 子型	主契約の第1被保険者と同一戸籍にその子として記載されている満23歳未満の者（主契約の第1被保険者の死亡時に、主契約の第1被保険者と同一戸籍にその子として記載されていた者で、この特約の締結時まで婚姻をしていない満23歳未満の者を含みます。以下、「子」といいます。）ただし、会社が告知書にもとづく選択上、引き受けられないと認めた子があった場合には、保険契約者の同意を得て、この特約の被保険者からその子を除きます。

第3条＜特約の被保険者の資格の得喪＞

- 1 この特約の被保険者の型が配偶者型の場合で、この特約の締結後、この特約の被保険者が主契約の第1被保険者と同一戸籍でなくなったときには、その時からこの特約の被保険者としての資格を失います。ただし、主契約の第1被保険者の死亡による場合を除きます。
- 2 この特約の被保険者の型が子型の場合、つぎの各号のとおりとし

ます。

- (1) この特約の締結時に前条第3号に該当している者は、この特約の締結時からこの特約の被保険者の資格を得るものとします。
- (2) この特約の締結後に前条第3号に該当することになった者がいる場合には、保険契約者は、必要書類（別表1）を会社に提出してください。会社が承諾した場合には、必要書類を提出した時からこの特約の被保険者の資格を得るものとします。
- (3) この特約の締結後に新たに出生した子については、前号の規定にかかわらず、出生日から自動的にこの特約の被保険者の資格を得るものとします。
- (4) この特約の締結後につきのいずれかに該当したときは、該当した時から当該被保険者はこの特約の被保険者としての資格を失います。
 - ① 主契約の第1被保険者と同一戸籍でなくなったとき。ただし、主契約の第1被保険者の死亡による場合を除きます。
 - ② 満23歳になったとき

第4条<特約の責任開始>

- 1 この特約の保険期間の始期の属する日からその日を含めて3か月を経過した日の翌日をこの特約の責任開始日（以下、「責任開始日」といいます。）とし、会社は、その日からこの特約上の責任を負います。ただし、この特約の保険料の払込免除については、会社は、この特約の保険期間の始期からこの特約上の責任を負います。
- 2 前項の規定にかかわらず、この特約の締結後にこの特約の被保険者の資格を得た者については、つぎのとおりとします。
 - (1) この特約の締結後に新たに出生した子については、出生日か、前項に定める責任開始日のいずれか遅い日を当該被保険者の責任開始日とし、会社は、その日からこの特約上の責任を負います。ただし、この特約の保険料の払込免除については、会社は、出生した時か、この特約の保険期間の始期のいずれか遅い時からこの特約上の責任を負います。
 - (2) 前号の場合を除き、この特約の締結後にこの特約の被保険者の資格を得た者については、この特約の被保険者の資格を得た日からその日を含めて3か月を経過した日の翌日か、前項に定める責任開始日のいずれか遅い日を当該被保険者の責任開始日とし、会社は、その日からこの特約上の責任を負います。ただし、この特約の保険料の払込免除については、会社は、この特約の被保険者の資格を得た時か、この特約の保険期間の始期のいずれか遅い時からこの特約上の責任を負います。

第5条<特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込>

- 1 この特約の保険期間およびこの特約の保険料払込期間は、主契約の保険期間および保険料払込期間と同一とします。
- 2 この特約の保険料は、主契約の保険料と同時に払い込むものとし、主契約の保険料が前納のときは、この特約の保険料も前納とします。なお、月払契約で前納する場合、この特約の保険料については、会社所定の割引率で割り引きます。
- 3 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、その未払込保険料の払込期月に属する契約応当日から将来に向って解約されたものとします。

第6条〈がんの定義および診断確定〉

- この特約において「がん」とは、別表27に定める悪性新生物をいいます。
- がんの診断確定は、日本の医師の資格を持つ者（日本の医師の資格を持つ者と同等の日本国外の医師を含みます。）によって、病理組織学的所見（生検を含みます。以下同じ。）によりなされたものでなければなりません。ただし、病理組織学的検査が行われなかった場合には、その検査が行われなかった理由および他の所見による診断確定の根拠が明らかであるときに限り、その診断確定も認めます。

第7条〈特約給付金の支払〉

- がん高度先進医療給付金（以下、「特約給付金」といいます。）の支払は、つぎのとおりとします。

特約給付金を支払う場合（以下、「支払事由」といいます。）	この特約の被保険者が、責任開始日以後のこの特約の保険期間中につきのすべてを満たす療養を受けたとき ①責任開始日以後に診断確定されたがんを直接の原因とする療養 ②別表29に定める高度先進医療による療養 ③別表30に定める法律にもとづく保険医療機関で受けた療養（当該療養ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する保険医療機関で行われるものに限ります。）
支払額	特約給付金額×別表31に定める給付倍率
受取人	支払事由に該当したこの特約の被保険者

- 特約給付金が支払われる前に支払事由に該当したこの特約の被保険者が死亡したときは、つぎのとおりとします。
 - この特約の被保険者の型が本人型の場合
主契約の第1被保険者の死亡保険金受取人がこの特約の被保険者の死亡時の法定相続人である場合は、会社は、未払の特約給付金を、主契約の第1被保険者の死亡保険金受取人に支払います。ただし、主契約の第1被保険者の死亡保険金受取人が2人以上である場合を除きます。
 - この特約の被保険者の型が配偶者型の場合
主契約の第2被保険者のうちの配偶者の死亡保険金受取人がこの特約の被保険者の死亡時の法定相続人である場合は、会社は、未払の特約給付金を、主契約の第2被保険者のうちの配偶者の死亡保険金受取人に支払います。ただし、主契約の第2被保険者のうちの配偶者の死亡保険金受取人が2人以上である場合を除きます。
 - この特約の被保険者の型が子型の場合
会社は、未払の特約給付金を、主契約の第1被保険者に支払います。ただし、主契約の第1被保険者がすでに死亡している場合を除きます。
- この特約の同一の被保険者が、同一の日に特約給付金の支払事由に該当する療養を2回以上受けた場合には、第1項の規定にかかわらず、会社は、別表31に定める給付倍率の最も高いいずれか1種類

の療養についてのみ特約給付金を支払います。

- 4 この特約の同一の被保険者についての特約給付金の支払は、各保険年度あたり5回をもって限度とします。この場合、保険年度は、この特約の契約日からその直後に到来するこの特約の年単位の契約応当日の前日までを第1保険年度とし、以後、この特約の年単位の契約応当日ごとに1年を加えて計算するものとします。
- 5 特約給付金の受取人は第30条<主契約に給付金受取人指定特約が付加されている場合の特約>、第31条<主契約に法人契約特約が付加されている場合の特約>、第32条<主契約に子供特約が付加されている場合で、特約の被保険者の型が子型のときの特約>第4号および第33条<新がん保険、がん定期保険に付加する場合の特約>第5号を除き、支払事由に該当したこの特約の被保険者以外の者に変更することはできません。

第8条<責任開始日の前日以前にがんと診断確定されていた場合>

- 1 この特約の被保険者が、告知前または告知の時から当該被保険者の責任開始日の前日以前にがんと診断確定されていた場合には、保険契約者、主契約の第1被保険者およびこの特約の被保険者のその事実の知、不知にかかわらず、会社は、この特約を無効（この特約の復活の際は復活の取扱を無効）とします。
- 2 前項の場合、会社は、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の第8条<責任開始日の前日以前にがんと診断確定されていた場合>の規定を準用します。

第9条<特約の保険料の払込免除>

- 1 この特約の被保険者の型が子型の場合で、この特約の保険期間の始期以後のこの特約の保険料払込期間中につきの各号のすべてに該当したときには、この特約は当初定めたこの特約の保険期間の満了する日まで有効に継続し、会社は、次の払込期月（払込期月の初日から契約応当日の前日まで）に該当したときは、その払込期月）以後のこの特約の保険料の払込を免除します。
- (1) 主契約の第1被保険者が死亡していること
- (2) 子が生存していること
- 2 前項の規定によりこの特約の保険料の払込を免除した場合には、つぎのとおりとします。
- (1) この特約の契約内容の変更に関する規定は適用しません。
- (2) 払込を免除したこの特約の保険料は、払込期月の契約応当日ごとに払込があったものとして取り扱います。

第10条<特約給付金または保険料の払込免除の請求、支払時期および支払場所>

この特約の特約給付金または保険料の払込免除の請求、支払時期および支払場所については、主約款の規定を準用します。

第11条<特約の失効>

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に効力を失います。この場合には、保険契約者は、この特約の解約払戻金があるときは、これを請求することができます。

第12条<特約の復活>

- 1 主契約の復活請求の際、別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。

- 2 会社が、前項の規定により請求されたこの特約の復活を承諾したときは、この特約の延滞保険料を受け取った時か、この特約の復活の際のこの特約の被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時から、会社は、この特約の保険料の払込免除についてこの特約上の責任を負い、その時の属する日をこの特約の復活日とします。この場合、責任開始日はつぎのとおりとし、会社は、その日から、特約給付金の支払についてこの特約上の責任を負います。
 - (1) この特約の復活日がこの特約の保険期間の始期の属する日からその日を含めて3か月以内の場合
第4条<特約の責任開始>に定める責任開始日
 - (2) この特約の復活日がこの特約の保険期間の始期の属する日からその日を含めて3か月をこえている場合
この特約の復活日
- 3 前項のほか、主約款の復活に関する規定を準用してこの特約の復活を取り扱います。

第13条<特約の保険期間、保険料払込期間の変更>

- 1 主契約の保険期間が変更された場合には、この特約の保険期間は、変更後の主契約の保険期間と同一の保険期間に変更されるものとします。
- 2 主契約の保険料払込期間が変更された場合には、この特約の保険料払込期間は、変更後の主契約の保険料払込期間と同一の保険料払込期間に変更されるものとします。
- 3 前2項の場合、会社は、主約款の保険期間の変更の規定、主約款の保険料払込期間の変更の規定を準用して、この特約の保険期間の変更、この特約の保険料払込期間の変更を取り扱います。

第14条<告知義務および告知義務違反による解除>

この特約の締結、復活または被保険者資格の申込に際し、この特約の被保険者に関する告知義務、告知義務違反による解除およびこの特約を解除できない場合については、主約款の告知義務、告知義務違反による解除および保険契約を解除できない場合の規定を準用します。この場合、主約款中「保険契約者」とあるのを「保険契約者または主契約の第1被保険者」と読み替えます。

第15条<重大事由による解除>

この特約の重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除の規定を準用します。

第16条<特約の解約>

- 1 保険契約者は、将来に向かってこの特約を解約し、この特約の解約払戻金を請求することができます。
- 2 保険契約者が、本条の請求をするときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。

第17条<特約給付金額の減額>

- 1 保険契約者は、将来に向かって特約給付金額を減額することができます。ただし、会社は、減額後の特約給付金額が会社の定める限度を下まわる減額は取り扱いません。
- 2 主契約の入院給付金日額の減額が行われた場合で、特約給付金額が会社の定める限度をこえたときには、特約給付金額を会社の定める限度まで減額します。

- 3 保険契約者が、第1項の請求をするときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。
- 4 本条の規定により特約給付金額を減額した場合には、減額分は解約されたものとして取り扱い、前条の規定を準用します。

第18条<特約の消滅>

- 1 この特約の被保険者の型が本人型の場合、つぎの各号のいずれかに該当したときは、この特約も同時に消滅します。
 - (1) この特約の被保険者が死亡したとき
 - (2) 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき
- 2 この特約の被保険者の型が配偶者型の場合、つぎの各号のいずれかに該当したときは、この特約も同時に消滅します。
 - (1) この特約の被保険者が死亡したとき
 - (2) 第3条<特約の被保険者の資格の得喪>第1項の規定に該当したとき
 - (3) 主契約が家族契約から個人契約に変更されたとき
 - (4) 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき
- 3 この特約の被保険者の型が子型の場合、つぎの各号のいずれかに該当したときは、この特約も同時に消滅します。
 - (1) 主契約に付加されている子供特約が解約その他の事由によって消滅したとき。ただし、主契約が個人契約から家族契約に変更されたことにより子供特約が消滅した場合を除きます。
 - (2) 主契約が家族契約から個人契約に変更されたとき。ただし、変更後の主契約に子供特約が付加されている場合を除きます。
 - (3) 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき。ただし、第9条<特約の保険料の払込免除>の規定により、この特約の保険料の払込が免除される場合を除きます。
- 4 前3項の規定によりこの特約が消滅した場合には、会社は、この特約の解約払戻金があるときは、これを保険契約者に支払います。ただし、第1項第1号または第2項第1号の場合を除きます。
- 5 この特約の被保険者の型が子型の場合、この特約のすべての被保険者が第3条<特約の被保険者の資格の得喪>第2項第4号の規定に該当したときは、保険契約者は、この特約の解約を請求することができます。請求がないときは、この特約は継続しているものとします。

第19条<主契約の責任開始日の前日以前にがんと診断確定されていたことにより、主契約が無効とされた場合の取扱>

- 1 主約款の第8条<責任開始日の前日以前にがんと診断確定されていた場合>の規定により主契約が無効とされた場合には、つぎのとおりとします。
 - (1) この特約は同時に消滅し、消滅時までには効力があったものとして扱います。この場合、会社は、この特約の解約払戻金があるときは、これを保険契約者に支払います。
 - (2) 前号の規定にかかわらず、主契約が無効とされた時がこの特約の責任開始日の前日以前の場合には、会社は、この特約を無効とし、すでに払い込まれたこの特約の保険料を保険契約者に払い戻します。
 - (3) 第9条<特約の保険料の払込免除>の規定は適用しません。
- 2 前項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当する場合

には、本条の規定は適用しません。

- (1) この特約の第8条<責任開始日の前日以前にがんと診断確定されていた場合>の規定によりこの特約が無効とされるとき
- (2) 告知義務違反による解除または重大事由による解除の規定によりこの特約が解除されるとき
- (3) 主約款の詐欺による取消しまたは不法取得目的による無効の規定の準用によりこの特約が取消しまたは無効とされるとき

第20条<特約の解約払戻金>

- 1 この特約の保険期間とこの特約の保険料払込期間が同一の場合、この特約の解約払戻金はありません。
- 2 この特約の保険期間とこの特約の保険料払込期間が異なる場合、この特約の解約払戻金は、経過年月数（保険料払込期間中の保険契約において、経過年月数が払込年月数を超える場合は、払込年月数）により計算します。

第21条<特約の契約者配当>

この特約に対しては、契約者配当はありません。

第22条<特約の更新>

- 1 主契約が更新されたときには、この特約も同時に更新されるものとします。
- 2 本条の規定によりこの特約が更新される場合には、主約款の自動更新の規定または申出による更新の規定を準用します。

第23条<法令等の改正に伴うがん高度先進医療給付金の支払事由の変更>

- 1 会社は、健康保険法またはその他関連する法令等（以下、「法令等」といいます。）が改正された場合で、特に必要と認めたときには、主務官庁の認可を得て、将来に向かって、がん高度先進医療給付金の支払事由を法令等の改正内容に応じて変更することがあります。
- 2 本条の規定によりがん高度先進医療給付金の支払事由を変更する場合には、認可にあたって会社の定める日（以下、「支払事由変更日」といいます。）の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。
- 3 前項の通知を受けた保険契約者は、支払事由変更日の2週間前までにつきの各号のいずれかの方法を指定してください。
 - (1) がん高度先進医療給付金の支払事由の変更を承諾する方法
 - (2) 支払事由変更日の前日にこの特約を解約する方法
- 4 前項の指定がないまま、支払事由変更日が到来したときは、保険契約者により前項第1号の方法が指定されたものとみなします。

第24条<管轄裁判所>

特約給付金またはこの特約の保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第25条<主約款の準用>

この特約に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き、主約款の規定を準用します。

第26条<中途付加する場合の特則>

- 1 第1条<特約の締結および保険期間の始期>第1項の規定にかか

ならず、主契約の締結後、保険契約者は被保険者の同意および会社の承諾を得て、会社の定める範囲でこの特約を主契約に付加して締結することができます。この場合、つぎのとおりとします。

- (1) 保険契約者は、この特約の第1回保険料（第1回保険料相当額を含みます。以下同じ。）を充当する期間の初日（以下、第1条<特約の締結および保険期間の始期>第3項の規定にかかわらず、「この特約の契約日」といいます。）を、会社の定める範囲内で、つぎのとおり定めるものとします。
 - ① 月払契約の場合
主契約の月単位の契約応当日（契約応当日のない月については、その月の末日を契約応当日とします。本特約条項を通じて同じ。）
 - ② 半年払契約の場合
主契約の半年単位の契約応当日
 - ③ 年払契約の場合
主契約の年単位の契約応当日
- (2) この特約の第1回保険料は、主契約の払込期月中に主契約の払込方法（経路）にしたがい、主契約の保険料と同時に払い込んでください。
- (3) この特約の第1回保険料の払込については、同時に払い込む主契約の保険料と同じ猶予期間があります。
- (4) 猶予期間内に保険料が払い込まれないときは、この特約の中途付加はなかったものとします。この場合、猶予期間中に保険事故が発生しても主約款の規定は準用しません。
- 2 この特約を主契約に付加した場合には、つぎのとおりとします。
 - (1) 第1条<特約の締結および保険期間の始期>第2項の規定にかかわらず、会社は、この特約の第1回保険料を受け取った時か前項に定めるこの特約の契約日（保険料口座振替特約または保険料クレジットカード支払特約により変更された内容を含みます。）のいずれか早い時をこの特約の保険期間の始期とします。
 - (2) 第5条<特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込>第1項の規定にかかわらず、この特約の保険期間は、この特約の契約日から主契約の保険期間の満了する日までとし、この特約の保険料払込期間は、この特約の契約日から主契約の保険料払込期間の満了する日までとします。
 - (3) 第1号に定めるこの特約の保険期間の始期の属する日からこの特約の契約日の前日までの間にこの特約の保険料の払込の免除事由が生じたときは、前項第1号の規定（保険料口座振替特約または保険料クレジットカード支払特約により変更された内容を含みます。）にかかわらず、この特約の保険期間の始期の属する日の直前の主契約の月単位の契約応当日をこの特約の契約日とし、この特約の保険期間およびこの特約の保険料払込期間は、その日を基準として再計算し、この特約の保険料に過不足があれば精算します。この場合、この特約の保険期間の始期の変更はありません。
 - (4) この特約の保険料は、つぎのとおりとします。
 - ① 主契約の保険期間が終身で定めてあるとき
この特約の契約日におけるこの特約の被保険者の満年齢（この特約の被保険者の型が子型の場合は、主契約の第1被保険者の満年齢とします。）により計算します。
 - ② 主契約の保険期間が終身以外で定めてあるとき

この特約の契約日直前の主契約の年単位の契約応当日（この特約の契約日と主契約の年単位の契約応当日が一致する場合はその応当日）におけるこの特約の被保険者の満年齢（この特約の被保険者の型が子型の場合は、主契約の第1被保険者の満年齢とします。）により計算します。

- (5) 前号②の場合、この特約の第1回保険料については、会社の定めた方法で計算した金額の払込を要することがあります。
- (6) 主契約の保険期間が終身以外で定めてある場合には、第7条<特約給付金の支払>第4項中、「この場合、保険年度は、この特約の契約日からその直後に到来するこの特約の年単位の契約応当日の前日までを第1保険年度とし、以後、この特約の年単位の契約応当日ごとに1年を加えて計算するものとします。」とあるのを「この場合、保険年度は、この特約の契約日からその直後に到来する主契約の年単位の契約応当日の前日までを第1保険年度とし、以後、主契約の年単位の契約応当日ごとに1年を加えて計算するものとします。」と読み替えます。
- (7) 第13条<特約の保険期間、保険料払込期間の変更>第1項および第2項を、つぎのとおり読み替えます。

1 主契約の保険期間が変更された場合には、この特約の保険期間も変更されるものとし、変更後のこの特約の保険期間は、この特約の契約日から変更後の主契約の保険期間の満了する日までとします。

2 主契約の保険料払込期間が変更された場合には、この特約の保険料払込期間も変更されるものとし、変更後のこの特約の保険料払込期間は、この特約の契約日から変更後の主契約の保険料払込期間の満了する日までとします。

- (8) 第20条<特約の解約払戻金>第2項を、つぎのとおり読み替えます。

2 この特約の保険期間とこの特約の保険料払込期間が異なる場合、この特約の解約払戻金は、経過年月数（保険料払込期間中の保険契約において、経過年月数が払込年月数を超える場合は、払込年月数）により計算します。ただし、主契約の保険期間が終身以外で定めてあるときは、この特約の契約日と主契約の年単位の契約応当日が一致する場合を除き、この特約の契約日直前の主契約の年単位の契約応当日からこの特約の契約日までの月数を加算して計算します。

- (9) 年払契約または半年払契約において、この特約が消滅した場合または保険料の払込を要しなくなった場合、その払込期月に対応するものとして払い込まれた保険料（保険料の払込免除事由に該当した後に、払い込まれたものとして取り扱われる保険料を除きます。）については、会社は、会社の定めるところにより未経過期間（1か月未満の端数は切り捨てます。）に対応した保険料相当額を保険契約者（保険金を支払うときは、保険金とともに保険金の受取人）に支払います。ただし、月払契約の場合は支払いません。
- (10) 前号の場合、支払う金額の支払時期および支払場所については、主約款の規定を準用します。
- (11) 保険証券は発行せず、保険契約者に書面をもって通知します。

第27条<低解約払戻金特則>

- 1 本特則は、この特約の締結の際に、保険契約者がつぎのいずれかの方法を会社に申し出て、会社が承諾することにより、この特約に付加して締結します。ただし、この特約の保険期間とこの特約の保険料払込期間が同一の場合には、本特則の付加は取り扱いません。
 - (1) 低解約払戻金割合を指定する方法
 - (2) 解約払戻金を0と指定する方法
- 2 前項第1号に定める低解約払戻金割合を指定する方法で本特則を付加した場合には、つぎのとおりとします。
 - (1) 保険契約者は、低解約払戻金割合（1よりも小さい割合とします。）を、会社所定の範囲内で指定してください。
 - (2) この特約の保険料払込期間中のこの特約の解約払戻金は、第20条<特約の解約払戻金>第2項の規定にかかわらず、第20条<特約の解約払戻金>第2項の規定により計算した解約払戻金に、前号において指定された低解約払戻金割合を乗じて計算します。
 - (3) 第1号において指定された低解約払戻金割合は、変更することができません。
- 3 第1項第2号に定める解約払戻金を0と指定する方法で本特則を付加した場合には、第20条<特約の解約払戻金>第2項の規定にかかわらず、この特約の解約払戻金はありません。
- 4 本特則のみの解約はできません。

第28条<主契約に特別条件特則が付加されている場合の特則>

- 1 主契約に特別条件特則が付加されている場合で、この特約の被保険者の型が本人型のときには、つぎのとおりとします。
 - (1) 主契約の特別条件特則が特定部位不担保法の場合
この特約に特定部位不担保法の特別条件特則が付加されるものとし、その特定部位は、主契約の特定部位と同一とします。
 - (2) 主契約の特別条件特則が給付金削減支払法の場合
この特約に給付金削減支払法の特別条件特則が付加されるものとし、その給付金削減期間は、主契約の給付金削減期間と同一とします。
- 2 本条の規定によりこの特約に特別条件特則を付加した場合には、主約款の特別条件特則の規定を準用します。

第29条<主契約に保険料一時払特則が付加されている場合の特則>

主契約に保険料一時払特則が付加されている場合には、この特約の保険料の払込方法（回数）は一時払とします。

第30条<主契約に給付金受取人指定特則が付加されている場合の特則>

主契約に給付金受取人指定特則が付加されている場合には、つぎのとおりとします。

- (1) 第7条<特約給付金の支払>第1項の規定にかかわらず、特約給付金の受取人はつぎのとおりとします。
 - ① この特約の被保険者の型が本人型の場合
主契約の第1被保険者が支払事由に該当した場合の給付金の受取人
 - ② この特約の被保険者の型が配偶者型または子型の場合
主契約の第2被保険者が支払事由に該当した場合の給付金の受取人
- (2) 第7条<特約給付金の支払>第2項の規定は適用しません。

第31条<主契約に法人契約特則が付加されている場合の特則>

主契約に法人契約特則が付加されている場合には、つぎのとおりとします。

- (1) 第7条<特約給付金の支払>第1項の規定にかかわらず、保険契約者を特約給付金の受取人とします。
- (2) 第7条<特約給付金の支払>第2項第3号の規定は適用しません。

第32条<主契約に子供特約が付加されている場合で、特約の被保険者の型が子型のときの特則>

主契約に子供特約が付加されている場合で、この特約の被保険者の型が子型のときには、つぎのとおりとします。

- (1) 第19条<主契約の責任開始日の前日以前にがんと診断確定されていたことにより、主契約が無効とされた場合の取扱>第1項中、「主約款の第8条<責任開始日の前日以前にがんと診断確定されていた場合>の規定により主契約が無効とされた場合」とあるのを「主約款の第8条<責任開始日の前日以前にがんと診断確定されていた場合>の規定により主契約が無効とされた場合（子供特約の特約条項の第8条<責任開始日の前日以前にがんと診断確定されていた場合>の規定により子供特約が無効とされた場合を含みます。）」と読み替えます。
- (2) 第19条<主契約の責任開始日の前日以前にがんと診断確定されていたことにより、主契約が無効とされた場合の取扱>第1項第2号中、「主契約が無効とされた時」とあるのを「主契約が無効とされた時（子供特約が無効とされた時を含みます。）」と読み替えます。
- (3) 第22条<特約の更新>第1項の規定にかかわらず、更新後の主契約に子供特約が付加されていないときは、この特約は更新されないものとします。
- (4) 第30条<主契約に給付金受取人指定特則が付加されている場合の特則>を、つぎのとおり読み替えます。

第30条<子供特約に特約給付金受取人指定特則が付加されている場合の特則>

子供特約に特約給付金受取人指定特則が付加されている場合には、つぎのとおりとします。

- (1) 第7条<特約給付金の支払>第1項の規定にかかわらず、子供特約の特約給付金の受取人をこの特約の特約給付金の受取人とします。
- (2) 第7条<特約給付金の支払>第2項第3号の規定は適用しません。

第33条<新がん保険、がん定期保険に付加する場合の特則>

この特約を新がん保険またはがん定期保険に付加した場合には、つぎのとおりとします。

- (1) 第1条<特約の締結および保険期間の始期>を、つぎのとおり読み替えます。

第1条<特約の締結>

- 1 この特約は、保険契約者と会社との間で主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）を締結する際に、保険契約者が会社に申し出て、会社が承諾することにより、会社の定め

る範囲で主契約に付加して締結します。

2 この特約の契約日は、主契約の契約日と同一とします。

- (2) 第2条<特約の被保険者の型および被保険者の範囲>、第3条<特約の被保険者の資格の得喪>第1項および第2項第4号、第8条<責任開始日の前日以前にがんと診断確定されていた場合>第1項、第9条<特約の保険料の払込免除>第1項第1号、第14条<告知義務および告知義務違反による解除>第1項ならびに第26条<中途付加する場合の特則>第2項第4号中、「主契約の第1被保険者」とあるのを「主契約の主たる被保険者」と読み替えます。
- (3) 第4条<特約の責任開始>第1項を、つぎのとおり読み替えます。

1 この特約の契約日からその日を含めて3か月を経過した日の翌日をこの特約の責任開始日（以下、「責任開始日」といいます。）とし、会社は、その日からこの特約上の責任を負います。ただし、この特約の保険料の払込免除については、会社は、この特約の契約日からこの特約上の責任を負います。

- (4) 第4条<特約の責任開始>第2項第1号および第2号中、「この特約の保険期間の始期」とあるのを「この特約の契約日」と読み替えます。
- (5) 第7条<特約給付金の支払>第1項の規定にかかわらず、特約給付金の受取人は、つぎのとおりとします。
- ① この特約の被保険者の型が本人型の場合
主契約の主たる被保険者の給付金受取人
 - ② この特約の被保険者の型が配偶者型の場合
主契約の従たる被保険者の給付金受取人
 - ③ この特約の被保険者の型が子型の場合
主契約の従たる被保険者の給付金受取人。ただし、主契約に子供特約が付加されている場合は子供特約の給付金受取人。
- (6) 第7条<特約給付金の支払>第2項を、つぎのとおり読み替えます。

2 支払事由に該当したこの特約の被保険者が特約給付金の受取人の場合で、特約給付金が支払われる前に当該被保険者が死亡したときには、つぎのとおりとします。

- (1) この特約の被保険者の型が本人型の場合
主契約の主たる被保険者の死亡保険金受取人がこの特約の被保険者の死亡時の法定相続人である場合は、会社は、未払の特約給付金を、主契約の主たる被保険者の死亡保険金受取人に支払います。ただし、主契約の主たる被保険者の死亡保険金受取人が2人以上である場合を除きます。
- (2) この特約の被保険者の型が配偶者型の場合
主契約の従たる被保険者の死亡保険金受取人がこの特約の被保険者の死亡時の法定相続人である場合は、会社は、未払の特約給付金を、主契約の従たる被保険者の死亡保険金受取人に支払います。ただし、主契約の従たる被保険者の死亡保険金受取人が2人以上である場合を除きます。
- (3) この特約の被保険者の型が子型の場合
主契約の従たる被保険者の死亡保険金受取人（主契約に子供特約が付加されている場合は子供特約の死亡保険金受取

人。以下、本号において同じ。)がこの特約の被保険者の死亡時の法定相続人である場合は、会社は、未払の特約給付金を、主契約の従たる被保険者の死亡保険金受取人に支払います。ただし、主契約の従たる被保険者の死亡保険金受取人が2人以上である場合を除きます。

- (7) 第9条<特約の保険料の払込免除>第1項中、「この特約の保険期間の始期以後」とあるのを「この特約の契約日以後」と読み替えます。
- (8) 第12条<特約の復活>第2項および第14条<告知義務および告知義務違反による解除>第2項中、「この特約の保険期間の始期の属する日」とあるのを「この特約の契約日」と読み替えます。
- (9) 第17条<特約給付金額の減額>第2項中、「主契約の入院給付金日額の減額」とあるのを「主契約の口数の減少」と読み替えます。
- (10) 第26条<中途付加する場合の特則>第1項中、「第1条<特約の締結および保険期間の始期>第1項」とあるのを「第1条<特約の締結>第1項」と読み替えます。
- (11) 第26条<中途付加する場合の特則>第1項第1号中、「第1条<特約の締結および保険期間の始期>第3項」とあるのを「第1条<特約の締結>第2項」と読み替えます。
- (12) 第26条<中途付加する場合の特則>第2項第1号および第3号の規定は適用しません。
- (13) 主契約が分割された場合には、この特約も会社の定める範囲で分割されるものとします。ただし、この特約のみの分割は取り扱いません。

第34条<その他>

この特約で使用している「療養」とは、診察、薬剤または治療材料の支給および処置、手術その他の治療をいいます。

<附則>

1. 本特約において、「新がん保険」、「がん定期保険」とは、A型、B型、BⅡ型、C型、D型、E型、F型およびG型を総称したものをいいます。
2. 本特約において、「子供特約」とは、A型、B型、BⅡ型、C型、D型、E型、F型、G型および子供特約〔2000〕を総称したものをいいます。
3. 平成2年7月1日以前に締結された「新がん保険」、「がん定期保険」、「子供特約」は、A型とみなします。

特定治療通院特約

(2018年4月2日制定)

<この特約の趣旨>

この特約は、主契約に付加することによって、この特約の被保険者ががんの特定の治療を目的として所定の通院をした場合に、入院の有無にかかわらず、特定治療通院給付金を支払うことを主な内容とするものです。

第1条<特約の締結および保険期間の始期>

- 1 この特約は、保険契約者と会社との間で主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）を締結する際に、保険契約者が会社に申し出て、会社が承諾することにより、会社の定める範囲で主契約に付加して締結します。
- 2 この特約の保険期間の始期は、会社がこの特約の第1回保険料（第1回保険料相当額を含みます。）を受け取った時か、この特約の被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時とします。
- 3 この特約の契約日は、主契約の契約日と同一とします。

第2条<特約の被保険者の型および被保険者の範囲>

保険契約者は、この特約の締結の際、つぎのいずれかのこの特約の被保険者の型を指定してください。ただし、配偶者型を指定する場合は、主契約が家族契約であることを要します。また、子型を指定する場合は、主契約が家族契約であるかまたは主契約に子供特約が付加されていることを要します。

被保険者の型	この特約の被保険者の範囲
(1) 本人型	主契約の第1被保険者
(2) 配偶者型	主契約の第1被保険者と同一戸籍にその配偶者として記載されている者（主契約の第1被保険者の死亡時に、主契約の第1被保険者と同一戸籍にその配偶者として記載されていた者で、この特約の締結時まで新たに婚姻をしていない者を含みます。）
(3) 子型	主契約の第1被保険者と同一戸籍にその子として記載されている満23歳未満の者（主契約の第1被保険者の死亡時に、主契約の第1被保険者と同一戸籍にその子として記載されていた者で、この特約の締結時まで婚姻をしていない満23歳未満の者を含みます。以下、「子」といいます。）ただし、会社が告知書にもとづく選択上、引き受けられないと認めた子があった場合には、保険契約者の同意を得て、この特約の被保険者からその子を除きます。

第3条<特約の被保険者の資格の得喪>

- 1 この特約の被保険者の型が配偶者型の場合で、この特約の締結後、この特約の被保険者が主契約の第1被保険者と同一戸籍でなくなったときには、その時からこの特約の被保険者としての資格を失います。ただし、主契約の第1被保険者の死亡による場合を除きます。
- 2 この特約の被保険者の型が子型の場合、つぎの各号のとおりとし

ます。

- (1) この特約の締結時に前条第3号に該当している者は、この特約の締結時からこの特約の被保険者の資格を得るものとします。
- (2) この特約の締結後に前条第3号に該当することになった者があ
る場合には、保険契約者は、必要書類（別表1）を会社に提出し
てください。会社が承諾した場合には、必要書類を提出した時か
らこの特約の被保険者の資格を得るものとします。
- (3) この特約の締結後に新たに出生した子については、前号の規定
にかかわらず、出生日から自動的にこの特約の被保険者の資格を
得るものとします。
- (4) この特約の締結後につぎのいずれかに該当したときは、該当し
た時から当該被保険者はこの特約の被保険者としての資格を失い
ます。
 - ① 主契約の第1被保険者と同一戸籍でなくなったとき。ただし、
主契約の第1被保険者の死亡による場合を除きます。
 - ② 満23歳になったとき

第4条<特約の責任開始>

- 1 この特約の保険期間の始期の属する日からその日を含めて3か月
を経過した日の翌日をこの特約の責任開始日（以下、「責任開始日」
といいます。）とし、会社は、その日からこの特約上の責任を負い
ます。ただし、この特約の保険料の払込免除については、会社は、
この特約の保険期間の始期からこの特約上の責任を負います。
- 2 前項の規定にかかわらず、この特約の締結後にこの特約の被保険
者の資格を得た者については、つぎのとおりとします。
 - (1) この特約の締結後に新たに出生した子については、出生日か、
前項に定める責任開始日のいずれか遅い日を当該被保険者の責任
開始日とし、会社は、その日からこの特約上の責任を負います。
ただし、この特約の保険料の払込免除については、会社は、出生
した時か、この特約の保険期間の始期のいずれか遅い時からこの
特約上の責任を負います。
 - (2) 前号の場合を除き、この特約の締結後にこの特約の被保険者の
資格を得た者については、この特約の被保険者の資格を得た日か
らその日を含めて3か月を経過した日の翌日か、前項に定める責
任開始日のいずれか遅い日を当該被保険者の責任開始日とし、会
社は、その日からこの特約上の責任を負います。ただし、この特
約の保険料の払込免除については、会社は、この特約の被保険者
の資格を得た時か、この特約の保険期間の始期のいずれか遅い時
からこの特約上の責任を負います。

第5条<特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込>

- 1 この特約の保険期間およびこの特約の保険料払込期間は、主契約
の保険期間および保険料払込期間と同一とします。
- 2 この特約の保険料は、主契約の保険料と同時に払い込むものとし、
主契約の保険料が前納のときは、この特約の保険料も前納とします。
なお、月払契約で前納する場合、この特約の保険料については、会
社所定の割引率で割り引きます。
- 3 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれな
い場合には、この特約は、その未払込保険料の払込期月に属する契
約応当日から将来に向って解約されたものとします。

第6条〈がんの定義および診断確定〉

- この特約において「がん」とは、別表27に定める悪性新生物をいいます。
- がんの診断確定は、日本の医師の資格を持つ者（日本の医師の資格を持つ者と同等の日本国外の医師を含みます。）によって、病理組織学的所見（生検を含みます。以下同じ。）によりなされたものでなければなりません。ただし、病理組織学的検査が行われなかった場合には、その検査が行われなかった理由および他の所見による診断確定の根拠が明らかであるときに限り、その診断確定も認めます。

第7条〈特約給付金の支払〉

- 特定治療通院給付金（以下、「特約給付金」といいます。）の支払は、つぎのとおりとします。

特約給付金を支払う場合（以下、「支払事由」といいます。）	この特約の被保険者が、責任開始日以後のこの特約の保険期間中につぎのすべてを満たす通院をしたとき ①責任開始日以後に診断確定されたがんの治療を直接の目的とする通院 ②つぎのいずれかの治療を直接の目的とする通院 (ア)放射線療法 (イ)化学療法（ただし、経口投与によるものを除きます。） ③別表21-1に定める病院または診療所（ただし、患者を収容する施設を有しない診療所を含みます。）への通院 ④別表23-1に定める通院
支払額	通院1日あたり、特約給付金額
受取人	支払事由に該当したこの特約の被保険者

- 特約給付金が支払われる前に支払事由に該当したこの特約の被保険者が死亡したときは、つぎのとおりとします。
 - この特約の被保険者の型が本人型の場合
主契約の第1被保険者の死亡保険金受取人がこの特約の被保険者の死亡時の法定相続人である場合は、会社は、未払の特約給付金を、主契約の第1被保険者の死亡保険金受取人に支払います。ただし、主契約の第1被保険者の死亡保険金受取人が2人以上である場合を除きます。
 - この特約の被保険者の型が配偶者型の場合
主契約の第2被保険者のうちの配偶者の死亡保険金受取人がこの特約の被保険者の死亡時の法定相続人である場合は、会社は、未払の特約給付金を、主契約の第2被保険者のうちの配偶者の死亡保険金受取人に支払います。ただし、主契約の第2被保険者のうちの配偶者の死亡保険金受取人が2人以上である場合を除きます。
 - この特約の被保険者の型が子型の場合
会社は、未払の特約給付金を、主契約の第1被保険者に支払います。ただし、主契約の第1被保険者がすでに死亡している場合を除きます。
- この特約の同一の被保険者が、つぎの各号のいずれかに該当した

場合には、特約給付金は重複して支払いません。

- (1) 同一の日に2回以上通院をしたとき
 - (2) 2以上の事由の治療を目的とした1回の通院をしたとき
- 4 この特約の同一の被保険者が、つぎの各号のいずれかに該当する日に特約給付金の支払事由に該当する通院をした場合には、第1項の規定にかかわらず、特約給付金は支払いません。
- (1) 主契約の入院給付金が支払われる日
 - (2) 主契約の通院給付金が支払われる日
- 5 この特約の同一の被保険者についての特約給付金の通算支払限度は、この特約の保険期間を通じ、支払日数（特約給付金を支払う日数。以下同じ。）を通算して120日とします。
- 6 特約給付金の受取人は第29条＜主契約に給付金受取人指定特則が付加されている場合の特則＞、第30条＜主契約に法人契約特則が付加されている場合の特則＞、第31条＜主契約に子供特約が付加されている場合で、特約の被保険者の型が子型のときの特則＞第6号および第32条＜新がん保険、がん定期保険に付加する場合の特則＞第5号を除き、支払事由に該当したこの特約の被保険者以外の者に変更することはできません。

第8条＜責任開始日の前日以前にがんと診断確定されていた場合＞

- 1 この特約の被保険者が、告知前または告知の時から当該被保険者の責任開始日の前日以前にがんと診断確定されていた場合には、保険契約者、主契約の第1被保険者およびこの特約の被保険者のその事実の知、不知にかかわらず、会社は、この特約を無効（この特約の復活の際は復活の取扱を無効）とします。
- 2 前項の場合、会社は、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の第8条＜責任開始日の前日以前にがんと診断確定されていた場合＞の規定を準用します。

第9条＜特約の保険料の払込免除＞

- 1 この特約の被保険者の型が子型の場合で、この特約の保険期間の始期以後のこの特約の保険料払込期間中につぎの各号のすべてに該当したときには、この特約は当初定めたこの特約の保険期間の満了する日まで有効に継続し、会社は、次の払込期月（払込期月の初日から契約応当日の前日まで）に該当したときは、その払込期月）以後のこの特約の保険料の払込を免除します。
 - (1) 主契約の第1被保険者が死亡していること
 - (2) 子が生存していること
- 2 前項の規定によりこの特約の保険料の払込を免除した場合には、つぎのとおりとします。
 - (1) この特約の契約内容の変更に関する規定は適用しません。
 - (2) 払込を免除したこの特約の保険料は、払込期月の契約応当日ごとに払込があったものとして取り扱います。

第10条＜特約給付金または保険料の払込免除の請求、支払時期および支払場所＞

この特約の特約給付金または保険料の払込免除の請求、支払時期および支払場所については、主約款の規定を準用します。

第11条＜特約の失効＞

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に効力を失います。

この場合には、保険契約者は、この特約の解約払戻金があるときは、これを請求することができます。

第12条<特約の復活>

- 1 主契約の復活請求の際、別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
- 2 会社が、前項の規定により請求されたこの特約の復活を承諾したときは、この特約の延滞保険料を受け取った時か、この特約の復活の際のこの特約の被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時から、会社は、この特約の保険料の払込免除についてこの特約上の責任を負い、その時の属する日をこの特約の復活日とします。この場合、責任開始日はつぎのとおりとし、会社は、その日から、特約給付金の支払についてこの特約上の責任を負います。
 - (1) この特約の復活日がこの特約の保険期間の始期の属する日からその日を含めて3か月以内の場合
第4条<特約の責任開始>に定める責任開始日
 - (2) この特約の復活日がこの特約の保険期間の始期の属する日からその日を含めて3か月をこえている場合
この特約の復活日
- 3 前項のほか、主約款の復活に関する規定を準用してこの特約の復活を取り扱います。

第13条<特約の保険期間、保険料払込期間の変更>

- 1 主契約の保険期間が変更された場合には、この特約の保険期間は、変更後の主契約の保険期間と同一の保険期間に変更されるものとします。
- 2 主契約の保険料払込期間が変更された場合には、この特約の保険料払込期間は、変更後の主契約の保険料払込期間と同一の保険料払込期間に変更されるものとします。
- 3 前2項の場合、会社は、主約款の保険期間の変更の規定、主約款の保険料払込期間の変更の規定を準用して、この特約の保険期間の変更、この特約の保険料払込期間の変更を取り扱います。

第14条<告知義務および告知義務違反による解除>

この特約の締結、復活または被保険者資格の申込に際し、この特約の被保険者に関する告知義務、告知義務違反による解除およびこの特約を解除できない場合については、主約款の告知義務、告知義務違反による解除および保険契約を解除できない場合の規定を準用します。この場合、主約款中「保険契約者」とあるのを「保険契約者または主契約の第1被保険者」と読み替えます。

第15条<重大事由による解除>

この特約の重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除の規定を準用します。

第16条<特約の解約>

- 1 保険契約者は、将来に向かってこの特約を解約し、この特約の解約払戻金を請求することができます。
- 2 保険契約者が、本条の請求をするときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。

第17条<特約給付金額の減額>

- 1 保険契約者は、将来に向って特約給付金額を減額することができません。ただし、会社は、減額後の特約給付金額が会社の定める限度を下まわる減額は取り扱いません。
- 2 主契約の入院給付金日額の減額が行われた場合で、特約給付金額が会社の定める限度をこえたときには、特約給付金額を会社の定める限度まで減額します。
- 3 保険契約者が、第1項の請求をするときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。
- 4 本条の規定により特約給付金額を減額した場合には、減額分は解約されたものとして取り扱い、前条の規定を準用します。

第18条<特約の消滅>

- 1 この特約の被保険者の型が本人型の場合、つぎの各号のいずれかに該当したときは、この特約も同時に消滅します。
 - (1) この特約の被保険者が死亡したとき
 - (2) 特約給付金の支払日数が、第7条<特約給付金の支払>第5項に定める通算支払限度に達したとき
 - (3) 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき
- 2 この特約の被保険者の型が配偶者型の場合、つぎの各号のいずれかに該当したときは、この特約も同時に消滅します。
 - (1) この特約の被保険者が死亡したとき
 - (2) 特約給付金の支払日数が、第7条<特約給付金の支払>第5項に定める通算支払限度に達したとき
 - (3) 第3条<特約の被保険者の資格の得喪>第1項の規定に該当したとき
 - (4) 主契約が家族契約から個人契約に変更されたとき
 - (5) 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき
- 3 この特約の被保険者の型が子型の場合、つぎの各号のいずれかに該当したときは、この特約も同時に消滅します。
 - (1) 主契約に付加されている子供特約が解約その他の事由によって消滅したとき。ただし、主契約が個人契約から家族契約に変更されたことにより子供特約が消滅した場合を除きます。
 - (2) 主契約が家族契約から個人契約に変更されたとき。ただし、変更後の主契約に子供特約が付加されている場合を除きます。
 - (3) 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき。ただし、第9条<特約の保険料の払込免除>の規定により、この特約の保険料の払込が免除される場合を除きます。
- 4 前3項の規定によりこの特約が消滅した場合には、会社は、この特約の解約払戻金があるときは、これを保険契約者に支払います。ただし、第1項第1号もしくは第2号または第2項第1号もしくは第2号の場合を除きます。
- 5 この特約の被保険者の型が子型の場合、この特約のすべての被保険者が第3条<特約の被保険者の資格の得喪>第2項第4号の規定に該当したときは、保険契約者は、この特約の解約を請求することができます。請求がないときは、この特約は継続しているものとします。

第19条<主契約の責任開始日の前日以前にがんと診断確定されていたことにより、主契約が無効とされた場合の取扱>

- 1 主約款の第8条<責任開始日の前日以前にがんと診断確定されて

いた場合>の規定により主契約が無効とされた場合には、つぎのとおりとします。

- (1) この特約は同時に消滅し、消滅時までには効力があつたものとします。この場合、会社は、この特約の解約払戻金があるときは、これを保険契約者に支払います。
 - (2) 前号の規定にかかわらず、主契約が無効とされた時がこの特約の責任開始日の前日以前の場合には、会社は、この特約を無効とし、すでに払い込まれたこの特約の保険料を保険契約者に払い戻します。
 - (3) 第9条<特約の保険料の払込免除>の規定は適用しません。
- 2 前項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当する場合には、本条の規定は適用しません。
- (1) この特約の第8条<責任開始日の前日以前にがんと診断確定されていた場合>の規定によりこの特約が無効とされるとき
 - (2) 告知義務違反による解除または重大事由による解除の規定によりこの特約が解除されるとき
 - (3) 主約款の詐欺による取消または不法取得目的による無効の規定の準用によりこの特約が取消または無効とされるとき

第20条<特約の解約払戻金>

- 1 この特約の解約払戻金は、経過年月数（保険料払込期間中の保険契約において、経過年月数が払込年月数を超える場合は、払込年月数）により計算します。
- 2 この特約の被保険者の型が子型の場合で、この特約の保険期間とこの特約の保険料払込期間が同一のときには、前項の規定にかかわらず、この特約の解約払戻金はありません。

第21条<特約の契約者配当>

この特約に対しては、契約者配当はありません。

第22条<特約の更新>

- 1 主契約が更新されたときには、この特約も同時に更新されるものとします。
- 2 本条の規定によりこの特約が更新される場合には、主約款の自動更新の規定または申出による更新の規定を準用します。

第23条<管轄裁判所>

特約給付金またはこの特約の保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第24条<主約款の準用>

この特約に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き、主約款の規定を準用します。

第25条<中途付加する場合の特則>

- 1 第1条<特約の締結および保険期間の始期>第1項の規定にかかわらず、主契約の締結後、保険契約者は被保険者の同意および会社の承諾を得て、会社の定める範囲でこの特約を主契約に付加して締結することができます。この場合、つぎのとおりとします。
 - (1) 保険契約者は、この特約の第1回保険料（第1回保険料相当額を含みます。以下同じ。）を充当する期間の初日（以下、第1条<特約の締結および保険期間の始期>第3項の規定にかかわらず、

「この特約の契約日」といいます。)を、会社の定める範囲内で、つぎのとおり定めるものとします。

① 月払契約の場合

主契約の月単位の契約応当日(契約応当日のない月については、その月の末日を契約応当日とします。本特約条項を通じて同じ。)

② 半年払契約の場合

主契約の半年単位の契約応当日

③ 年払契約の場合

主契約の年単位の契約応当日

(2) この特約の第1回保険料は、主契約の払込期月中に主契約の払込方法(経路)にしたがい、主契約の保険料と同時に払い込んでください。

(3) この特約の第1回保険料の払込については、同時に払い込む主契約の保険料と同じ猶予期間があります。

(4) 猶予期間内に保険料が払い込まれないときは、この特約の中途付加はなかったものとします。この場合、猶予期間中に保険事故が発生しても主約款の規定は準用しません。

2 この特約を主契約に付加した場合には、つぎのとおりとします。

(1) 第1条<特約の締結および保険期間の始期>第2項の規定にかかわらず、会社は、この特約の第1回保険料を受け取った時か前項に定めるこの特約の契約日(保険料口座振替特約または保険料クレジットカード支払特約により変更された内容を含みます。)のいずれか早い時をこの特約の保険期間の始期とします。

(2) 第5条<特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込>第1項の規定にかかわらず、この特約の保険期間は、この特約の契約日から主契約の保険期間の満了する日までとし、この特約の保険料払込期間は、この特約の契約日から主契約の保険料払込期間の満了する日までとします。

(3) 第1号に定めるこの特約の保険期間の始期の属する日からこの特約の契約日の前日までの間にこの特約の保険料の払込の免除事由が生じたときは、前項第1号の規定(保険料口座振替特約または保険料クレジットカード支払特約により変更された内容を含みます。)にかかわらず、この特約の保険期間の始期の属する日の直前の主契約の月単位の契約応当日をこの特約の契約日とし、この特約の保険期間およびこの特約の保険料払込期間は、その日を基準として再計算し、この特約の保険料に過不足があれば精算します。この場合、この特約の保険期間の始期の変更はありません。

(4) この特約の保険料は、つぎのとおりとします。

① 主契約の保険期間が終身で定めてあるとき

この特約の契約日におけるこの特約の被保険者の満年齢(この特約の被保険者の型が子型の場合は、主契約の第1被保険者の満年齢とします。)により計算します。

② 主契約の保険期間が終身以外で定めてあるとき

この特約の契約日直前の主契約の年単位の契約応当日(この特約の契約日と主契約の年単位の契約応当日が一致する場合はその応当日)におけるこの特約の被保険者の満年齢(この特約の被保険者の型が子型の場合は、主契約の第1被保険者の満年齢とします。)により計算します。

(5) 前号②の場合、この特約の第1回保険料については、会社の定

めた方法で計算した金額の払込を要することがあります。

- (6) 第13条<特約の保険期間、保険料払込期間の変更>第1項および第2項を、つぎのとおり読み替えます。

1 主契約の保険期間が変更された場合には、この特約の保険期間も変更されるものとし、変更後のこの特約の保険期間は、この特約の契約日から変更後の主契約の保険期間の満了する日までとします。

2 主契約の保険料払込期間が変更された場合には、この特約の保険料払込期間も変更されるものとし、変更後のこの特約の保険料払込期間は、この特約の契約日から変更後の主契約の保険料払込期間の満了する日までとします。

- (7) 第20条<特約の解約払戻金>第1項を、つぎのとおり読み替えます。

1 この特約の解約払戻金は、経過年月数（保険料払込期間中の保険契約において、経過年月数が払込年月数を超える場合は、払込年月数）により計算します。ただし、主契約の保険期間が終身以外で定めてあるときは、この特約の契約日と主契約の年単位の契約応当日が一致する場合を除き、この特約の契約日直前の主契約の年単位の契約応当日からこの特約の契約日までの月数を加算して計算します。

- (8) 年払契約または半年払契約において、この特約が消滅した場合または保険料の払込を要しなくなった場合、その払込期月に対応するものとして払い込まれた保険料（保険料の払込免除事由に該当した後に、払い込まれたものとして取り扱われる保険料を除きます。）については、会社は、会社の定めるところにより未経過期間（1か月未満の端数は切り捨てます。）に対応した保険料相当額を保険契約者（保険金を支払うときは、保険金とともに保険金の受取人）に支払います。ただし、月払契約の場合は支払いません。

- (9) 前号の場合、支払う金額の支払時期および支払場所については、主約款の規定を準用します。

- (10) 保険証券は発行せず、保険契約者に書面をもって通知します。

第26条<低解約払戻金特則>

- 1 本特則は、この特約の締結の際に、保険契約者がつぎのいずれかの方法を会社に申し出て、会社が承諾することにより、この特約に付加して締結します。ただし、この特約の保険期間が年満期で定められている場合には、第1号に定める低解約払戻金割合を指定する方法は取り扱いません。また、この特約の被保険者の型が子型の場合で、この特約の保険期間とこの特約の保険料払込期間が同一のときには、本特則の付加は取り扱いません。

(1) 低解約払戻金割合を指定する方法

(2) 解約払戻金を0と指定する方法

- 2 前項第1号に定める低解約払戻金割合を指定する方法で本特則を付加した場合には、つぎのとおりとします。

(1) 保険契約者は、低解約払戻金割合（1よりも小さい割合とします。）を、会社所定の範囲内で指定してください。

(2) この特約の保険料払込期間中のこの特約の解約払戻金は、第20条<特約の解約払戻金>第1項の規定にかかわらず、第20条<特約の解約払戻金>第1項の規定により計算した解約払戻金に、前

号において指定された低解約払戻金割合を乗じて計算します。

(3) 第1号において指定された低解約払戻金割合は、変更することができません。

3 第1項第2号に定める解約払戻金を0と指定する方法で本特則を付加した場合には、第20条<特約の解約払戻金>第1項の規定にかかわらず、この特約の解約払戻金はありません。

4 本特則のみの解約はできません。

第27条<主契約に特別条件特則が付加されている場合の特則>

1 主契約に特別条件特則が付加されている場合で、この特約の被保険者の型が本人型のときには、つぎのとおりとします。

(1) 主契約の特別条件特則が特定部位不担保法の場合
この特約に特定部位不担保法の特別条件特則が付加されるものとし、その特定部位は、主契約の特定部位と同一とします。

(2) 主契約の特別条件特則が給付金削減支払法の場合
この特約に給付金削減支払法の特別条件特則が付加されるものとし、その給付金削減期間は、主契約の給付金削減期間と同一とします。

2 本条の規定によりこの特約に特別条件特則を付加した場合には、主約款の特別条件特則の規定を準用します。

第28条<主契約に保険料一時払特則が付加されている場合の特則>

主契約に保険料一時払特則が付加されている場合には、この特約の保険料の払込方法（回数）は一時払とします。

第29条<主契約に給付金受取人指定特則が付加されている場合の特則>

主契約に給付金受取人指定特則が付加されている場合には、つぎのとおりとします。

(1) 第7条<特約給付金の支払>第1項の規定にかかわらず、特約給付金の受取人はつぎのとおりとします。

① この特約の被保険者の型が本人型の場合

主契約の第1被保険者が支払事由に該当した場合の給付金の受取人

② この特約の被保険者の型が配偶者型または子型の場合

主契約の第2被保険者が支払事由に該当した場合の給付金の受取人

(2) 第7条<特約給付金の支払>第2項の規定は適用しません。

第30条<主契約に法人契約特則が付加されている場合の特則>

主契約に法人契約特則が付加されている場合には、つぎのとおりとします。

(1) 第7条<特約給付金の支払>第1項の規定にかかわらず、保険契約者を特約給付金の受取人とします。

(2) 第7条<特約給付金の支払>第2項第3号の規定は適用しません。

第31条<主契約に子供特約が付加されている場合で、特約の被保険者の型が子型のときの特則>

主契約に子供特約が付加されている場合で、この特約の被保険者の型が子型のときには、つぎのとおりとします。

(1) 第7条<特約給付金の支払>第4項第1号中、「主契約の入院

- 給付金」とあるのを「子供特約の入院給付金（特約入院給付金を含みます。）」と読み替えます。
- (2) 第7条<特約給付金の支払>第4項第2号中、「主契約の通院給付金」とあるのを「子供特約の通院給付金（特約通院給付金を含みます。）」と読み替えます。
- (3) 第19条<主契約の責任開始日の前日以前にがんと診断確定されていたことにより、主契約が無効とされた場合の取扱>第1項中、「主約款の第8条<責任開始日の前日以前にがんと診断確定されていた場合>の規定により主契約が無効とされた場合」とあるのを「主約款の第8条<責任開始日の前日以前にがんと診断確定されていた場合>の規定により主契約が無効とされた場合（子供特約の特約条項の第8条<責任開始日の前日以前にがんと診断確定されていた場合>の規定により子供特約が無効とされた場合を含みます。）」と読み替えます。
- (4) 第19条<主契約の責任開始日の前日以前にがんと診断確定されていたことにより、主契約が無効とされた場合の取扱>第1項第2号中、「主契約が無効とされた時」とあるのを「主契約が無効とされた時（子供特約が無効とされた時を含みます。）」と読み替えます。
- (5) 第22条<特約の更新>第1項の規定にかかわらず、更新後の主契約に子供特約が付加されていないときは、この特約は更新されないものとします。
- (6) 第29条<主契約に給付金受取人指定特則が付加されている場合の特則>を、つぎのとおり読み替えます。

第29条<子供特約に特約給付金受取人指定特則が付加されている場合の特則>

子供特約に特約給付金受取人指定特則が付加されている場合には、つぎのとおりとします。

- (1) 第7条<特約給付金の支払>第1項の規定にかかわらず、子供特約の特約給付金の受取人をこの特約の特約給付金の受取人とします。
- (2) 第7条<特約給付金の支払>第2項第3号の規定は適用しません。

第32条<新がん保険、がん定期保険に付加する場合の特則>

この特約を新がん保険またはがん定期保険に付加した場合には、つぎのとおりとします。

- (1) 第1条<特約の締結および保険期間の始期>を、つぎのとおり読み替えます。

第1条<特約の締結>

1 この特約は、保険契約者と会社との間で主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）を締結する際に、保険契約者が会社に申し出て、会社が承諾することにより、会社の定める範囲で主契約に付加して締結します。

2 この特約の契約日は、主契約の契約日と同一とします。

- (2) 第2条<特約の被保険者の型および被保険者の範囲>、第3条<特約の被保険者の資格の得喪>第1項および第2項第4号、第8条<責任開始日の前日以前にがんと診断確定されていた場合>第1項、第9条<特約の保険料の払込免除>第1項第1号、第14条<告知義務および告知義務違反による解除>第1項ならびに第

25条<中途付加する場合の特則>第2項第4号中、「主契約の第1被保険者」とあるのを「主契約の主たる被保険者」と読み替えます。

(3) 第4条<特約の責任開始>第1項を、つぎのとおり読み替えます。

1 この特約の契約日からその日を含めて3か月を経過した日の翌日をこの特約の責任開始日（以下、「責任開始日」といいます。）とし、会社は、その日からこの特約上の責任を負います。ただし、この特約の保険料の払込免除については、会社は、この特約の契約日からこの特約上の責任を負います。

(4) 第4条<特約の責任開始>第2項第1号および第2号中、「この特約の保険期間の始期」とあるのを「この特約の契約日」と読み替えます。

(5) 第7条<特約給付金の支払>第1項の規定にかかわらず、特約給付金の受取人は、つぎのとおりとします。

① この特約の被保険者の型が本人型の場合

主契約の主たる被保険者の給付金受取人

② この特約の被保険者の型が配偶者型の場合

主契約の従たる被保険者の給付金受取人

③ この特約の被保険者の型が子型の場合

主契約の従たる被保険者の給付金受取人。ただし、主契約に子供特約が付加されている場合は子供特約の給付金受取人。

(6) 第7条<特約給付金の支払>第2項を、つぎのとおり読み替えます。

2 支払事由に該当したこの特約の被保険者が特約給付金の受取人の場合で、特約給付金が支払われる前に当該被保険者が死亡したときには、つぎのとおりとします。

(1) この特約の被保険者の型が本人型の場合

主契約の主たる被保険者の死亡保険金受取人がこの特約の被保険者の死亡時の法定相続人である場合は、会社は、未払の特約給付金を、主契約の主たる被保険者の死亡保険金受取人に支払います。ただし、主契約の主たる被保険者の死亡保険金受取人が2人以上である場合を除きます。

(2) この特約の被保険者の型が配偶者型の場合

主契約の従たる被保険者の死亡保険金受取人がこの特約の被保険者の死亡時の法定相続人である場合は、会社は、未払の特約給付金を、主契約の従たる被保険者の死亡保険金受取人に支払います。ただし、主契約の従たる被保険者の死亡保険金受取人が2人以上である場合を除きます。

(3) この特約の被保険者の型が子型の場合

主契約の従たる被保険者の死亡保険金受取人（主契約に子供特約が付加されている場合は子供特約の死亡保険金受取人。以下、本号において同じ。）がこの特約の被保険者の死亡時の法定相続人である場合は、会社は、未払の特約給付金を、主契約の従たる被保険者の死亡保険金受取人に支払います。ただし、主契約の従たる被保険者の死亡保険金受取人が2人以上である場合を除きます。

(7) 第9条<特約の保険料の払込免除>第1項中、「この特約の保険期間の始期以後」とあるのを「この特約の契約日以後」と読み

替えます。

- (8) 第12条<特約の復活>第2項および第14条<告知義務および告知義務違反による解除>第2項中、「この特約の保険期間の始期の属する日」とあるのを「この特約の契約日」と読み替えます。
- (9) 第17条<特約給付金額の減額>第2項中、「主契約の入院給付金日額の減額」とあるのを「主契約の口数の減少」と読み替えます。
- (10) 第25条<中途付加する場合の特則>第1項中、「第1条<特約の締結および保険期間の始期>第1項」とあるのを「第1条<特約の締結>第1項」と読み替えます。
- (11) 第25条<中途付加する場合の特則>第1項第1号中、「第1条<特約の締結および保険期間の始期>第3項」とあるのを「第1条<特約の締結>第2項」と読み替えます。
- (12) 第25条<中途付加する場合の特則>第2項第1号および第3号の規定は適用しません。
- (13) 主契約が分割された場合には、この特約も会社の定める範囲で分割されるものとします。ただし、この特約のみの分割は取り扱いません。

第33条<その他>

この特約で使用している用語の意義は下記の通りです。

- (1) 治療を直接の目的とする通院
「治療を直接の目的とする通院」には、治療処置を伴わない薬剤・治療材料の購入、受取のみの通院は該当しません。
- (2) 放射線療法
「放射線療法」とは、がん放射線を照射することにより、これを破壊することを目的とした治療法をいいます。
- (3) 化学療法
「化学療法」とは、がんを適応症として厚生労働大臣が承認する薬剤または治験薬剤（厚生労働大臣の承認を得るために、日本の医療機関で実施される臨床試験（治験）で使用されている薬剤候補）を投与することにより、がんを破壊またはこれの発育・増殖を抑制することを目的とした治療法をいいます。（ホルモン療法を含みます。）

<附則>

1. 本特約において、「新がん保険」、「がん定期保険」とは、A型、B型、BⅡ型、C型、D型、E型、F型およびG型を総称したものをいいます。
2. 本特約において、「子供特約」とは、A型、B型、BⅡ型、C型、D型、E型、F型、G型および子供特約〔2000〕を総称したものをいいます。
3. 平成2年7月1日以前に締結された「新がん保険」、「がん定期保険」、「子供特約」は、A型とみなします。

緩和ケア特約

(2018年4月2日制定)

<この特約の趣旨>

この特約は、主契約に付加することによって、この特約の被保険者ががんを直接の原因として余命6か月以内と判断され在宅緩和ケアを受けた場合に、在宅緩和ケア初期給付金および在宅緩和ケア給付金を支払うことを主な内容とするものです。

第1条<特約の締結および保険期間の始期>

- 1 この特約は、保険契約者と会社との間で主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）を締結する際に、保険契約者が会社に申し出て、会社が承諾することにより、会社の定める範囲で主契約に付加して締結します。
- 2 この特約の保険期間の始期は、会社がこの特約の第1回保険料（第1回保険料相当額を含みます。）を受け取った時か、この特約の被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時とします。
- 3 この特約の契約日は、主契約の契約日と同一とします。

第2条<特約の被保険者の型および被保険者の範囲>

保険契約者は、この特約の締結の際、つぎのいずれかのこの特約の被保険者の型を指定してください。ただし、配偶者型を指定する場合は、主契約が家族契約であることを要します。また、子型を指定する場合は、主契約が家族契約であるかまたは主契約に子供特約が付加されていることを要します。

被保険者の型	この特約の被保険者の範囲
(1) 本人型	主契約の第1被保険者
(2) 配偶者型	主契約の第1被保険者と同一戸籍にその配偶者として記載されている者（主契約の第1被保険者の死亡時に、主契約の第1被保険者と同一戸籍にその配偶者として記載されていた者で、この特約の締結時まで新たに婚姻をしていない者を含みます。）
(3) 子型	主契約の第1被保険者と同一戸籍にその子として記載されている満23歳未満の者（主契約の第1被保険者の死亡時に、主契約の第1被保険者と同一戸籍にその子として記載されていた者で、この特約の締結時まで婚姻をしていない満23歳未満の者を含みます。以下、「子」といいます。）ただし、会社が告知書にもとづく選択上、引き受けられないと認めた子があった場合には、保険契約者の同意を得て、この特約の被保険者からその子を除きます。

第3条<特約の被保険者の資格の得喪>

- 1 この特約の被保険者の型が配偶者型の場合で、この特約の締結後、この特約の被保険者が主契約の第1被保険者と同一戸籍でなくなったときには、その時からこの特約の被保険者としての資格を失います。ただし、主契約の第1被保険者の死亡による場合を除きます。
- 2 この特約の被保険者の型が子型の場合、つぎの各号のとおりとし

ます。

- (1) この特約の締結時に前条第3号に該当している者は、この特約の締結時からこの特約の被保険者の資格を得るものとします。
- (2) この特約の締結後に前条第3号に該当することになった者がいる場合には、保険契約者は、必要書類（別表1）を会社に提出してください。会社が承諾した場合には、必要書類を提出した時からこの特約の被保険者の資格を得るものとします。
- (3) この特約の締結後に新たに出生した子については、前号の規定にかかわらず、出生日から自動的にこの特約の被保険者の資格を得るものとします。
- (4) この特約の締結後につきのいずれかに該当したときは、該当した時から当該被保険者はこの特約の被保険者としての資格を失います。
 - ① 主契約の第1被保険者と同一戸籍でなくなったとき。ただし、主契約の第1被保険者の死亡による場合を除きます。
 - ② 満23歳になったとき

第4条<特約の責任開始>

- 1 この特約の保険期間の始期の属する日からその日を含めて3か月を経過した日の翌日をこの特約の責任開始日（以下、「責任開始日」といいます。）とし、会社は、その日からこの特約上の責任を負います。ただし、この特約の保険料の払込免除については、会社は、この特約の保険期間の始期からこの特約上の責任を負います。
- 2 前項の規定にかかわらず、この特約の締結後にこの特約の被保険者の資格を得た者については、つぎのとおりとします。
 - (1) この特約の締結後に新たに出生した子については、出生日か、前項に定める責任開始日のいずれか遅い日を当該被保険者の責任開始日とし、会社は、その日からこの特約上の責任を負います。ただし、この特約の保険料の払込免除については、会社は、出生した時か、この特約の保険期間の始期のいずれか遅い時からこの特約上の責任を負います。
 - (2) 前号の場合を除き、この特約の締結後にこの特約の被保険者の資格を得た者については、この特約の被保険者の資格を得た日からその日を含めて3か月を経過した日の翌日か、前項に定める責任開始日のいずれか遅い日を当該被保険者の責任開始日とし、会社は、その日からこの特約上の責任を負います。ただし、この特約の保険料の払込免除については、会社は、この特約の被保険者の資格を得た時か、この特約の保険期間の始期のいずれか遅い時からこの特約上の責任を負います。

第5条<特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込>

- 1 この特約の保険期間およびこの特約の保険料払込期間は、主契約の保険期間および保険料払込期間と同一とします。
- 2 この特約の保険料は、主契約の保険料と同時に払い込むものとし、主契約の保険料が前納のときは、この特約の保険料も前納とします。なお、月払契約で前納する場合、この特約の保険料については、会社所定の割引率で割り引きます。
- 3 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、その未払込保険料の払込期月に属する契約応当日から将来に向って解約されたものとします。

第6条<がんの定義および診断確定>

- この特約において「がん」とは、別表27に定める悪性新生物をいいます。
- がんの診断確定は、日本の医師の資格を持つ者（日本の医師の資格を持つ者と同等の日本国外の医師を含みます。以下、「医師」といいます。）によって、病理組織学的所見（生検を含みます。以下同じ。）によりなされたものでなければなりません。ただし、病理組織学的検査が行われなかった場合には、その検査が行われなかった理由および他の所見による診断確定の根拠が明らかであるときに限り、その診断確定も認めます。

第7条<在宅緩和ケアの定義>

この特約において「在宅緩和ケア」とは、つぎのすべてに該当するものをいいます。

- 余命6か月以内と判断されるがんに罹患している者に対して、がんから生じる各種の症状を緩和することを目的として提供される医療
- 医師の計画的な医学管理のもとで、在宅において総合的に提供される医療

第8条<特約給付金の支払>

- 在宅緩和ケア初期給付金、在宅緩和ケア給付金（以下、総称して「特約給付金」といいます。）の支払は、つぎのとおりとします。

(1) 在宅緩和ケア初期給付金

特約給付金を支払う場合（以下、「支払事由」といいます。）	この特約の被保険者が、責任開始日以後のこの特約の保険期間中につきのすべてに該当したとき ①責任開始日以後に診断確定されたがんを直接の原因として、余命6か月以内と判断されていること ②初めて在宅緩和ケアを開始したこと（以下、その開始した日を「在宅緩和ケア開始日」といいます。）
支払額	特約給付金額（在宅緩和ケア開始日現在の特約給付金額とします。）の20倍
受取人	支払事由に該当したこの特約の被保険者

(2) 在宅緩和ケア給付金

支払事由	この特約の被保険者が、責任開始日以後のこの特約の保険期間中につきのすべてに該当したとき ①在宅緩和ケア初期給付金が支払われていること ②在宅緩和ケアを継続して受けていること
支払額	「特約給付金額（特約給付金額の減額があった場合には、各日現在の特約給付金額とします。）」×「在宅緩和ケア継続日数（在宅緩和ケア開始日からその日を含めて180日以内の在宅緩和ケアを継続して受けている日数をいいます。）」

受取人	支払事由に該当したこの特約の被保険者
-----	--------------------

- 2 特約給付金が支払われる前に支払事由に該当したこの特約の被保険者が死亡したときは、つぎのとおりとします。
- (1) この特約の被保険者の型が本人型の場合
主契約の第1被保険者の死亡保険金受取人がこの特約の被保険者の死亡時の法定相続人である場合は、会社は、未払の特約給付金を、主契約の第1被保険者の死亡保険金受取人に支払います。ただし、主契約の第1被保険者の死亡保険金受取人が2人以上である場合を除きます。
- (2) この特約の被保険者の型が配偶者型の場合
主契約の第2被保険者のうちの配偶者の死亡保険金受取人がこの特約の被保険者の死亡時の法定相続人である場合は、会社は、未払の特約給付金を、主契約の第2被保険者のうちの配偶者の死亡保険金受取人に支払います。ただし、主契約の第2被保険者のうちの配偶者の死亡保険金受取人が2人以上である場合を除きます。
- (3) この特約の被保険者の型が子型の場合
会社は、未払の特約給付金を、主契約の第1被保険者に支払います。ただし、主契約の第1被保険者がすでに死亡している場合を除きます。
- 3 この特約の同一の被保険者について、在宅緩和ケア初期給付金の支払は、この特約の保険期間を通じ1回のみとします。
- 4 この特約の同一の被保険者が、在宅緩和ケア開始日からその日を含めて180日以内に入院をした場合は、つぎのとおりとします。
- (1) その入院が主契約の入院給付金の支払事由に該当する入院の場合で、その入院の退院の後に在宅緩和ケアを受けているときには、その入院中も在宅緩和ケアを継続して受けていたものとみなして取り扱います。
- (2) 前号の規定にかかわらず、主契約の入院給付金が支払われる日については、在宅緩和ケア給付金は支払いません。
- (3) その入院が主契約の入院給付金の支払事由に該当しない入院の場合で、その入院中も継続して在宅緩和ケアと同等の医療を受けているときには、第7条<在宅緩和ケアの定義>の規定にかかわらず、在宅緩和ケアを継続して受けているものとみなして取り扱います。
- 5 在宅緩和ケア開始日からその日を含めて180日以内につぎの各号のいずれかの事由が発生したときは、その事由が生じた時を含んで継続している当該被保険者が受けている在宅緩和ケアは、この特約の有効中の在宅緩和ケアとみなして取り扱います。
- (1) この特約の保険期間が満了したとき
- (2) 第3条<特約の被保険者の資格の得喪>第1項または第2項第4号の規定により、この特約の被保険者としての資格を失ったとき
- (3) 第20条<主契約の責任開始日の前日以前にがんと診断確定されていたことにより、主契約が無効とされた場合の取扱>第1項第1号の規定により、この特約が消滅したとき
- 6 特約給付金の受取人は第30条<主契約に給付金受取人指定特則が付加されている場合の特則>、第31条<主契約に法人契約特則が付加されている場合の特則>、第32条<主契約に子供特約が付加さ

れている場合で、特約の被保険者の型が子型のときの特則>第5号および第33条<新がん保険、がん定期保険に付加する場合の特則>第5号を除き、支払事由に該当したこの特約の被保険者以外の者に変更することはできません。

第9条<責任開始日の前日以前にがんと診断確定されていた場合>

- 1 この特約の被保険者が、告知前または告知の時から当該被保険者の責任開始日の前日以前にがんと診断確定されていた場合には、保険契約者、主契約の第1被保険者およびこの特約の被保険者のその事実の知、不知にかかわらず、会社は、この特約を無効（この特約の復活の際は復活の取扱を無効）とします。
- 2 前項の場合、会社は、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の第8条<責任開始日の前日以前にがんと診断確定されていた場合>の規定を準用します。

第10条<特約の保険料の払込免除>

- 1 この特約の被保険者の型が子型の場合で、この特約の保険期間の始期以後のこの特約の保険料払込期間中につきの各号のすべてに該当したときには、この特約は当初定めたこの特約の保険期間の満了する日まで有効に継続し、会社は、次の払込期月（払込期月の初日から契約応当日の前日までに該当したときは、その払込期月）以後のこの特約の保険料の払込を免除します。
 - (1) 主契約の第1被保険者が死亡していること
 - (2) 子が生存していること
- 2 前項の規定によりこの特約の保険料の払込を免除した場合には、つぎのとおりとします。
 - (1) この特約の契約内容の変更に関する規定は適用しません。
 - (2) 払込を免除したこの特約の保険料は、払込期月の契約応当日ごとに払込があったものとして取り扱います。

第11条<特約給付金または保険料の払込免除の請求、支払時期および支払場所>

この特約の特約給付金または保険料の払込免除の請求、支払時期および支払場所については、主約款の規定を準用します。

第12条<特約の失効>

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に効力を失います。この場合には、保険契約者は、この特約の解約払戻金があるときは、これを請求することができます。

第13条<特約の復活>

- 1 主契約の復活請求の際、別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
- 2 会社が、前項の規定により請求されたこの特約の復活を承諾したときは、この特約の延滞保険料を受け取った時か、この特約の復活の際のこの特約の被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時から、会社は、この特約の保険料の払込免除についてこの特約上の責任を負い、その時の属する日をこの特約の復活日とします。この場合、責任開始日はつぎのとおりとし、会社は、その日から、特約給付金の支払についてこの特約上の責任を負います。
 - (1) この特約の復活日がこの特約の保険期間の始期の属する日からその日を含めて3か月以内の場合

第4条<特約の責任開始>に定める責任開始日

(2) この特約の復活日がこの特約の保険期間の始期の属する日からその日を含めて3か月をこえている場合

この特約の復活日

3 前項のほか、主約款の復活に関する規定を準用してこの特約の復活を取り扱います。

第14条<特約の保険期間、保険料払込期間の変更>

1 主契約の保険期間が変更された場合には、この特約の保険期間は、変更後の主契約の保険期間と同一の保険期間に変更されるものとし

ます。
2 主契約の保険料払込期間が変更された場合には、この特約の保険料払込期間は、変更後の主契約の保険料払込期間と同一の保険料払込期間に変更されるものとします。

3 前2項の場合、会社は、主約款の保険期間の変更の規定、主約款の保険料払込期間の変更の規定を準用して、この特約の保険期間の変更、この特約の保険料払込期間の変更を取り扱います。

第15条<告知義務および告知義務違反による解除>

この特約の締結、復活または被保険者資格の申込に際し、この特約の被保険者に関する告知義務、告知義務違反による解除およびこの特約を解除できない場合については、主約款の告知義務、告知義務違反による解除および保険契約を解除できない場合の規定を準用します。この場合、主約款中「保険契約者」とあるのを「保険契約者または主契約の第1被保険者」と読み替えます。

第16条<重大事由による解除>

この特約の重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除の規定を準用します。

第17条<特約の解約>

1 保険契約者は、将来に向けてこの特約を解約し、この特約の解約払戻金を請求することができます。

2 保険契約者が、本条の請求をするときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。

第18条<特約給付金額の減額>

1 保険契約者は、将来に向けて特約給付金額を減額することができません。ただし、会社は、減額後の特約給付金額が会社の定める限度を下まわる減額は取り扱いません。

2 主契約の入院給付金日額の減額が行われた場合で、特約給付金額が会社の定める限度をこえたときには、特約給付金額を会社の定める限度まで減額します。

3 保険契約者が、第1項の請求をするときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。

4 本条の規定により特約給付金額を減額した場合には、減額分は解約されたものとして取り扱い、前条の規定を準用します。

第19条<特約の消滅>

1 この特約の被保険者の型が本人型の場合、つぎの各号のいずれかに該当したときは、この特約も同時に消滅します。

(1) この特約の被保険者が死亡したとき

- (2) 在宅緩和ケア開始日からその日を含めて180日を経過した日の翌日に達したとき
- (3) 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき
- 2 この特約の被保険者の型が配偶者型の場合、つぎの各号のいずれかに該当したときは、この特約も同時に消滅します。
 - (1) この特約の被保険者が死亡したとき
 - (2) 在宅緩和ケア開始日からその日を含めて180日を経過した日の翌日に達したとき
 - (3) 第3条<特約の被保険者の資格の得喪>第1項の規定に該当したとき
 - (4) 主契約が家族契約から個人契約に変更されたとき
 - (5) 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき
- 3 この特約の被保険者の型が子型の場合、つぎの各号のいずれかに該当したときは、この特約も同時に消滅します。
 - (1) 主契約に付加されている子供特約が解約その他の事由によって消滅したとき。ただし、主契約が個人契約から家族契約に変更されたことにより子供特約が消滅した場合を除きます。
 - (2) 主契約が家族契約から個人契約に変更されたとき。ただし、変更後の主契約に子供特約が付加されている場合を除きます。
 - (3) 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき。ただし、第10条<特約の保険料の払込免除>の規定により、この特約の保険料の払込が免除される場合を除きます。
- 4 前3項の規定によりこの特約が消滅した場合には、会社は、この特約の解約払戻金があるときは、これを保険契約者に支払います。ただし、第1項第1号もしくは第2号または第2項第1号もしくは第2号の場合を除きます。
- 5 この特約の被保険者の型が子型の場合、この特約のすべての被保険者が第3条<特約の被保険者の資格の得喪>第2項第4号の規定に該当したときは、保険契約者は、この特約の解約を請求することができます。請求がないときは、この特約は継続しているものとします。

第20条<主契約の責任開始日の前日以前にがんが診断確定されていたことにより、主契約が無効とされた場合の取扱>

- 1 主約款の第8条<責任開始日の前日以前にがんが診断確定されていた場合>の規定により主契約が無効とされた場合には、つぎのとおりとします。
 - (1) この特約は同時に消滅し、消滅時までは効力があったものとします。この場合、会社は、この特約の解約払戻金があるときは、これを保険契約者に支払います。
 - (2) 前号の規定にかかわらず、主契約が無効とされた時がこの特約の責任開始日の前日以前の場合には、会社は、この特約を無効とし、すでに払い込まれたこの特約の保険料を保険契約者に払い戻します。
 - (3) 第10条<特約の保険料の払込免除>の規定は適用しません。
- 2 前項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当する場合には、本条の規定は適用しません。
 - (1) 第9条<責任開始日の前日以前にがんが診断確定されていた場合>の規定によりこの特約が無効とされる時
 - (2) 告知義務違反による解除または重大事由による解除の規定によ

りこの特約が解除されるとき

- (3) 主約款の詐欺による取消または不法取得目的による無効の規定の準用によりこの特約が取消または無効とされるとき

第21条<特約の解約払戻金>

- 1 この特約の解約払戻金は、経過年月数（保険料払込期間中の保険契約において、経過年月数が払込年月数を超える場合は、払込年月数）により計算します。
- 2 この特約の被保険者の型が子型の場合で、この特約の保険期間とこの特約の保険料払込期間が同一のときには、前項の規定にかかわらず、この特約の解約払戻金はありません。

第22条<特約の契約者配当>

この特約に対しては、契約者配当はありません。

第23条<特約の更新>

- 1 主契約が更新されたときには、この特約も同時に更新されるものとします。
- 2 本条の規定によりこの特約が更新される場合には、主約款の自動更新の規定または申出による更新の規定を準用します。

第24条<管轄裁判所>

特約給付金またはこの特約の保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第25条<主約款の準用>

この特約に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き、主約款の規定を準用します。

第26条<中途付加する場合の特則>

- 1 第1条<特約の締結および保険期間の始期>第1項の規定にかかわらず、主契約の締結後、保険契約者は被保険者の同意および会社の承諾を得て、会社の定める範囲でこの特約を主契約に付加して締結することができます。この場合、つぎのとおりとします。
 - (1) 保険契約者は、この特約の第1回保険料（第1回保険料相当額を含みます。以下同じ。）を充当する期間の初日（以下、第1条<特約の締結および保険期間の始期>第3項の規定にかかわらず、「この特約の契約日」といいます。）を、会社の定める範囲内で、つぎのとおり定めるものとします。
 - ① 月払契約の場合
主契約の月単位の契約応当日（契約応当日のない月については、その月の末日を契約応当日とします。本特約条項を通じて同じ。）
 - ② 半年払契約の場合
主契約の半年単位の契約応当日
 - ③ 年払契約の場合
主契約の年単位の契約応当日
 - (2) この特約の第1回保険料は、主契約の払込期月中に主契約の払込方法（経路）にしたがい、主契約の保険料と同時に払い込んでください。
 - (3) この特約の第1回保険料の払込については、同時に払い込む主契約の保険料と同じ猶予期間があります。
 - (4) 猶予期間内に保険料が払い込まれないときは、この特約の中途

付加はなかったものとし、この場合、猶予期間中に保険事故が発生しても主約款の規定は準用しません。

- 2 この特約を主契約に付加した場合には、つぎのとおりとします。
- (1) 第1条<特約の締結および保険期間の始期>第2項の規定にかかわらず、会社は、この特約の第1回保険料を受け取った時か前項に定めるこの特約の契約日（保険料口座振替特約または保険料クレジットカード支払特約により変更された内容を含みます。）のいずれか早い時をこの特約の保険期間の始期とします。
- (2) 第5条<特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込>第1項の規定にかかわらず、この特約の保険期間は、この特約の契約日から主契約の保険期間の満了する日までとし、この特約の保険料払込期間は、この特約の契約日から主契約の保険料払込期間の満了する日までとします。
- (3) 第1号に定めるこの特約の保険期間の始期の属する日からこの特約の契約日の前日までの間にこの特約の保険料の払込の免除事由が生じたときは、前項第1号の規定（保険料口座振替特約または保険料クレジットカード支払特約により変更された内容を含みます。）にかかわらず、この特約の保険期間の始期の属する日の直前の主契約の月単位の契約応当日をこの特約の契約日とし、この特約の保険期間およびこの特約の保険料払込期間は、その日を基準として再計算し、この特約の保険料に過不足があれば精算します。この場合、この特約の保険期間の始期の変更はありません。
- (4) この特約の保険料は、つぎのとおりとします。
- ① 主契約の保険期間が終身で定めてあるとき
この特約の契約日におけるこの特約の被保険者の満年齢（この特約の被保険者の型が子型の場合は、主契約の第1被保険者の満年齢とします。）により計算します。
- ② 主契約の保険期間が終身以外で定めてあるとき
この特約の契約日直前の主契約の年単位の契約応当日（この特約の契約日と主契約の年単位の契約応当日が一致する場合はその応当日）におけるこの特約の被保険者の満年齢（この特約の被保険者の型が子型の場合は、主契約の第1被保険者の満年齢とします。）により計算します。
- (5) 前号②の場合、この特約の第1回保険料については、会社の定めた方法で計算した金額の払込を要することがあります。
- (6) 第14条<特約の保険期間、保険料払込期間の変更>第1項および第2項を、つぎのとおり読み替えます。
- | |
|---|
| 1 主契約の保険期間が変更された場合には、この特約の保険期間も変更されるものとし、変更後のこの特約の保険期間は、この特約の契約日から変更後の主契約の保険期間の満了する日までとします。 |
| 2 主契約の保険料払込期間が変更された場合には、この特約の保険料払込期間も変更されるものとし、変更後のこの特約の保険料払込期間は、この特約の契約日から変更後の主契約の保険料払込期間の満了する日までとします。 |
- (7) 第21条<特約の解約払戻金>第1項を、つぎのとおり読み替えます。
- | |
|---|
| 1 この特約の解約払戻金は、経過年月数（保険料払込期間中の保険契約において、経過年月数が払込年月数を超える場合 |
|---|

は、払込年月数)により計算します。ただし、主契約の保険期間が終身以外で定めるときは、この特約の契約日と主契約の年単位の契約応当日が一致する場合を除き、この特約の契約日直前の主契約の年単位の契約応当日からこの特約の契約日までの月数を加算して計算します。

- (8) 年払契約または半年払契約において、この特約が消滅した場合または保険料の払込を要しなくなった場合、その払込期月に対応するものとして払い込まれた保険料(保険料の払込免除事由に該当した後に、払い込まれたものとして取り扱われる保険料を除きます。)については、会社は、会社の定めるところにより未経過期間(1か月未満の端数は切り捨てます。)に対応した保険料相当額を保険契約者(保険金を支払うときは、保険金とともに保険金の受取人)に支払います。ただし、月払契約の場合は支払いません。
- (9) 前号の場合、支払う金額の支払時期および支払場所については、主約款の規定を準用します。
- (10) 保険証券は発行せず、保険契約者に書面をもって通知します。

第27条<低解約払戻金特則>

- 1 本特則は、この特約の締結の際に、保険契約者がつぎのいずれかの方法を会社に申し出て、会社が承諾することにより、この特約に付加して締結します。ただし、この特約の保険期間が年満期で定められている場合には、第1号に定める低解約払戻金割合を指定する方法は取り扱いません。また、この特約の被保険者の型が子型の場合で、この特約の保険期間とこの特約の保険料払込期間が同一のときには、本特則の付加は取り扱いません。
- (1) 低解約払戻金割合を指定する方法
(2) 解約払戻金を0と指定する方法
- 2 前項第1号に定める低解約払戻金割合を指定する方法で本特則を付加した場合には、つぎのとおりとします。
- (1) 保険契約者は、低解約払戻金割合(1よりも小さい割合とします。)を、会社所定の範囲内で指定してください。
- (2) この特約の保険料払込期間中のこの特約の解約払戻金は、第21条<特約の解約払戻金>第1項の規定にかかわらず、第21条<特約の解約払戻金>第1項の規定により計算した解約払戻金に、前号において指定された低解約払戻金割合を乗じて計算します。
- (3) 第1号において指定された低解約払戻金割合は、変更することができません。
- 3 第1項第2号に定める解約払戻金を0と指定する方法で本特則を付加した場合には、第21条<特約の解約払戻金>第1項の規定にかかわらず、この特約の解約払戻金はありません。
- 4 本特則のみの解約はできません。

第28条<主契約に特別条件特則が付加されている場合の特則>

主契約に特別条件特則が付加されている場合で、この特約の被保険者の型が本人型のときには、つぎのとおりとします。

- (1) 主契約の特別条件特則が特定部位不担保法の場合
- ① この特約に特定部位不担保法の特別条件特則が付加されるものとし、その特定部位は、主契約の特定部位と同一とします。
- ② 主約款の特別条件特則の特定部位不担保法に関する規定を準

用します。

(2) 主契約の特別条件特則が給付金削減支払法の場合

- ① この特約に給付金削減支払法の特別条件特則が付加されるものとし、その給付金削減期間は、主契約の給付金削減期間と同一とします。
- ② 主約款の特別条件特則の給付金削減支払法に関する規定を準用します。この場合、主約款の特別条件特則に関する規定中、「入院給付金については、入院給付金の支払事由に該当する入院を開始したときとします。」とあるのを「在宅緩和ケア給付金については、初めて在宅緩和ケアを開始したときとします。」と読み替えます。

第29条<主契約に保険料一時払特則が付加されている場合の特則>

主契約に保険料一時払特則が付加されている場合には、この特約の保険料の払込方法（回数）は一時払とします。

第30条<主契約に給付金受取人指定特則が付加されている場合の特則>

主契約に給付金受取人指定特則が付加されている場合には、つぎのとおりとします。

- (1) 第8条<特約給付金の支払>第1項の規定にかかわらず、特約給付金の受取人はつぎのとおりとします。
 - ① この特約の被保険者の型が本人型の場合
主契約の第1被保険者が支払事由に該当した場合の給付金の受取人
 - ② この特約の被保険者の型が配偶者型または子型の場合
主契約の第2被保険者が支払事由に該当した場合の給付金の受取人
- (2) 第8条<特約給付金の支払>第2項の規定は適用しません。

第31条<主契約に法人契約特則が付加されている場合の特則>

主契約に法人契約特則が付加されている場合には、つぎのとおりとします。

- (1) 第8条<特約給付金の支払>第1項の規定にかかわらず、保険契約者を特約給付金の受取人とします。
- (2) 第8条<特約給付金の支払>第2項第3号の規定は適用しません。

第32条<主契約に子供特約が付加されている場合で、特約の被保険者の型が子型のときの特則>

主契約に子供特約が付加されている場合で、この特約の被保険者の型が子型のときには、つぎのとおりとします。

- (1) 第8条<特約給付金の支払>第4項中、「主契約の入院給付金」とあるのを「子供特約の入院給付金（特約入院給付金を含みます。）」と読み替えます。
- (2) 第20条<主契約の責任開始日の前日以前にがんと診断確定されていたことにより、主契約が無効とされた場合の取扱>第1項中、「主約款の第8条<責任開始日の前日以前にがんと診断確定されていた場合>の規定により主契約が無効とされた場合」とあるのを「主約款の第8条<責任開始日の前日以前にがんと診断確定されていた場合>の規定により主契約が無効とされた場合（子供特

約の特約条項の第8条<責任開始日の前日以前にがんと診断確定されていた場合>の規定により子供特約が無効とされた場合を含みます。)と読み替えます。なお、第8条<特約給付金の支払>第5項第3号については、本号の規定を準用します。

- (3) 第20条<主契約の責任開始日の前日以前にがんと診断確定されていたことにより、主契約が無効とされた場合の取扱>第1項第2号中、「主契約が無効とされた時」とあるのを「主契約が無効とされた時(子供特約が無効とされた時を含みます。)」と読み替えます。
- (4) 第23条<特約の更新>第1項の規定にかかわらず、更新後の主契約に子供特約が付加されていないときは、この特約は更新されないものとします。
- (5) 第30条<主契約に給付金受取人指定特約が付加されている場合の特約>を、つぎのとおり読み替えます。

第30条<子供特約に特約給付金受取人指定特約が付加されている場合の特約>

子供特約に特約給付金受取人指定特約が付加されている場合には、つぎのとおりとします。

- (1) 第8条<特約給付金の支払>第1項の規定にかかわらず、子供特約の特約給付金の受取人をこの特約の特約給付金の受取人とします。
- (2) 第8条<特約給付金の支払>第2項第3号の規定は適用しません。

第33条<新がん保険、がん定期保険に付加する場合の特約>

この特約を新がん保険またはがん定期保険に付加した場合には、つぎのとおりとします。

- (1) 第1条<特約の締結および保険期間の始期>を、つぎのとおり読み替えます。

第1条<特約の締結>

1 この特約は、保険契約者と会社との間で主たる保険契約(以下、「主契約」といいます。)を締結する際に、保険契約者が会社に申し出て、会社が承諾することにより、会社の定める範囲で主契約に付加して締結します。

2 この特約の契約日は、主契約の契約日と同一とします。

- (2) 第2条<特約の被保険者の型および被保険者の範囲>、第3条<特約の被保険者の資格の得喪>第1項および第2項第4号、第9条<責任開始日の前日以前にがんと診断確定されていた場合>第1項、第10条<特約の保険料の払込免除>第1項第1号、第15条<告知義務および告知義務違反による解除>第1項ならびに第26条<中途付加する場合の特約>第2項第4号中、「主契約の第1被保険者」とあるのを「主契約の主たる被保険者」と読み替えます。
- (3) 第4条<特約の責任開始>第1項を、つぎのとおり読み替えます。

1 この特約の契約日からその日を含めて3か月を経過した日の翌日をこの特約の責任開始日(以下、「責任開始日」といいます。)とし、会社は、その日からこの特約上の責任を負います。ただし、この特約の保険料の払込免除については、

会社は、この特約の契約日からこの特約上の責任を負います。

- (4) 第4条<特約の責任開始>第2項第1号および第2号中、「この特約の保険期間の始期」とあるのを「この特約の契約日」と読み替えます。
- (5) 第8条<特約給付金の支払>第1項の規定にかかわらず、特約給付金の受取人は、つぎのとおりとします。
- ① この特約の被保険者の型が本人型の場合
主契約の主たる被保険者の給付金受取人
 - ② この特約の被保険者の型が配偶者型の場合
主契約の従たる被保険者の給付金受取人
 - ③ この特約の被保険者の型が子型の場合
主契約の従たる被保険者の給付金受取人。ただし、主契約に子供特約が付加されている場合は子供特約の給付金受取人。
- (6) 第8条<特約給付金の支払>第2項を、つぎのとおり読み替えます。

2 支払事由に該当したこの特約の被保険者が特約給付金の受取人の場合で、特約給付金が支払われる前に当該被保険者が死亡したときには、つぎのとおりとします。

- (1) この特約の被保険者の型が本人型の場合
主契約の主たる被保険者の死亡保険金受取人がこの特約の被保険者の死亡時の法定相続人である場合は、会社は、未払の特約給付金を、主契約の主たる被保険者の死亡保険金受取人に支払います。ただし、主契約の主たる被保険者の死亡保険金受取人が2人以上である場合を除きます。
- (2) この特約の被保険者の型が配偶者型の場合
主契約の従たる被保険者の死亡保険金受取人がこの特約の被保険者の死亡時の法定相続人である場合は、会社は、未払の特約給付金を、主契約の従たる被保険者の死亡保険金受取人に支払います。ただし、主契約の従たる被保険者の死亡保険金受取人が2人以上である場合を除きます。
- (3) この特約の被保険者の型が子型の場合
主契約の従たる被保険者の死亡保険金受取人（主契約に子供特約が付加されている場合は子供特約の死亡保険金受取人。以下、本号において同じ。）がこの特約の被保険者の死亡時の法定相続人である場合は、会社は、未払の特約給付金を、主契約の従たる被保険者の死亡保険金受取人に支払います。ただし、主契約の従たる被保険者の死亡保険金受取人が2人以上である場合を除きます。

- (7) 第10条<特約の保険料の払込免除>第1項中、「この特約の保険期間の始期以後」とあるのを「この特約の契約日以後」と読み替えます。
- (8) 第13条<特約の復活>第2項および第15条<告知義務および告知義務違反による解除>第2項中、「この特約の保険期間の始期の属する日」とあるのを「この特約の契約日」と読み替えます。
- (9) 第18条<特約給付金額の減額>第2項中、「主契約の入院給付金日額の減額」とあるのを「主契約の口数の減少」と読み替えます。
- (10) 第26条<中途付加する場合の特則>第1項中、「第1条<特約の締結および保険期間の始期>第1項」とあるのを、「第1条<

特約の締結>第1項」と読み替えます。

(11) 第26条<中途付加する場合の特則>第1項第1号中、「第1条<特約の締結および保険期間の始期>第3項」とあるのを「第1条<特約の締結>第2項」と読み替えます。

(12) 第26条<中途付加する場合の特則>第2項第1号および第3号の規定は適用しません。

(13) 主契約が分割された場合には、この特約も会社の定める範囲で分割されるものとします。ただし、この特約のみの分割は取り扱いません。

<附則>

1. 本特約において、「新がん保険」、「がん定期保険」とは、A型、B型、BⅡ型、C型、D型、E型、F型およびG型を総称したものをいいます。
2. 本特約において、「子供特約」とは、A型、B型、BⅡ型、C型、D型、E型、F型、G型および子供特約〔2000〕を総称したものをいいます。
3. 平成2年7月1日以前に締結された「新がん保険」、「がん定期保険」、「子供特約」は、A型とみなします。

指定代理請求特約

(2018年4月2日制定)

<この特約の趣旨>

この特約は、給付金等の受取人である被保険者が給付金等を請求できない所定の事情がある場合等に、あらかじめ指定された指定代理請求人が被保険者に代わって請求を行うことを可能とすることを主な内容とするものです。

第1条<特約の締結>

- 1 この特約は、保険契約者と会社との間で主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）を締結する際または締結した後に、主契約の被保険者（以下、「被保険者」といいます。）の同意を得たうえで、保険契約者が会社に申し出て、会社が承諾することにより、主契約に付加して締結します。
- 2 主契約を締結した後にこの特約を付加する場合には、会社がこの特約の付加を承諾した日をこの特約の付加日とします。

第2条<特約の対象となる給付金等>

この特約の対象となる給付金等（以下、「給付金等」といいます。）は、主契約および主契約に付加されている特約（以下、「付加特約」といいます。）の給付のうち、つぎのとおりとします。

- (1) 被保険者と受取人が同一人である給付金（保険金、一時金、年金、祝金、支援金を含み、名称の如何を問いません。以下同じ。）
- (2) 被保険者と保険契約者が同一人である場合の保険料の払込免除

第3条<指定代理請求人の指定>

保険契約者は、被保険者の同意を得て、あらかじめつぎの各号の範囲内で1人の者（以下、「指定代理請求人」といいます。）を指定してください。

- (1) つぎの範囲内の者
 - ① 被保険者の戸籍上の配偶者
 - ② 被保険者の直系血族
 - ③ 被保険者の3親等内の親族
- (2) 前号のほか、つぎの範囲内のものを指定できます。ただし、第4条第1項による請求の際には、必要書類（別表1）によりその事実が確認でき、かつ、第4条第1項各号に定める特別な事情があると会社が認めることを要します。
 - ① 被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている者
 - ② 被保険者の療養看護に努め、または被保険者の財産管理を行っている者

第4条<指定代理請求人または代理請求人による給付金等の請求>

- 1 給付金等の受取人（保険料の払込免除の場合は保険契約者。以下同じ。）が給付金等を請求できないつぎの各号に定める特別な事情があるときは、指定代理請求人が、必要書類（別表1）を提出して、給付金等の受取人の代理人として給付金等の請求をすることができます。
 - (1) 給付金等の請求を行う意思表示が困難であると会社が認めた場合
 - (2) 傷病名の告知を受けない蓋然性が高いと会社が認める傷病名について告知を受けていない場合または余命の告知を受けていない場合

- (3) その他前2号に準じる状態(給付金等の受取人が死亡した場合を除きます。)であると会社が認めた場合
- 2 前項の請求を行う場合、指定代理請求人は請求時において第3条<指定代理請求人の指定>に定める範囲内であることを要します。
- 3 給付金等の受取人に給付金等を請求できない特別な事情があり、指定代理請求人が請求時に第3条<指定代理請求人の指定>に定める範囲外である場合もしくは指定されていない場合(第5条<指定代理請求人の変更および指定の撤回>の規定により指定代理請求人が撤回された場合および指定代理請求人が死亡している場合を含みます。)または指定代理請求人に給付金等を請求できない特別な事情がある場合は、つぎの各号に定めるいずれかの者(以下、「代理請求人」といいます。)が、必要書類(別表1)を提出して、会社の承諾を得て、給付金等の受取人の代理人として給付金等の請求をすることができます。
- (1) 被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者
- (2) 前号に該当する配偶者がいない場合には、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている3親等内の親族
- (3) 代理請求人としての要件を満たしていると会社が認めた者
- 4 本条の規定により会社が給付金等を指定代理請求人または代理請求人に支払った場合には、その後重複してその給付金等の請求を受けても、会社は、これを支払いません。
- 5 主約款および付加特約の特約条項の身体診査、病歴確認等の規定に定めるほか、会社は、事実の確認に際し、指定代理請求人または代理請求人が、会社からの事実の照会について正当な理由がなく回答または同意を拒んだときは、その回答または同意を得て事実の確認が終わるまで、給付金の支払または保険料の払込免除を行いません。会社が指定した医師による被保険者の診断を求めたときも同様とします。
- 6 本条の規定にかかわらず、故意に給付金等の支払事由(保険料の払込免除事由を含みます。)を生じさせた者または故意に給付金等の受取人を給付金等を請求できない状態にさせた者は、指定代理請求人および代理請求人としての取扱を受けることができません。

第5条<指定代理請求人の変更および指定の撤回>

- 1 保険契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を変更することができます。ただし、変更後の指定代理請求人は第3条<指定代理請求人の指定>に定める範囲内で指定することを要します。
- 2 保険契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人の指定を撤回することができます。
- 3 保険契約者が、前2項の変更または撤回を請求するときは、必要書類(別表1)を会社に提出してください。
- 4 第1項の変更または第2項の撤回は、保険証券に裏書を受けてからでなければ、会社に対抗することができません。

第6条<告知義務違反による解除および重大事由による解除の通知>

主契約または付加特約の告知義務違反による解除および重大事由による解除については、主約款および特約条項の告知義務違反による解除に関する規定および重大事由による解除に関する規定に定めるほか、正当な理由によって、保険契約者、被保険者または給付金等の受取人のいずれにも通知できない場合には、指定代理請求人または代理請求

人に解除の通知をします。

第7条<特約の解約>

- 1 保険契約者は、将来に向かってこの特約を解約することができます。
- 2 保険契約者が、本条の請求をするときには、必要書類（別表1）を会社に提出してください。

第8条<特約の消滅>

- 1 主契約が消滅したときは、この特約も同時に消滅します。
- 2 この特約の消滅前に支払事由に該当した給付金等については、第4条<指定代理請求人または代理請求人による給付金等の請求>の規定を適用します。

第9条<主約款、特約条項の代理請求に関する規定の不適用>

この特約を付加した場合には、主約款または付加特約の特約条項に指定代理請求人または代理請求人による請求に関する規定があるときでも、当該規定を適用しません。また、その規定によって指定代理請求人が指定されていた場合には、その指定代理請求人の指定はこの特約を付加したときに撤回されるものとします。

第10条<主約款の準用>

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

第11条<主契約ががん保険の場合の取扱>

- 1 この特約をがん保険〔昭和49年10月制定〕、新がん保険、がん定期保険またはがん保険〔2000〕に付加した場合には、つぎのとおりとします。
 - (1) 第1条<特約の締結>第1項中、「主契約の被保険者」とあるのを「主契約の主たる被保険者または第1被保険者」と読み替えます。
 - (2) 主たる被保険者または第1被保険者以外の被保険者（以下、「主たる被保険者等の家族」といいます。）については、指定代理請求人の指定はできません。
 - (3) 支払事由に該当した被保険者が主たる被保険者等の家族の場合で、給付金等の受取人が第4条<指定代理請求人または代理請求人による給付金等の請求>第1項に定める状態に該当したときには、同条第3項の規定をつぎのとおり読み替えて適用します。

3 つぎの各号に定めるいずれかの者（以下、「代理請求人」といいます。）が、必要書類（別表1）を提出して、給付金等の受取人の代理人として給付金等の請求をすることができます。

(1) 主たる被保険者または第1被保険者

(2) 主たる被保険者または第1被保険者がいない場合には、支払事由に該当した被保険者と同居または生計を一にしている当該被保険者の戸籍上の配偶者または3親等内の親族

(3) 代理請求人としての要件を満たしていると会社が認めた者

- 2 この特約を新がん保険、がん定期保険、がん保険〔2000〕、がん保険〔無解約払戻金型〕、がん保険〔終身・無解約払戻金型A〕またはがん保険〔終身・無解約払戻金型B〕に付加した場合で、主約款の責任開始日の前日以前にがんと診断確定されていた場合の規定により主契約が無効とされたときには、この特約は同時に消滅し、消滅時まで効力があつたものとします。
- 3 この特約をがん保険〔昭和49年10月制定〕に付加した場合で、その後主契約の主たる被保険者の変更が行われたときには、新たに主たる被

保険者になった者については指定代理請求人による請求に関する規定は適用せず、第1項の規定を適用します。

第12条<主契約が新医療保険、疾病入院保険の場合の取扱>

(記載省略)

第13条<主契約が5年ごと利差配当付こども保険、こども保険〔2009〕の場合の取扱>

(記載省略)

第14条<主契約に総合介護保障移行特約などが付加されている場合の取扱>

(記載省略)

<附則>

1. 本特約において、「新がん保険」、「がん定期保険」とは、A型、B型、BⅡ型、C型、D型、E型、F型およびG型を総称したものをいいます。
2. 本特約において、「子供特約」とは、A型、B型、BⅡ型、C型、D型、E型、F型、G型および子供特約〔2000〕を総称したものをいいます。
3. 平成2年7月1日以前に締結された「新がん保険」、「がん定期保険」、「子供特約」は、A型とみなします。

団体取扱特約〔がん保険〕

(2018年4月2日制定)

第1条<特約の適用範囲>

- 1 この特約は、会社と「団体取扱契約〔がん保険〕」を締結した官公署、会社、組合、工場その他の団体（以下、「団体」といいます。）に所属し、団体から定期的に給与（役員報酬を含みます。以下同じ。）の支払を受ける者を保険契約者とする保険契約で、保険契約者の数が20名以上いる場合に、団体を通じて会社にこの特約の適用を申し出た保険契約に適用します。
- 2 つぎの場合には、前項の規定を準用して、各保険契約にこの特約を適用します。
 - (1) 団体または団体の代表者を保険契約者とし、その団体の所属員を被保険者（第2被保険者、従たる被保険者を除きます。以下同じ。）とする保険契約の被保険者が20名以上いる場合
 - (2) 前項の保険契約者と前号の被保険者が、名よせのうえ合算（同一人の場合には1名として計算します。以下同じ。）して20名以上いる場合
 - (3) 団体の事業所が2つ以上あるときは、1事業所においてこの特約の人数要件を満たさなくても、前項および前2号のいずれかに該当する事業所が他にある場合

第2条<契約日の特則>

- 1 この特約の適用される保険契約の契約日は、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、主約款に定める保険期間の始期の属する月の翌月1日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。ただし、「第2被保険者である子等の保障継続特則」を付加して保険契約を締結する場合を除きます。
- 2 前項の規定にかかわらず、主契約の保険期間の始期から契約日の前日までの間に主約款または特約の特約条項に規定する給付金、保険金等の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じたときは、主契約の保険期間の始期の属する日を保険契約の契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として再計算し、保険料に過不足があれば精算します。

第3条<保険料率>

この特約を付加した保険契約の保険料率は、会社の定める団体保険料率を適用します。

第4条<保険料の払込>

- 1 保険料は、団体の代表者がとりまとめて払い込んでください。
- 2 第1回保険料（第1回保険料相当額を含みます。以下、本条において同じ。）については、つぎの日をもって払込のあった日とします。
 - (1) 団体が、第1回保険料を、保険契約者または被保険者に支払う給与から控除したうえで会社に払い込む場合には、第1回保険料を給与から控除した日（会社と団体とが取り決めた日であることを要します。）
 - (2) 団体が、第1回保険料を、保険契約者または被保険者の指定する口座（以下、本条において「指定口座」といいます。）から団体の口座に振り替えたうえで会社に払い込む場合には、第1回保険料を指定口

座から団体の口座に振り替えた日（会社と団体とが取り決めた日であることを要します。）

(3) 前2号以外の場合には、会社または会社の指定した場所に払い込まれた日

3 給与から控除された第1回保険料または指定口座から団体の口座に振り替えられた第1回保険料が、実際に会社に払い込まれるまでの間に、保険契約者または被保険者の申出により、その第1回保険料の控除または振替が取り消された場合には、前項第1号または第2号の控除または振替がされなかったものとして取り扱います。

4 第2回以後の保険料は、会社または会社の指定した場所に払い込まれた日をもって払込のあった日とします。

第5条<保険料領収証>

団体から保険料が払い込まれた場合には、会社は、払込金額に対する領収証を団体に交付し、個々の領収証は発行しません。

第6条<保険料の前納>

この特約を付加した保険契約については、主約款の規定にかかわらず、保険料の前納は取り扱いません。

第7条<特約の失効>

つぎの場合には、この特約は失効します。

- (1) 保険契約者（団体の代表者が保険契約者の場合には被保険者）が、団体の所属員でなくなったとき。ただし、団体の代表者がとりまとめて保険料を払い込むことのできる期間を除きます。
- (2) 会社と団体が締結していた「団体取扱契約〔がん保険〕」が解約されたとき
- (3) 保険契約が失効したとき
- (4) 保険料の払込を要しなくなったとき
- (5) 第1条<特約の適用範囲>に定める保険契約者または被保険者の数が20名未満となり、6か月を経過してもなお20名以上とならなかったとき

第8条<特約の失効した保険契約の取扱>

- 1 前条第1号、第2号または第5号の規定によりこの特約が失効した保険契約の保険料率は、普通保険料率となります。
- 2 前項の規定にかかわらず前条第5号によってこの特約が失効した場合、残存する保険契約者または被保険者の数が10名以上であれば、残存保険契約を「準団体取扱特約〔がん保険〕」の取扱に変更します。

第9条<主約款の準用>

この特約に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き、主約款の規定を準用します。

第10条<一括保険証券>

会社は、団体または団体の代表者を保険契約者とし、その団体の所属員を被保険者とする保険契約については、個々の保険証券に代えて、保険契約者に対し一括保険証券を交付することがあります。

第11条<新がん保険、がん定期保険に付加する場合の特則>

この特約を新がん保険またはがん定期保険に付加した場合には、つぎのとおりとします。

- (1) 第2条<契約日の特則>を、つぎのとおり読み替えます。

第2条<契約日の特則>

- 1 この特約の適用される保険契約の契約日は、主たる保険契約(以下、「主契約」といいます。)の普通保険約款(以下、「主約款」といいます。)の規定にかかわらず、会社が保険契約の申込を承諾した日の属する月の翌月1日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。ただし、「従たる被保険者である子等の保障継続特則」を付加して保険契約を締結する場合を除きます。
- 2 前項の規定にかかわらず、会社が第1回保険料(第1回保険料相当額を含みます。)を受け取った日か、被保険者に関する告知の日のいずれか遅い日(以下、本項において「保険期間の始期」といいます。)から契約日の前日までの間に主契約に付加した特約の特約条項に規定する給付金、保険金等の支払事由または特約の保険料の払込の免除事由が生じたときは、保険期間の始期を保険契約の契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として再計算し、保険料に過不足があれば精算します。

- (2) 第1回保険料は、契約日の属する月の末日までに払い込んでください。この場合、第1回保険料が契約日の属する月の末日までに会社または会社の指定した場所に払い込まれない場合には、保険契約は消滅します。

第12条<がん保険〔2000〕に付加する場合の特則>

(記載省略)

第13条<がん保険〔無解約払戻金型〕等に付加する場合の特則>

(記載省略)

第14条<団体との取り決めによる取扱>

第2条<契約日の特則>、第4条<保険料の払込>、第11条<新がん保険、がん定期保険に付加する場合の特則>、第12条<がん保険〔2000〕に付加する場合の特則>、第13条<がん保険〔無解約払戻金型〕等に付加する場合の特則>またはその他の事項について、会社と団体とが特に別の取り決めを行った場合には、その取り決めによるものとします。

<附則>

本特約において、「新がん保険」、「がん定期保険」とは、A型、B型、BⅡ型、C型、D型、E型、F型、G型を総称したものをいいます。

また、平成2年7月1日以前に締結された「新がん保険」、「がん定期保険」は、A型とみなします。

準団体取扱特約〔がん保険〕

(2018年4月2日制定)

第1条<特約の適用範囲>

この特約は、会社と「準団体取扱契約〔がん保険〕」を締結した官公署、会社、商店、組合、工場、連合会、同業団体等の団体（以下、「団体」といいます。）に所属する役職員、組合員、会員等（以下、「所属員」といいます。この場合、所属員が会社、商店等である場合には、当該所属員の役職員等も含むものとします。また、組合、連合会、同業団体等の団体において、所属員が組織である場合には、当該所属員の役職員、組合員、会員等および組織を構成している会社、商店、組合、連合会、同業団体等の役職員、組合員、会員等も含むものとします。）を保険契約者とする保険契約の保険契約者の数が10名以上いる場合、または団体もしくは団体の代表者が保険契約者となり、その団体の所属員を被保険者（第2被保険者、従たる被保険者を除きます。以下同じ。）とする保険契約の被保険者の数が10名以上いる場合に、団体を通じて会社にこの特約の適用を申し出た保険契約に適用します。

第2条<契約日の特則>

- 1 この特約の適用される保険契約の契約日は、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、主約款に定める保険期間の始期の属する月の翌月1日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。ただし、「第2被保険者である子等の保障継続特則」を付加して保険契約を締結する場合を除きます。
- 2 前項の規定にかかわらず、主契約の保険期間の始期から契約日の前日までの間に主約款または特約の特約条項に規定する給付金、保険金等の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じたときは、主契約の保険期間の始期の属する日を保険契約の契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として再計算し、保険料に過不足があれば精算します。

第3条<保険料率>

この特約を付加した保険契約の保険料率は、会社の定める準団体保険料率を適用します。

第4条<保険料の払込>

- 1 保険料は、団体の代表者がとりまとめて払い込んでください。
- 2 第1回保険料（第1回保険料相当額を含みます。以下、本条において同じ。）については、つぎの日をもって払込のあった日とします。
 - (1) 団体が、第1回保険料を、保険契約者または被保険者に支払う給与（役員報酬を含みます。以下、本条において同じ。）から控除したうえで会社に払い込む場合には、第1回保険料を給与から控除した日（会社と団体とが取り決めた日であることを要します。）
 - (2) 団体が、第1回保険料を、保険契約者または被保険者の指定する口座（以下、本条において「指定口座」といいます。）から団体の口座に振り替えたうえで会社に払い込む場合には、第1回保険料を指定口座から団体の口座に振り替えた日（会社と団体とが取り決めた日であることを要します。）
 - (3) 前2号以外の場合には、会社または会社の指定した場所に払い込ま

れた日

- 3 給与から控除された第1回保険料または指定口座から団体の口座に振り替えられた第1回保険料が、実際に会社に払い込まれるまでの間に、保険契約者または被保険者の申出により、その第1回保険料の控除または振替が取り消された場合には、前項第1号または第2号の控除または振替がされなかったものとして取り扱います。
- 4 第2回以後の保険料は、会社または会社の指定した場所に払い込まれた日をもって払込のあった日とします。

第5条<保険料領収証>

団体から保険料が払い込まれた場合には、会社は、払込金額に対する領収証を団体に交付し、個々の領収証は発行しません。

第6条<保険料の前納>

この特約を付加した保険契約については、主約款の規定にかかわらず、保険料の前納は取り扱いません。

第7条<特約の失効>

つぎの場合には、この特約は失効します。

- (1) 保険契約者（団体の代表者が保険契約者の場合には被保険者）が、団体の所属員でなくなったとき。ただし、団体の代表者がとりまとめて保険料を払い込むことのできる期間を除きます。
- (2) 会社と団体が締結していた「準団体取扱契約〔がん保険〕」が解約されたとき
- (3) 保険契約が失効したとき
- (4) 保険料の払込を要しなくなったとき
- (5) 第1条<特約の適用範囲>に定める保険契約者または被保険者の数が10名未満となり、6か月（月払契約の場合は3か月）を経過してもなお10名以上とならなかったとき

第8条<特約の失効した保険契約の取扱>

前条第1号、第2号または第5号の規定によりこの特約が失効した保険契約の保険料率は、普通保険料率となります。

第9条<主約款の準用>

この特約に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き、主約款の規定を準用します。

第10条<一括保険証券>

会社は、団体または団体の代表者を保険契約者とし、その団体の所属員を被保険者とする保険契約については、個々の保険証券に代えて、保険契約者に対し一括保険証券を交付することがあります。

第11条<新がん保険、がん定期保険に付加する場合の特則>

この特約を新がん保険またはがん定期保険に付加した場合には、つぎのとおりとします。

- (1) 第2条<契約日の特則>を、つぎのとおり読み替えます。

第2条<契約日の特則>

- 1 この特約の適用される保険契約の契約日は、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、会社が保険契約の申込を承諾した日の属する月の翌月1日とし、保険期間および

保険料払込期間は、その日を基準として計算します。ただし、「従たる被保険者である子等の保障継続特則」を付加して保険契約を締結する場合を除きます。

- 2 前項の規定にかかわらず、会社が第1回保険料（第1回保険料相当額を含みます。）を受け取った日か、被保険者に関する告知の日のいずれか遅い日（以下、本項において「保険期間の始期」といいます。）から契約日の前日までの間に主契約に付加した特約の特約条項に規定する給付金、保険金等の支払事由または特約の保険料の払込の免除事由が生じたときは、保険期間の始期を保険契約の契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として再計算し、保険料に過不足があれば精算します。

- (2) 第1回保険料は、契約日の属する月の末日までに払い込んでください。この場合、第1回保険料が契約日の属する月の末日までに会社または会社の指定した場所に払い込まれない場合には、保険契約は消滅します。

第12条<がん保険〔2000〕に付加する場合の特則>

（記載省略）

第13条<がん保険〔無解約払戻金型〕等に付加する場合の特則>

（記載省略）

第14条<団体との取り決めによる取扱>

第2条<契約日の特則>、第4条<保険料の払込>、第11条<新がん保険、がん定期保険に付加する場合の特則>、第12条<がん保険〔2000〕に付加する場合の特則>、第13条<がん保険〔無解約払戻金型〕等に付加する場合の特則>またはその他の事項について、会社と団体とが特に別の取り決めを行った場合には、その取り決めによるものとします。

<附則>

本特約において、「新がん保険」、「がん定期保険」とは、A型、B型、BⅡ型、C型、D型、E型、F型、G型を総称したものをいいます。

また、平成2年7月1日以前に締結された「新がん保険」、「がん定期保険」は、A型とみなします。

集団取扱特約〔がん保険〕

(2018年4月2日制定)

第1条<特約の適用範囲>

この特約は、つぎの条件を満たした保険契約について適用します。

- (1) 被保険者（第2被保険者、従たる被保険者を除きます。以下同じ。）は、官公署、会社、商店、組合、連合会、同業団体等の集団（以下、「集団」といいます。）に所属する役職員、組合員、会員等（以下、「所属員」といいます。この場合、所属員が会社、商店等である場合には、当該所属員の役職員等も含むものとします。また、組合、連合会、同業団体等の集団において、所属員が組織である場合には、当該所属員の役職員、組合員、会員等および組織を構成している会社、商店、組合、連合会、同業団体等の役職員、組合員、会員等も含むものとします。）またはその所属員の配偶者、二親等以内の親族であること
- (2) 保険契約者は集団もしくは集団の代表者または集団の所属員であること
- (3) 被保険者の数が20名以上であること
- (4) 集団と会社との間に「集団取扱契約〔がん保険〕」が取りかわされており、保険料の一括集金ができるものであること

第2条<契約日の特則>

- 1 この特約の適用される保険契約の契約日は、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、主約款に定める保険期間の始期の属する月の翌月1日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。ただし、「第2被保険者である子等の保障継続特則」を付加して保険契約を締結する場合を除きます。
- 2 前項の規定にかかわらず、主契約の保険期間の始期から契約日の前日までの間に主約款または特約の特約条項に規定する給付金、保険金等の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じたときは、主契約の保険期間の始期の属する日を保険契約の契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として再計算し、保険料に過不足があれば精算します。

第3条<保険料率>

この特約を付加した保険契約の保険料率は、会社の定める集団保険料率を適用します。

第4条<保険料の払込>

- 1 この特約を付加した保険契約の保険料の払込方法（回数）は、集団を通じて同一であることを要します。
- 2 保険料は、集団の代表者がとりまとめて払い込んでください。
- 3 第1回保険料（第1回保険料相当額を含みます。以下、本条において同じ。）については、つぎの日をもって払込のあった日とします。
 - (1) 集団が、第1回保険料を、保険契約者または被保険者に支払う給与（役員報酬を含みます。以下、本条において同じ。）から控除したうえで会社に払い込む場合には、第1回保険料を給与から控除した日（会社と集団とが取り決めた日であることを要します。）
 - (2) 集団が、第1回保険料を、保険契約者または被保険者の指定する口

座（以下、本条において「指定口座」といいます。）から集団の口座に振り替えたうえで会社に払い込む場合には、第1回保険料を指定口座から集団の口座に振り替えた日（会社と集団とが取り決めた日であることを要します。）

(3) 前2号以外の場合には、会社または会社の指定した場所に払い込まれた日

4 給与から控除された第1回保険料または指定口座から集団の口座に振り替えられた第1回保険料が、実際に会社に払い込まれるまでの間に、保険契約者または被保険者の申出により、その第1回保険料の控除または振替が取り消された場合には、前項第1号または第2号の控除または振替がされなかったものとして取り扱います。

5 第2回以後の保険料は、会社または会社の指定した場所に払い込まれた日をもって払込のあった日とします。

第5条<保険料領収証>

集団から保険料が払い込まれた場合には、会社は、払込金額に対する領収証を集団に交付し、個々の領収証は発行しません。

第6条<保険料の前納>

この特約を付加した保険契約については、主約款の規定にかかわらず、保険料の前納は取り扱いません。

第7条<特約の失効>

つぎの場合には、この特約は失効します。

- (1) 保険契約者（集団の代表者が保険契約者の場合には被保険者）が死亡または集団を脱退したとき。ただし、集団の代表者がとりまとめて保険料を払い込むことのできる期間を除きます。
- (2) 会社と集団が締結していた「集団取扱契約〔がん保険〕」が解約されたとき
- (3) 保険契約が失効したとき
- (4) 保険料の払込を要しなくなったとき
- (5) 第1条<特約の適用範囲>に定める被保険者の数が20名未満となり、6か月を経過してもなお20名以上とならなかったとき

第8条<特約の失効した保険契約の取扱>

前条第1号、第2号または第5号の規定によりこの特約が失効した保険契約の保険料率は、普通保険料率となります。

第9条<主約款の準用>

この特約に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き、主約款の規定を準用します。

第10条<一括保険証券>

会社は、集団または集団の代表者を保険契約者とし、その集団の所属員またはその所属員の配偶者、二親等以内の親族を被保険者とする保険契約については、個々の保険証券に代えて、保険契約者に対し一括保険証券を交付することがあります。

第11条<新がん保険、がん定期保険に付加する場合の特則>

この特約を新がん保険またはがん定期保険に付加した場合には、つぎのとおりとします。

- (1) 第2条<契約日の特則>を、つぎのとおり読み替えます。

第2条<契約日の特則>

1 この特約の適用される保険契約の契約日は、主たる保険契約(以下、「主契約」といいます。)の普通保険約款(以下、「主約款」といいます。)の規定にかかわらず、会社が保険契約の申込を承諾した日の属する月の翌月1日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。ただし、「従たる被保険者である子等の保障継続特則」を付加して保険契約を締結する場合を除きます。

2 前項の規定にかかわらず、会社が第1回保険料(第1回保険料相当額を含みます。)を受け取った日か、被保険者に関する告知の日のいずれか遅い日(以下、本項において「保険期間の始期」といいます。)から契約日の前日までの間に主契約に付加した特約の特約条項に規定する給付金、保険金等の支払事由または特約の保険料の払込の免除事由が生じたときは、保険期間の始期を保険契約の契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として再計算し、保険料に過不足があれば精算します。

- (2) 第1回保険料は、契約日の属する月の末日までに払い込んでください。この場合、第1回保険料が契約日の属する月の末日までに会社または会社の指定した場所に払い込まれない場合には、保険契約は消滅します。

第12条<がん保険〔2000〕に付加する場合の特則>

(記載省略)

第13条<がん保険〔無解約払戻金型〕等に付加する場合の特則>

(記載省略)

第14条<集団との取り決めによる取扱>

第2条<契約日の特則>、第4条<保険料の払込>、第11条<新がん保険、がん定期保険に付加する場合の特則>、第12条<がん保険〔2000〕に付加する場合の特則>、第13条<がん保険〔無解約払戻金型〕等に付加する場合の特則>またはその他の事項について、会社と集団とが特に別の取り決めを行った場合には、その取り決めによるものとします。

<附則>

本特約において、「新がん保険」、「がん定期保険」とは、A型、B型、BⅡ型、C型、D型、E型、F型、G型を総称したものをいいます。

また、平成2年7月1日以前に締結された「新がん保険」、「がん定期保険」は、A型とみなします。

特別集団取扱特約〔がん保険〕

(2018年4月2日制定)

第1条<特約の適用範囲>

この特約は、つぎの条件を満たした保険契約について適用します。

- (1) 被保険者(第2被保険者、従たる被保険者を除きます。以下同じ。)は、預金利息を保険料に充当することをあらかじめ約束された預金者集団、または集団の主たる目的が物品等の購入に際し信用供与を受けるものである集団(以下、「集団」といいます。)に所属する者(以下、「所属員」といい、所属員が会社、商店等である場合には、当該所属員の役職員も含むものとします。)またはその所属員の配偶者、二親等以内の親族であること
- (2) 保険契約者は集団もしくは集団の代表者または集団の所属員であること
- (3) 被保険者の数が20名以上であること
- (4) 集団と会社との間に「特別集団取扱契約〔がん保険〕」が取りかわされており、保険料の一括集金ができるものであること

第2条<契約日の特則>

- 1 この特約の適用される保険契約の契約日は、主たる保険契約(以下、「主契約」といいます。)の普通保険約款(以下、「主約款」といいます。)の規定にかかわらず、主約款に定める保険期間の始期の属する月の翌月1日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。ただし、「第2被保険者である子等の保障継続特則」を付加して保険契約を締結する場合を除きます。
- 2 前項の規定にかかわらず、主契約の保険期間の始期から契約日の前日までの間に主約款または特約の特約条項に規定する給付金、保険金等の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じたときは、主契約の保険期間の始期の属する日を保険契約の契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として再計算し、保険料に過不足があれば精算します。

第3条<保険料率>

この特約を付加した保険契約の保険料率は、会社の定める集団保険料率を適用します。

第4条<保険料の払込>

- 1 この特約を付加した保険契約の保険料の払込方法(回数)は、集団を通じて同一であることを要します。
- 2 保険料は、集団の代表者がとりまとめて払い込んでください。
- 3 第1回保険料(第1回保険料相当額を含みます。以下、本条において同じ。)については、つぎの日をもって払込のあった日とします。
 - (1) 集団が、第1回保険料を、保険契約者または被保険者の指定する口座(以下、本条において「指定口座」といいます。)から集団の口座に振り替えたうえで会社に払い込む場合には、第1回保険料を指定口座から集団の口座に振り替えた日(会社と集団とが取り決めた日であることを要します。)
 - (2) 前号以外の場合には、会社または会社の指定した場所に払い込まれた日
- 4 指定口座から集団の口座に振り替えられた第1回保険料が、実際に会

社に払い込まれるまでの間に、保険契約者または被保険者の申出により、その第1回保険料の振替が取り消された場合には、前項第1号の振替がされなかったものとして取り扱います。

- 5 第2回以後の保険料は、会社または会社の指定した場所に払い込まれた日をもって払込のあった日とします。

第5条<保険料領収証>

集団から保険料が払い込まれた場合には、会社は、払込金額に対する領収証を集団に交付し、個々の領収証は発行しません。

第6条<保険料の前納>

この特約を付加した保険契約については、主約款の規定にかかわらず、保険料の前納は取り扱いません。

第7条<特約の失効>

つぎの場合には、この特約は失効します。

- (1) 保険契約者（集団の代表者が保険契約者の場合には被保険者）が死亡または集団を脱退したとき。ただし、集団の代表者がとりまとめて保険料を払い込むことのできる期間を除きます。
- (2) 会社と集団が締結していた「特別集団取扱契約〔がん保険〕」が解約されたとき
- (3) 保険契約が失効したとき
- (4) 保険料の払込を要しなくなったとき
- (5) 第1条<特約の適用範囲>に定める被保険者の数が20名未満となり、6か月を経過してもなお20名以上とならなかったとき

第8条<特約の失効した保険契約の取扱>

前条第1号、第2号または第5号の規定によりこの特約が失効した保険契約の保険料率は、普通保険料率となります。

第9条<主約款の準用>

この特約に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き、主約款の規定を準用します。

第10条<一括保険証券>

会社は、集団または集団の代表者を保険契約者とし、その集団の所属員またはその所属員の配偶者、二親等以内の親族を被保険者とする保険契約については、個々の保険証券に代えて、保険契約者に対し一括保険証券を交付することがあります。

第11条<新がん保険、がん定期保険に付加する場合の特則>

この特約を新がん保険またはがん定期保険に付加した場合には、つぎのとおりとします。

- (1) 第2条<契約日の特則>を、つぎのとおり読み替えます。

第2条<契約日の特則>

- 1 この特約の適用される保険契約の契約日は、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、会社が保険契約の申込を承諾した日の属する月の翌月1日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。ただし、「従たる被保険者である子等の保障継続特則」を付加して保険契約を締結する場合を除きます。
- 2 前項の規定にかかわらず、会社が第1回保険料（第1回保険料相当額を含みます。）を受け取った日か、被保険者に関する告知

の日のいずれか遅い日（以下、本項において「保険期間の始期」といいます。）から契約日の前日までの間に主契約に付加した特約の特約条項に規定する給付金、保険金等の支払事由または特約の保険料の払込の免除事由が生じたときは、保険期間の始期を保険契約の契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として再計算し、保険料に過不足があれば精算します。

- (2) 第1回保険料は、契約日の属する月の末日までに払い込んでください。この場合、第1回保険料が契約日の属する月の末日までに会社または会社の指定した場所に払い込まれない場合には、保険契約は消滅します。

第12条<がん保険〔2000〕に付加する場合の特則>

（記載省略）

第13条<がん保険〔無解約払戻金型〕等に付加する場合の特則>

（記載省略）

第14条<集団との取り決めによる取扱>

第2条<契約日の特則>、第4条<保険料の払込>、第11条<新がん保険、がん定期保険に付加する場合の特則>、第12条<がん保険〔2000〕に付加する場合の特則>、第13条<がん保険〔無解約払戻金型〕等に付加する場合の特則>またはその他の事項について、会社と集団とが特に別の取り決めを行った場合には、その取り決めによるものとします。

<附則>

本特約において、「新がん保険」、「がん定期保険」とは、A型、B型、BⅡ型、C型、D型、E型、F型、G型を総称したものをいいます。

また、平成2年7月1日以前に締結された「新がん保険」、「がん定期保険」は、A型とみなします。

保険料口座振替特約

(2018年4月2日制定)

第1条<特約の適用>

- 1 この特約は、保険契約の締結の際または保険料払込期間の中途において、保険契約者から申出があり、かつ、会社がこれを承諾した場合に適用します。
- 2 この特約を適用するには、つぎの条件を満たすことを要します。
 - (1) 保険契約者の指定する口座（以下、「指定口座」といいます。）が会社と保険料の口座振替の取扱を提携している金融機関等（会社が保険料の収納業務を委託している会社の指定する金融機関等を含みます。以下、「提携金融機関等」といいます。）に設置してあること
 - (2) 保険契約者が提携金融機関等に対し、指定口座から会社の口座へ保険料の口座振替を委任すること

第2条<保険料率>

この特約を適用する月払の保険契約の保険料率は、口座振替保険料率とします。

第3条<保険料の払込>

- 1 保険料は、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の保険料の払込の規定にかかわらず、会社の定めた日（第2回以後の保険料の場合は、払込期月中の会社の定めた日。以下、「振替日」といいます。）に指定口座から保険料相当額を会社の口座に振り替えることによって会社に払い込まれるものとします。ただし、振替日が提携金融機関等の休業日に該当する場合には、翌営業日を振替日とします。
- 2 前項の場合、振替日に保険料の払込があったものとします。
- 3 同一の指定口座から2件以上の保険契約の保険料を振り替える場合には、保険契約者は、会社に対しその振替順序を指定できないものとします。
- 4 保険契約者は、振替日の前日までに払込保険料相当額を指定口座に預入しておくことを要します。
- 5 この特約による口座振替によって払い込まれた保険料については、領収証の発行は行いません。

第4条<保険料口座振替不能の場合の取扱>

- 1 第1回保険料から口座振替を行う場合で、振替日に第1回保険料（第1回保険料相当額を含みます。以下同じ。）の口座振替が不能となったときには、保険契約者は、振替日の属する月の末日までに、第1回保険料を会社または会社の指定した場所に払い込んでください。
- 2 振替日に第2回以後の保険料の口座振替が不能となった場合には、つぎのとおり取り扱います。
 - (1) 月払の保険契約の場合、翌月の振替日に翌月分の保険料と合わせて保険料の口座振替を行います。
 - (2) 年払または半年払の保険契約の場合、振替日の翌月の応当日に再度保険料の口座振替を行います。
- 3 前項の規定による保険料の口座振替が不能の場合には、保険契約者は、主約款に定める猶予期間内に払込期月を過ぎた保険料を会社または会社

の指定した場所に払い込んでください。

第5条<第1回保険料から口座振替を行う場合の契約日等の取扱>

第1回保険料から口座振替を行う場合で、振替日に第1回保険料の口座振替が行われたときには、つぎのとおりとします。

- (1) この特約を新がん保険またはがん定期保険に付加した場合
主約款の規定にかかわらず、第1回保険料の振替日を契約日とします。ただし、「従たる被保険者である子等の保障継続特則」を付加して保険契約を締結する場合を除きます。
- (2) この特約を前号以外のがん保険に付加した場合
主約款の規定にかかわらず、第1回保険料の振替日を保険期間の始期の属する日とします。ただし、「第2被保険者である子等の保障継続特則」を付加して保険契約を締結する場合を除きます。
- (3) この特約を前2号に掲げる保険種類以外の保険契約に付加した場合
主約款の規定にかかわらず、第1回保険料の振替日を会社の責任開始の日とします。

第6条<指定口座または提携金融機関等の変更>

- 1 保険契約者は、指定口座を同一の提携金融機関等の他の口座に変更することができます。また、指定口座を設置している金融機関等を、他の提携金融機関等に変更することができます。この場合、あらかじめ会社および提携金融機関等に申し出てください。
- 2 保険契約者が口座振替の取扱を停止する場合には、あらかじめ会社および当該提携金融機関等に申し出て、他の払込方法（経路）を選択してください。
- 3 提携金融機関等が保険料の口座振替の取扱を停止した場合には、会社は、その旨を保険契約者に通知します。この場合には、保険契約者は、指定口座を他の提携金融機関等に変更するか、他の払込方法（経路）を選択してください。
- 4 会社は、会社または提携金融機関等の止むを得ない事情により振替日を変更することがあります。この場合、会社は、その旨をあらかじめ保険契約者に通知します。

第7条<特約の消滅>

つぎの事由に該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 月払の保険契約の場合で、保険料の自動振替貸付が行われたとき
- (2) 保険契約が消滅または失効したとき
- (3) 保険料の前納が行われたとき
- (4) 保険料の払込を要しなくなったとき
- (5) 他の保険料払込方法（経路）に変更したとき
- (6) 第1条<特約の適用>第2項に該当しなくなったとき

第8条<主約款の準用>

この特約に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き、主約款の規定を準用します。

第9条<契約日等の特則>

保険契約の締結の際にこの特約を付加する場合で、保険契約者から申出があり、かつ、会社がこれを承諾したときには、つぎのとおりとします。この場合、第5条<第1回保険料から口座振替を行う場合の契約日等の取扱>の規定は適用しません。

- (1) この特約を新がん保険またはがん定期保険に付加した場合

- ① 第1回保険料から口座振替を行う場合で、振替日に第1回保険料の口座振替が行われたときには、主約款の規定にかかわらず、第1回保険料の振替日(本号において「保険期間の始期」といいます。)の属する月の翌月1日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。この場合、主約款の従たる被保険者の資格の得喪、責任開始日、死亡払戻金、保険料払込の免除および保険契約を解除できない場合の規定中、「契約日」とあるのを「第1回保険料の振替日」と読み替えます。
 - ② 第1回保険料から口座振替を行う場合で、振替日に第1回保険料の口座振替が不能となり、振替日の属する月の末日までに第1回保険料が会社または会社の指定した場所に払い込まれたときには、主約款の規定にかかわらず、第1回保険料が会社または会社の指定した場所に払い込まれた日(本号において「保険期間の始期」といいます。)の属する月の翌月1日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。この場合、主約款の従たる被保険者の資格の得喪、責任開始日、死亡払戻金、保険料払込の免除および保険契約を解除できない場合の規定中、「契約日」とあるのを「第1回保険料が会社または会社の指定した場所に払い込まれた日」と読み替えます。
 - ③ 第2回以後の保険料から口座振替を行う場合には、主約款の規定にかかわらず、会社が第1回保険料を受け取った日か、被保険者に関する告知の日のいずれか遅い日(本号において「保険期間の始期」といいます。)の属する月の翌月1日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。この場合、主約款の従たる被保険者の資格の得喪、責任開始日、死亡払戻金、保険料払込の免除および保険契約を解除できない場合の規定中、「契約日」とあるのを「会社が第1回保険料を受け取った日か、被保険者に関する告知の日のいずれか遅い日」と読み替えます。
 - ④ 主契約に子供特約、手術特約〔がん保険〕および上皮内新生物特約の全部または一部が付加されている場合、子供特約、手術特約〔がん保険〕および上皮内新生物特約の特約条項については、前①から③の規定を準用します。
 - ⑤ 上記①から③の規定にかかわらず、保険期間の始期から契約日の前日までの間に主約款または特約の特約条項に規定する給付金、保険金等の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じたときは、保険期間の始期を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として再計算し、保険料に過不足があれば精算します。
- (2) この特約を前号以外のがん保険に付加した場合
 - ① 第1回保険料から口座振替を行う場合で、振替日に第1回保険料の口座振替が行われたときには、主約款の規定にかかわらず、第1回保険料の振替日を保険期間の始期の属する日とし、その日の属する月の翌月1日を契約日とします。なお、保険期間および保険料払込期間は、契約日を基準として計算します。
 - ② 第1回保険料から口座振替を行う場合で、振替日に第1回保険料の口座振替が不能となり、振替日の属する月の末日までに第1回保険料が会社または会社の指定した場所に払い込まれたときには、主約款の規定にかかわらず、主約款に定める保険期間の始期の属する月の翌月1日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。

- ③ 第2回以後の保険料から口座振替を行う場合には、主約款の規定にかかわらず、主約款に定める保険期間の始期の属する月の翌月1日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。
- ④ 前①から③の規定にかかわらず、保険期間の始期の属する日から契約日の前日までの間に主約款または特約の特約条項に規定する給付金、保険金等の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じたときは、保険期間の始期の属する日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として再計算し、保険料に過不足があれば精算します。
- (3) この特約を前2号に掲げる保険種類以外の保険契約に付加した場合
- ① 第1回保険料から口座振替を行う場合で、振替日に第1回保険料の口座振替が行われたときには、主約款の規定にかかわらず、第1回保険料の振替日を会社の責任開始の日とし、その日の属する月の翌月1日を契約日とします。なお、保険期間および保険料払込期間は、契約日を基準として計算します。
- ② 第1回保険料から口座振替を行う場合で、振替日に第1回保険料の口座振替が不能となり、振替日の属する月の末日までに第1回保険料が会社または会社の指定した場所に払い込まれたときには、主約款の規定にかかわらず、主約款に定める会社の責任開始の日の属する月の翌月1日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。
- ③ 第2回以後の保険料から口座振替を行う場合には、主約款の規定にかかわらず、主約款に定める会社の責任開始の日の属する月の翌月1日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。
- ④ 前①から③の規定にかかわらず、会社の責任開始の日から契約日の前日までの間に主約款または特約の特約条項に規定する給付金、保険金等の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じたときは、責任開始の日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として再計算し、保険料に過不足があれば精算します。
- ⑤ 主契約にがん特約が付加されている場合、がん特約の特約条項の規定にかかわらず、「第1回保険料の振替日からその日を含めて3か月を経過した日の翌日」をがん特約の責任開始日とします。

第10条<給付金等を支払う特約を中途付加する場合の特則>

主契約の締結後に給付金等（保険金、年金を含み、その名称の如何を問いません。以下同じ。）を支払う特約を中途付加する場合には、つぎのとおりとします。

- (1) 当該特約の第1回保険料は、主契約の第2回以後の保険料と同時に払い込んでください。この場合、主契約の第2回以後の保険料の払込に関する規定を準用します。
- (2) 当該特約の特約条項の中途付加する場合の付加日（特約の契約日を含みます。以下同じ。）の規定にかかわらず、当該特約の付加日は、つぎのとおりとします。
- ① 月払契約の場合
当該特約の第1回保険料が振り替えられた日の属する月における主契約の月単位の契約応当日（契約応当日のない月については、その月の末日を契約応当日とします。以下同じ。）
- ② 半年払契約の場合

当該特約の第1回保険料が振り替えられた日の属する月における主契約の半年単位の契約応当日

③ 年払契約の場合

当該特約の第1回保険料が振り替えられた日の属する月における主契約の年単位の契約応当日

- (3) 当該特約の第1回保険料の口座振替が不能となり、第4条<保険料口座振替不能の場合の取扱>第2項を準用して翌月に第1回保険料の口座振替が行われた場合には、第1回保険料が振り替えられた日の属する月の前月を第1回保険料が振り替えられた日の属する月とみなして前号の規定を適用します。
- (4) 第4条<保険料口座振替不能の場合の取扱>第3項を準用して当該特約の第1回保険料が払い込まれた場合には、本条の規定は適用せず、当該特約の特約条項の中途付加する場合の付加日の規定を適用します。

<附則>

本特約において、「新がん保険」、「がん定期保険」、「子供特約」とは、A型、B型、BⅡ型、C型、D型、E型、F型、G型を総称したものをいいます。

また、平成2年7月1日以前に締結された「新がん保険」、「がん定期保険」、「子供特約」は、A型とみなします。

保険料クレジットカード支払特約

(2018年4月2日制定)

第1条<特約の適用>

- 1 この特約は、保険契約の締結の際または保険料払込期間の中途において、保険契約者から、会社の指定するクレジットカード（以下、「指定カード」といいます。）により保険料を払い込む旨の申出があり、かつ、会社（本特約を通じて「当保険会社」をいいます。）がこれを承諾した場合に適用します。
- 2 前項の指定カードは、保険契約者が、会社の指定するクレジットカード発行会社（以下、「カード会社」といいます。）との間で締結された会員規約等（以下、「会員規約等」といいます。）にもとづき、カード会社より貸与されたものまたは使用を認められたものであることを要します。

第2条<保険料率>

この特約を適用する月払の保険契約の保険料率は、口座振替保険料率とします。

第3条<保険料の払込>

- 1 保険料は、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の保険料の払込の規定にかかわらず、会社が指定カードの有効性の確認（利用限度額内であること等の確認を含みます。以下同じ。）を得た上で、つぎの時に、指定カードにより保険料相当額を決済すること（以下、「クレジットカード支払」といいます。）によって会社に払い込まれるものとします。
 - (1) 第1回保険料（第1回保険料相当額を含みます。以下同じ。）の場合は、会社がクレジットカード支払を承諾した時
 - (2) 第2回以後の保険料の場合は、払込期月中の会社の定めの日
- 2 同一の指定カードで2件以上の保険契約のクレジットカード支払を行う場合には、保険契約者は、会社に対しその決済順序を指定できないものとします。
- 3 保険契約者は、カード会社の会員規約等にしがたい、保険料相当額をカード会社に支払うことを要します。
- 4 会社が指定カードの有効性の確認を得た後で、会社がカード会社より保険料相当額を領収できなかった場合には、その払込期月中の保険料（第1回保険料を含みます。）については、第1項のクレジットカード支払がなかったものとして取り扱います。
- 5 この特約によるクレジットカード支払によって払い込まれた保険料については、領収証の発行は行いません。

第4条<第1回保険料について指定カードの有効性の確認を得られなかった場合の取扱>

第1回保険料からクレジットカード支払を行う場合で、第1回保険料について会社が指定カードの有効性の確認を得られなかったときには、会社は、保険契約の申込がなかったものとして取扱います。

第5条<指定カードまたはカード会社の変更>

- 1 保険契約者は、指定カードを同一のカード会社が発行する他のクレジットカードに変更することができます。また、指定カードを発行しているカード会社とは別のカード会社が発行しているクレジットカード

に変更することができます。この場合、あらかじめ会社に申し出てください。

- 2 保険契約者が、保険料のクレジットカード支払の取扱を停止する場合には、あらかじめ会社に申し出て、他の払込方法（経路）を選択してください。
- 3 カード会社が保険料のクレジットカード支払の取扱を停止した場合には、会社は、その旨を保険契約者に通知します。この場合には、保険契約者は、指定カードを別のカード会社の発行するクレジットカードに変更するか、他の払込方法（経路）を選択してください。

第6条＜特約の消滅＞

つぎの事由に該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 第2回以後の保険料について、会社が指定カードの有効性の確認を得られなかったとき
- (2) 第2回以後の保険料について、会社がカード会社より保険料相当額を領収できなかったとき
- (3) 保険契約が消滅または失効したとき
- (4) 保険料の前納が行われたとき
- (5) 保険料の払込を要しなくなったとき
- (6) 他の保険料払込方法（経路）に変更したとき

第7条＜主約款の準用＞

この特約に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き、主約款の規定を準用します。

第8条＜契約日等の特則＞

保険契約の締結の際にこの特約を付加する場合で、保険契約者から申出があり、かつ、会社がこれを承諾したときには、つぎのとおりとします。

- (1) この特約を新がん保険またはがん定期保険に付加した場合
 - ① 第1回保険料からクレジットカード支払を行う場合で、第1回保険料について会社が指定カードの有効性の確認を得たときには、主約款の規定にかかわらず、第1回保険料が会社に払い込まれた日か、被保険者に関する告知の日のいずれか遅い日（本号において「保険期間の始期」といいます。）の属する月の翌月1日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。この場合、主約款の従たる被保険者の資格の得喪、責任開始日、死亡払戻金、保険料払込の免除および保険契約を解除できない場合の規定中、「契約日」とあるのを「第1回保険料が会社に払い込まれた日か、被保険者に関する告知の日のいずれか遅い日」と読み替えます。
 - ② 第2回以後の保険料からクレジットカード支払を行う場合には、主約款の規定にかかわらず、会社が第1回保険料を受け取った日か、被保険者に関する告知の日のいずれか遅い日（本号において「保険期間の始期」といいます。）の属する月の翌月1日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。この場合、主約款の従たる被保険者の資格の得喪、責任開始日、死亡払戻金、保険料払込の免除および保険契約を解除できない場合の規定中、「契約日」とあるのを「会社が第1回保険料を受け取った日か、被保険者に関する告知の日のいずれか遅い日」と読み替えます。

- ③ 主契約に子供特約、手術特約〔がん保険〕および上皮内新生物特約の全部または一部が付加されている場合、子供特約、手術特約〔がん保険〕および上皮内新生物特約の特約条項については、前①および②の規定を準用します。
- ④ 上記①および②の規定にかかわらず、保険期間の始期から契約日の前日までの間に主約款または特約の特約条項に規定する給付金、保険金等の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じたときは、保険期間の始期を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として再計算し、保険料に過不足があれば精算します。
- (2) この特約を前号以外のがん保険に付加した場合
- ① 第1回保険料からクレジットカード支払を行う場合で、第1回保険料について会社が指定カードの有効性の確認を得たときには、主約款の規定にかかわらず、主約款に定める保険期間の始期の属する月の翌月1日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。
- ② 第2回以後の保険料からクレジットカード支払を行う場合には、主約款の規定にかかわらず、主約款に定める保険期間の始期の属する月の翌月1日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。
- ③ 前①および②の規定にかかわらず、保険期間の始期の属する日から契約日の前日までの間に主約款または特約の特約条項に規定する給付金、保険金等の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じたときは、保険期間の始期の属する日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として再計算し、保険料に過不足があれば精算します。
- (3) この特約を前2号に掲げる保険種類以外の保険契約に付加した場合
- ① 第1回保険料からクレジットカード支払を行う場合で、第1回保険料について会社が指定カードの有効性の確認を得たときには、主約款の規定にかかわらず、会社の責任開始の日の属する月の翌月1日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。
- ② 第2回以後の保険料からクレジットカード支払を行う場合には、主約款の規定にかかわらず、主約款に定める会社の責任開始の日の属する月の翌月1日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。
- ③ 前①および②の規定にかかわらず、会社の責任開始の日から契約日の前日までの間に主約款または特約の特約条項に規定する給付金、保険金等の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じたときは、責任開始の日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として再計算し、保険料に過不足があれば精算します。

第9条<給付金等を支払う特約を中途付加する場合の特則>

主契約の締結後に給付金等（保険金、年金を含み、その名称の如何を問いません。）を支払う特約を中途付加する場合には、つぎのとおりとします。

- (1) 当該特約の第1回保険料は、主契約の第2回以後の保険料と同時に払い込んでください。この場合、主契約の第2回以後の保険料の払込に関する規定を準用します。

(2) 当該特約の特約条項の中途付加する場合の付加日（特約の契約日を含みます。以下同じ。）の規定にかかわらず、当該特約の付加日は、つぎのとおりとします。

① 月払契約の場合

当該特約の第1回保険料が決済された日の属する月における主契約の月単位の契約応当日（契約応当日のない月については、その月の末日を契約応当日とします。以下同じ。）

② 半年払契約の場合

当該特約の第1回保険料が決済された日の属する月における主契約の半年単位の契約応当日

③ 年払契約の場合

当該特約の第1回保険料が決済された日の属する月における主契約の年単位の契約応当日

<附則>

本特約において、「新がん保険」、「がん定期保険」、「子供特約」とは、A型、B型、BⅡ型、C型、D型、E型、F型、G型を総称したものをいいます。

また、平成2年7月1日以前に締結された「新がん保険」、「がん定期保険」、「子供特約」は、A型とみなします。

別表

別表 1 請求書類

<同額保障特約>

項 目	必 要 書 類
特約の解約	<ul style="list-style-type: none">・ 会社所定の請求書・ 保険契約者の印鑑証明書・ 保険証券

(注) 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることがあります。

別表 1 請求書類

<上皮内新生物特約>

1. 特約給付金等の請求書類

項 目	必 要 書 類
特約給付金 ・ 特約入院給付金 ・ 特約在宅療養給付金 ・ 特約診断給付金 ・ 特約通院給付金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会社所定の請求書 ・ 会社所定の様式による医師の診断書 ・ 病理組織検査報告書 ・ 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書（特約入院給付金の場合） ・ 会社所定の様式による医師の在宅療養の証明書（特約在宅療養給付金の場合） ・ 会社所定の様式による通院した病院または診療所の通院証明書（特約通院給付金の場合） ・ この特約の被保険者の型が本人型の場合は、当該被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要。また、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） ・ この特約の被保険者の型が配偶者型または子型の場合は、当該被保険者の戸籍抄本（ただし、受取人と同一の場合は不要） ・ 受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 ・ 保険証券
特約の保険料の払込免除	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会社所定の請求書 ・ 主契約の主たる被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） ・ 保険証券

(注) 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることがあります。

2. その他の請求書類

項 目	必 要 書 類
特約の被保険者資格の申込	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会社所定の当該被保険者の申込書 ・ 当該被保険者についての会社所定の告知書 ・ 当該被保険者の戸籍抄本 ・ 保険契約者の印鑑証明書 ・ 保険証券
特約給付金受取人の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会社所定の請求書 ・ 保険契約者の印鑑証明書 ・ 保険証券
特約の解約	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会社所定の請求書 ・ 保険契約者の印鑑証明書 ・ 保険証券

(注) 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることがあります。

別表 1 請求書類

<同額保障特約〔特約用〕>

項 目	必 要 書 類
特約の解約	<ul style="list-style-type: none">・ 会社所定の請求書・ 保険契約者の印鑑証明書・ 保険証券

(注) 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることがあります。

別表 1 請求書類

<新手術特約〔がん保険〕>

1. 特約給付金等の請求書類

項目	必要書類
手術給付金	<ul style="list-style-type: none"> ・会社所定の請求書 ・会社所定の様式による医師の診断書 ・病理組織検査報告書 ・会社所定の様式による手術を受けた病院または診療所の手術証明書 ・この特約の被保険者の型が本人型の場合は、当該被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要。また、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） ・この特約の被保険者の型が配偶者型または子型の場合は、当該被保険者の戸籍抄本（ただし、受取人と同一の場合は不要） ・受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 ・保険証券
特約の保険料の払込免除	<ul style="list-style-type: none"> ・会社所定の請求書 ・主契約の第1被保険者の住民票（ただし、主契約が新がん保険またはがん定期保険の場合は、主契約の主たる被保険者の住民票。また、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） ・保険証券

(注) 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることがあります。

2. その他の請求書類

項目	必要書類
特約の被保険者資格の申込	<ul style="list-style-type: none"> ・会社所定の当該被保険者の申込書 ・当該被保険者についての会社所定の告知書 ・当該被保険者の戸籍抄本 ・保険契約者の印鑑証明書 ・保険証券
特約の解約等 ・特約の解約 ・特約給付金額の減額	<ul style="list-style-type: none"> ・会社所定の請求書 ・保険契約者の印鑑証明書 ・保険証券

(注) 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることがあります。

別表 1 請求書類

<がん高度先進医療特約>

1. 特約給付金等の請求書類

項 目	必 要 書 類
がん高度先進医療給付金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会社所定の請求書 ・ 会社所定の様式による医師の診断書 ・ 会社所定の様式による療養を受けた保険医療機関の療養についての証明書 ・ 病理組織検査報告書 ・ この特約の被保険者の型が本人型の場合は、当該被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要。また、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） ・ この特約の被保険者の型が配偶者型または子型の場合は、当該被保険者の戸籍抄本（ただし、受取人と同一の場合は不要） ・ 受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 ・ 保険証券
特約の保険料の払込免除	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会社所定の請求書 ・ 主契約の第1被保険者の住民票（ただし、主契約が新がん保険またはがん定期保険の場合は、主契約の主たる被保険者の住民票。また、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） ・ 保険証券

(注) 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることがあります。

2. その他の請求書類

項 目	必 要 書 類
特約の被保険者資格の申込	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会社所定の当該被保険者の申込書 ・ 当該被保険者についての会社所定の告知書 ・ 当該被保険者の戸籍抄本 ・ 保険契約者の印鑑証明書 ・ 保険証券
特約の解約等 ・ 特約の解約 ・ 特約給付金額の減額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会社所定の請求書 ・ 保険契約者の印鑑証明書 ・ 保険証券

(注) 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることがあります。

別表 1 請求書類

<特定治療通院特約>

1. 特約給付金等の請求書類

項目	必要書類
特定治療通院給付金	<ul style="list-style-type: none"> ・会社所定の請求書 ・会社所定の様式による医師の診断書 ・会社所定の様式による医師の治療証明書 ・病理組織検査報告書 ・この特約の被保険者の型が本人型の場合は、当該被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要。また、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） ・この特約の被保険者の型が配偶者型または子型の場合は、当該被保険者の戸籍抄本（ただし、受取人と同一の場合は不要） ・受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 ・保険証券
特約の保険料の払込免除	<ul style="list-style-type: none"> ・会社所定の請求書 ・主契約の第1被保険者の住民票（ただし、主契約が新がん保険またはがん定期保険の場合は、主契約の主たる被保険者の住民票。また、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） ・保険証券

(注) 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることがあります。

2. その他の請求書類

項目	必要書類
特約の被保険者資格の申込	<ul style="list-style-type: none"> ・会社所定の当該被保険者の申込書 ・当該被保険者についての会社所定の告知書 ・当該被保険者の戸籍抄本 ・保険契約者の印鑑証明書 ・保険証券
特約の解約等 ・特約の解約 ・特約給付金額の減額	<ul style="list-style-type: none"> ・会社所定の請求書 ・保険契約者の印鑑証明書 ・保険証券

(注) 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることがあります。

別表 1 請求書類

<緩和ケア特約>

1. 特約給付金等の請求書類

項 目	必 要 書 類
特約給付金 ・在宅緩和ケア初期給付金 ・在宅緩和ケア給付金	<ul style="list-style-type: none"> ・会社所定の請求書 ・会社所定の様式による医師の診断書 ・会社所定の様式による医師の在宅緩和ケアについての証明書 ・病理組織検査報告書 ・この特約の被保険者の型が本人型の場合は、当該被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要。また、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） ・この特約の被保険者の型が配偶者型または子型の場合は、当該被保険者の戸籍抄本（ただし、受取人と同一の場合は不要） ・受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 ・保険証券
特約の保険料の払込免除	<ul style="list-style-type: none"> ・会社所定の請求書 ・主契約の第1被保険者の住民票（ただし、主契約が新がん保険またはがん定期保険の場合は、主契約の主たる被保険者の住民票。また、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） ・保険証券

(注) 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることがあります。

2. その他の請求書類

項 目	必 要 書 類
特約の被保険者資格の申込	<ul style="list-style-type: none"> ・会社所定の当該被保険者の申込書 ・当該被保険者についての会社所定の告知書 ・当該被保険者の戸籍抄本 ・保険契約者の印鑑証明書 ・保険証券
特約の解約等 ・特約の解約 ・特約給付金額の減額	<ul style="list-style-type: none"> ・会社所定の請求書 ・保険契約者の印鑑証明書 ・保険証券

(注) 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることがあります。

別表 1 請求書類

<指定代理請求特約>

1. 給付金等の請求書類

項 目	必 要 書 類
指定代理請求による給付金等の支払	<ul style="list-style-type: none"> ・主約款または付加特約の特約条項に定める給付金等の請求書類 ・指定代理請求人の住民票と印鑑証明書 ・被保険者（5年ごと利差配当付こども保険またはこども保険〔2009〕の保険料の払込免除の場合は保険契約者。以下同じ。）と指定代理請求人の続柄が確認できる戸籍謄本 ・被保険者または指定代理請求人の健康保険被保険者証の写し ・指定代理請求人が契約にもとづき被保険者の療養看護または財産管理を行っているときは、その契約書の写し ・給付金等の受取人が給付金等を請求できない特別な事情の存在を証明する書類
代理請求による給付金等の支払	<ul style="list-style-type: none"> ・主約款または付加特約の特約条項に定める給付金等の請求書類 ・代理請求人の住民票と印鑑証明書 ・被保険者と代理請求人の続柄が確認できる戸籍謄本 ・被保険者または代理請求人の健康保険被保険者証の写し ・給付金等の受取人が給付金等を請求できない特別な事情の存在を証明する書類 ・指定代理請求人が給付金等を請求できない特別な事情の存在を証明する書類

(注) 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることがあります。

2. その他の請求書類

項 目	必 要 書 類
指定代理請求人の変更等 ・指定代理請求人の変更 ・指定代理請求人の撤回 ・特約の解約	<ul style="list-style-type: none"> ・会社所定の請求書 ・保険契約者の印鑑証明書 ・保険証券

(注) 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることがあります。

別表21-1 病院または診療所

「病院または診療所」とは、つぎのいずれかに該当したものとします。

1. 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所
2. 上記1の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表22-1 入院

「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、別表21-1に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

別表23-1 通院

「通院」とは、医師による治療が必要であり、別表21-1に定める病院または診療所（ただし、患者を収容する施設を有しない診療所を含みます。）において、外来による診察、投薬、処置、手術、その他の治療を受けることをいいます。（往診を含みます。）

別表25 特定部位一覧

身体部位
1. 食道
2. 胃および十二指腸（当該部位の手術に伴い空腸の手術を受けた場合には空腸を含む。）
3. 小腸（十二指腸を含む。）
4. 盲腸（虫垂突起を含む。）
5. 大腸（直腸、盲腸を含む。）
6. 直腸および肛門
7. 肝臓、胆嚢および胆管
8. 脾臓
9. 腹膜
10. 肺臓、胸膜、気管および気管支（当該部位の手術に伴い胸郭の手術を受けた場合には胸郭を含む。）
11. 鼻（副鼻腔を含む。）
12. 咽頭（扁桃を含む。）および喉頭（声帯を含む。）
13. 口腔、歯、舌、歯肉、顎下腺、耳下腺および舌下腺
14. 耳（外耳、鼓膜、中耳、内耳および聴神経を含む。）および乳様突起
15. 眼球および眼球付属器（眼瞼、結膜、涙器、眼筋および眼窩内組織を含む。）
16. 腎臓および尿管
17. 膀胱および尿道
18. 前立腺
19. 乳房（乳腺を含む。）
20. 子宮（妊娠もしくは分娩の異常が生じた場合または帝王切開を受けた場合を含む。）
21. 卵巣、卵管および子宮付属器
22. 睾丸、副睾丸、精管、精索および精嚢
23. 甲状腺
24. 頸部（頸椎、椎間板、関節、筋肉、腱および当該神経を含む。）
25. 胸部（胸椎、椎間板、関節、筋肉、腱および当該神経を含む。）
26. 腰部（腰椎、椎間板、関節、筋肉、腱および当該神経を含む。）
27. 仙骨部および尾骨部（当該神経を含む。）
28. 左肩関節部および左鎖骨
29. 右肩関節部および右鎖骨
30. 左股関節部
31. 右股関節部
32. 左上肢（左肩関節部を除く。）
33. 右上肢（右肩関節部を除く。）
34. 左下肢（左股関節部を除く。）
35. 右下肢（右股関節部を除く。）
36. 鼠径部（鼠径ヘルニア、陰嚢ヘルニアまたは大腿ヘルニアが生じた場合に限る。）
37. 趾骨および中足骨
38. 皮膚（頭皮および口唇を含む。）
39. 上顎骨、下顎骨および顎関節
40. 股関節
41. 膝関節
42. 脊柱（脊椎、椎間板および当該神経を含む。）
43. 縦隔
44. 膺・外陰部

身体部位

45. 肋骨、胸骨およびその他の胸郭
 46. 骨盤骨
 47. 頭蓋骨
 48. 陰嚢部（陰嚢水腫が生じた場合に限る。）
 49. 副腎
 50. 副甲状腺（上皮小体）
 51. 上肢
 52. 下肢

別表26-1 対象となる手術および給付倍率表

「手術」とは、治療を直接の目的として、器具を用い、生体に切断、摘除などの操作を加えることをいい、下表の手術番号1～8を指します。吸引、穿刺などの処置および神経ブロックは除きます。

手術の種類	給付倍率の 型：Ⅰ型	給付倍率の 型：Ⅱ型
§悪性新生物の手術		
1. 悪性新生物根治手術（ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる手術を除く。）	1	4
2. 悪性新生物温熱療法(施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。)	1	1
3. 悪性新生物根治放射線照射（50グレイ以上の照射で、施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。)	1	1
4. ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる悪性新生物手術（検査・処置は含まない。施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。)	1	1
5. その他の悪性新生物手術	1	2
§上皮内新生物の手術		
6. 上皮内新生物の開胸・開腹術	1	4
7. ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる上皮内新生物手術（検査・処置は含まない。施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。)	1	1
8. その他の上皮内新生物手術	1	2

別表
25
26-1

別表27 悪性新生物

1. 悪性新生物とは、平成27年2月13日総務省告示第35号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 I CD-10 (2013年版) 準拠 (以下、「ICD-10」)」に記載された分類項目中、つぎの基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、診断確定日以前に新たな分類提要が施行された場合は、新たな分類の基本分類コードによるものとします。

分類項目	基本分類コード
口唇の悪性新生物<腫瘍>	C00
舌根<基底>部の悪性新生物<腫瘍>	C01
舌のその他および部位不明の悪性新生物<腫瘍>	C02
歯肉の悪性新生物<腫瘍>	C03
口(腔)底の悪性新生物<腫瘍>	C04
口蓋の悪性新生物<腫瘍>	C05
その他および部位不明の口腔の悪性新生物<腫瘍>	C06
耳下腺の悪性新生物<腫瘍>	C07
その他および部位不明の大唾液腺の悪性新生物<腫瘍>	C08
扁桃の悪性新生物<腫瘍>	C09
中咽頭の悪性新生物<腫瘍>	C10
鼻<上>咽頭の悪性新生物<腫瘍>	C11
梨状陥凹<洞>の悪性新生物<腫瘍>	C12
下咽頭の悪性新生物<腫瘍>	C13
その他および部位不明確の口唇、口腔および咽頭の悪性新生物<腫瘍>	C14
食道の悪性新生物<腫瘍>	C15
胃の悪性新生物<腫瘍>	C16
小腸の悪性新生物<腫瘍>	C17
結腸の悪性新生物<腫瘍>	C18
直腸S状結腸移行部の悪性新生物<腫瘍>	C19
直腸の悪性新生物<腫瘍>	C20
肛門および肛門管の悪性新生物<腫瘍>	C21
肝および肝内胆管の悪性新生物<腫瘍>	C22
胆のう<嚢>の悪性新生物<腫瘍>	C23

分類項目	基本分類 コード
その他および部位不明の胆道の悪性新生物<腫瘍>	C24
脾の悪性新生物<腫瘍>	C25
その他および部位不明の消化器の悪性新生物<腫瘍>	C26
鼻腔および中耳の悪性新生物<腫瘍>	C30
副鼻腔の悪性新生物<腫瘍>	C31
喉頭の悪性新生物<腫瘍>	C32
気管の悪性新生物<腫瘍>	C33
気管支および肺の悪性新生物<腫瘍>	C34
胸腺の悪性新生物<腫瘍>	C37
心臓、縦隔および胸膜の悪性新生物<腫瘍>	C38
その他および部位不明の呼吸器系および胸腔内臓器の悪性新生物<腫瘍>	C39
(四) 肢の骨および関節軟骨の悪性新生物<腫瘍>	C40
その他および部位不明の骨および関節軟骨の悪性新生物<腫瘍>	C41
皮膚の悪性黒色腫	C43
皮膚のその他の悪性新生物<腫瘍>	C44
中皮腫	C45
カポジ<Kaposi>肉腫	C46
末梢神経および自律神経系の悪性新生物<腫瘍>	C47
後腹膜および腹膜の悪性新生物<腫瘍>	C48
その他の結合組織および軟部組織の悪性新生物<腫瘍>	C49
乳房の悪性新生物<腫瘍>	C50
外陰(部)の悪性新生物<腫瘍>	C51
膣の悪性新生物<腫瘍>	C52
子宮頸部の悪性新生物<腫瘍>	C53
子宮体部の悪性新生物<腫瘍>	C54
子宮の悪性新生物<腫瘍>、部位不明	C55
卵巣の悪性新生物<腫瘍>	C56
その他および部位不明の女性生殖器の悪性新生物<腫瘍>	C57
胎盤の悪性新生物<腫瘍>	C58

分類項目	基本分類 コード
陰茎の悪性新生物<腫瘍>	C60
前立腺の悪性新生物<腫瘍>	C61
精巣<睾丸>の悪性新生物<腫瘍>	C62
その他および部位不明の男性生殖器の悪性新生物<腫瘍>	C63
腎盂を除く腎の悪性新生物<腫瘍>	C64
腎盂の悪性新生物<腫瘍>	C65
尿管の悪性新生物<腫瘍>	C66
膀胱の悪性新生物<腫瘍>	C67
その他および部位不明の尿路の悪性新生物<腫瘍>	C68
眼および付属器の悪性新生物<腫瘍>	C69
髄膜の悪性新生物<腫瘍>	C70
脳の悪性新生物<腫瘍>	C71
脊髄、脳神経およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物<腫瘍>	C72
甲状腺の悪性新生物<腫瘍>	C73
副腎の悪性新生物<腫瘍>	C74
その他の内分泌腺および関連組織の悪性新生物<腫瘍>	C75
その他および部位不明の悪性新生物<腫瘍>	C76
リンパ節の続発性および部位不明の悪性新生物<腫瘍>	C77
呼吸器および消化器の続発性悪性新生物<腫瘍>	C78
その他の部位および部位不明の続発性悪性新生物<腫瘍>	C79
悪性新生物<腫瘍>、部位が明示されていないもの	C80
ホジキン<Hodgkin>リンパ腫	C81
ろ<濾>胞性リンパ腫	C82
非ろ<濾>胞性リンパ腫	C83
成熟T/NK細胞リンパ腫	C84
非ホジキン<non - Hodgkin>リンパ腫のその他および詳細不明の型	C85
T/NK細胞リンパ腫のその他の明示された型	C86
悪性免疫増殖性疾患	C88

分類項目	基本分類コード
多発性骨髄腫および悪性形質細胞性新生物<腫瘍>	C90
リンパ性白血病	C91
骨髄性白血病	C92
単球性白血病	C93
細胞型の明示されたその他の白血病	C94
細胞型不明の白血病	C95
リンパ組織、造血組織および関連組織のその他および 詳細不明の悪性新生物<腫瘍>	C96
独立した（原発性）多部位の悪性新生物<腫瘍>	C97

(注)分類項目中の代替可能な用語は山括弧<>で表示されます。例えば「新生物<腫瘍>」とは、「新生物」の代替可能な用語が「腫瘍」であることを表しており、「悪性新生物」と「悪性腫瘍」は同義となります。

2. 上記1において「悪性新生物」とは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類—腫瘍学 第3版」中、新生物の性状を表す第5桁コードがつぎのものをいいます。

なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類—腫瘍学」において、診断確定日以前に新たな版が発行された場合は、新たな版における第5桁コードによるものをいいます。

第5桁性状コード番号
/3 . . . 悪性、原発部位
/6 . . . 悪性、転移部位 悪性、続発部位
/9 . . . 悪性、原発部位又は転移部位の別不詳

上記1には該当しないものの、2に該当する場合には、この保険契約において対象となる悪性新生物とします。例えば、「ICD-10」に記載された分類項目中、つぎの基本分類コードに規定される内容によるものは、上記1には該当しないものの、2に該当するため、この保険契約において対象となる悪性新生物となります。

分類項目	基本分類コード
真性赤血球増加症<多血症>	D45
骨髄異形成症候群	D46
慢性骨髄増殖性疾患	D47.1
本態性（出血性）血小板血症	D47.3

分類項目	基本分類 コード
骨髄線維症	D47.4
慢性好酸球性白血病[好酸球増加症候群]	D47.5

(注) 「悪性新生物」には、国際対がん連合(UICC)により発行された「TNM悪性腫瘍の分類」で病期分類が0期に分類されている病変は、含まれません。したがって、上皮内癌、非浸潤癌、大腸の粘膜内癌等は、悪性新生物に該当しません。

別表28 上皮内新生物

1. 上皮内新生物とは、平成27年2月13日総務省告示第35号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10 (2013年版 準拠)」に記載された分類項目中、つぎの基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、診断確定日以前に新たな分類提要が施行された場合は、新たな分類の基本分類コードによるものとします。

分類項目	基本分類コード
口腔、食道および胃の上皮内癌	D00
その他および部位不明の消化器の上皮内癌	D01
中耳および呼吸器系の上皮内癌	D02
上皮内黒色腫	D03
皮膚の上皮内癌	D04
乳房の上皮内癌	D05
子宮頸（部）の上皮内癌	D06
その他および部位不明の生殖器の上皮内癌	D07
その他および部位不明の上皮内癌	D09

2. 上記1において「上皮内新生物」とは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類—腫瘍学 第3版」中、新生物の性状を表す第5桁コードがつぎのものをいいます。

なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類—腫瘍学」において、診断確定日以前に新たな版が発行された場合は、新たな版における第5桁コードによるものをいいます。

第5桁性状コード番号
/2 . . . 上皮内癌 上皮内 非浸潤性 非侵襲性

別表29 対象となる高度先進医療

対象となる高度先進医療とは、別表30に定める法律にもとづく評価療養のうち厚生労働大臣が定める高度の医療技術を用いた療養をいいます。ただし、厚生労働省告示に定める先進医療に該当するものに限ります。また、療養を受けた日現在別表30の法律に定められる「療養の給付」に関する規定において給付対象となっている療養は除きます。

別表30 公的医療保険制度

つぎのいずれかの法律にもとづく医療保険制度をいいます。

1. 健康保険法
2. 国民健康保険法
3. 国家公務員共済組合法
4. 地方公務員等共済組合法
5. 私立学校教職員共済法
6. 船員保険法
7. 高齢者の医療の確保に関する法律

別表31 高度先進医療の給付倍率表

高度先進医療にかかわる技術料		給付倍率
	3万円以下	3
3万円超～	5万円以下	5
5万円超～	10万円以下	10
10万円超～	15万円以下	15
15万円超～	20万円以下	20
20万円超～	30万円以下	25
30万円超～	40万円以下	30
40万円超～	50万円以下	35
50万円超～	65万円以下	40
65万円超～	80万円以下	45
80万円超～	100万円以下	50
100万円超～	120万円以下	55
120万円超～	150万円以下	60
150万円超～		70

解約払戻金額例表

* 被保険者の型が子型の場合には、この特約の解約払戻金はありません。

●「上皮内新生物特約」

1. 特約の型：A型

(保険期間・保険料払込期間：終身/診断給付割合：10%/特約1口当たり/単位：円)

被 保 険 者 の 型	経 払 過 込 年 数 数 ・	男 性 ・ 女 性 共 通				
		契 約 年 齢				
		20歳	30歳	40歳	50歳	60歳
本 人 型	1	0	13	135	217	185
	2	1,213	1,769	1,836	1,836	1,451
	3	2,742	3,527	3,508	3,435	2,596
	5	5,853	7,014	6,742	6,550	4,629
	10	13,911	15,299	14,245	13,368	8,169
	20	27,702	27,224	24,625	17,618	8,529
	30	37,892	35,162	25,956	14,638	5,452
配 偶 者 型	1	0	0	0	0	0
	2	378	760	805	803	543
	3	1,484	2,023	2,007	1,955	1,387
	5	3,736	4,534	4,342	4,207	2,903
	10	9,584	10,534	9,800	9,201	5,661
	20	19,079	18,736	16,945	12,165	5,937
	30	26,086	24,199	17,901	10,143	3,801

●「上皮内新生物特約」

2. 特約の型：B型

(保険期間・保険料払込期間：終身/診断給付割合：10%/特約1口当たり/単位：円)

被 保 險 者 の 型	経 払 過 込 年 数 数	男 性 ・ 女 性 共 通				
		契 約 年 齢				
		20歳	30歳	40歳	50歳	60歳
本 人 型	1	0	311	395	394	251
	2	1,741	2,337	2,276	2,076	1,413
	3	3,533	4,359	4,112	3,726	2,426
	5	7,168	8,350	7,623	6,909	4,106
	10	16,513	17,679	15,540	13,616	8,235
	20	32,391	30,512	25,837	17,760	9,206
	30	43,166	37,991	26,812	15,364	5,991
配 偶 者 型	1	0	0	0	0	0
	2	695	1,101	1,069	947	520
	3	1,958	2,523	2,370	2,130	1,286
	5	4,525	5,335	4,870	4,423	2,590
	10	11,145	11,962	10,577	9,350	5,700
	20	21,892	20,708	17,672	12,250	6,344
	30	29,250	25,897	18,414	10,578	4,124

●「上皮内新生物特約」

3. 特約の型：BⅡ型

(保険期間・保険料払込期間：終身/診断給付割合：10%/特約1口当たり/単位：円)

被 保 険 者 の 型	経 払 過 込 年 数 ・ 年 数	男 性 ・ 女 性 共 通				
		契 約 年 齢				
		20歳	30歳	40歳	50歳	60歳
本 人 型	1	0	0	0	0	0
	2	906	1,328	1,245	1,043	505
	3	2,275	2,856	2,612	2,247	1,218
	5	5,052	5,870	5,223	4,567	2,381
	10	12,186	12,913	11,095	9,449	5,726
	20	23,767	22,023	18,157	12,306	6,615
	30	31,360	27,029	18,757	10,869	4,339
配 偶 者 型	1	0	0	0	0	0
	2	0	251	201	78	0
	3	898	1,256	1,108	886	263
	5	2,741	3,246	2,851	2,453	1,126
	10	7,498	7,949	6,839	5,843	3,565
	20	14,627	13,566	11,211	7,635	4,120
	30	19,310	16,672	11,612	6,752	2,703

その他の改定事項

* 普通保険約款・特約条項の一部がつぎのとおり改定されています。

●新がん保険<正式名称：新がん保険（A型）>普通保険約款

つぎの規定を新設します。

<上皮内新生物特約が付加されている場合の特則>

この保険契約に上皮内新生物特約が付加されている場合には、被保険者が、上皮内新生物特約の特約在宅療養給付金の支払事由に該当したときで、退院日の翌日以後20日以内の期間に死亡または入院給付金の支払われる入院をしたときには、「支払済の上皮内新生物特約の特約在宅療養給付金の支払額から退院後の在宅療養日数につぎに定める金額を乗じて得た金額を差し引いた金額」を、次に支払う給付金、死亡保険金または死亡払戻金から差し引くものとします。

被保険者	金額（契約1口当たり）
主たる被保険者	1万円
従たる被保険者	7千500円

●スーパーがん保険、スーパーがん保険Vタイプ、スーパーがん保険II型、スーパーがん保険II型Vタイプ<正式名称:新がん保険(B型・BII型)>普通保険約款

つぎの規定を新設します。

<上皮内新生物特約が付加されている場合の特則>

この保険契約に上皮内新生物特約が付加されている場合には、つぎのとおりとします。

- (1) 被保険者が、通院給付金の支払事由に該当する通院をした場合でも、上皮内新生物特約の特約入院給付金が支払われる日については、第7条<死亡保険金、入院給付金、在宅療養給付金、診断給付金、通院給付金>第1項の規定にかかわらず、通院給付金は支払いません。
- (2) 被保険者が、上皮内新生物特約の特約在宅療養給付金の支払事由に該当した場合で、退院日の翌日以後20日以内の期間に死亡または入院給付金の支払われる入院をしたときには、「支払済の上皮内新生物特約の特約在宅療養給付金の支払額から退院後の在宅療養日数に基づき定める金額を乗じて得た金額を差し引いた金額」を、次に支払う給付金、死亡保険金または死亡払戻金から差し引くものとします。

被保険者	金額(契約1口当たり)<B型>	金額(契約1口当たり)<BII型>
主たる被保険者	1万円	7千5百円
従たる被保険者	7千5百円	5千円

- (3) 第7条<死亡保険金、入院給付金、在宅療養給付金、診断給付金、通院給付金>第9項を、つぎのとおり読み替えます。

- 9 各被保険者について、通院給付金を支払う日数の限度は、つぎのとおりとします。
- (1) 1回の退院のその通院については、30日をもって限度とします。
 - (2) 保険期間を通じ、通院給付金および上皮内新生物特約の特約通院給付金を支払う日数を通算して700日をもって限度とします。

●子供特約（A型）

つぎの規定を新設します。

<主契約に上皮内新生物特約が付加されている場合の特則>

主契約に被保険者の型が子型の上皮内新生物特約が付加されている場合には、この特約の被保険者が、上皮内新生物特約の特約在宅療養給付金の支払事由に該当したときで、退院日の翌日以後20日以内の期間に死亡またはこの特約の入院給付金の支払われる入院をしたときには、「支払済の上皮内新生物特約の特約在宅療養給付金の支払額から退院後の在宅療養日数に特約1口当たり7千5百円を乗じて得た金額を差し引いた金額」を、次に支払うこの特約の給付金または死亡保険金から差し引くものとします。

●子供特約（B型・BⅡ型）

つぎの規定を新設します。

<主契約に上皮内新生物特約が付加されている場合の特則>

主契約に被保険者の型が子型の上皮内新生物特約が付加されている場合には、つぎのとおりとします。

- (1) この特約の被保険者が、この特約の通院給付金の支払事由に該当する通院をした場合でも、上皮内新生物特約の特約入院給付金が支払われる日については、第7条<この特約の死亡保険金、入院給付金、在宅療養給付金、診断給付金、通院給付金>第1項の規定にかかわらず、この特約の通院給付金は支払いません。
- (2) この特約の被保険者が、上皮内新生物特約の特約在宅療養給付金の支払事由に該当した場合で、退院日の翌日以後20日以内の期間に死亡またはこの特約の入院給付金の支払われる入院をしたときには、「支払済の上皮内新生物特約の特約在宅療養給付金の支払額から退院後の在宅療養日数につき定める金額を乗じて得た金額を差し引いた金額」を、次に支払うこの特約の給付金または死亡保険金から差し引くものとします。

この特約の型	B型	BⅡ型
金額（特約1口当たり）	7千5百円	5千円

- (3) 第7条<この特約の死亡保険金、入院給付金、在宅療養給付金、診断給付金、通院給付金>第8項を、つぎのとおり読み替えます。

8 各被保険者について、この特約の通院給付金を支払う日数の限度は、つぎのとおりとします。

- (1) 1回の退院のその通院については、30日をもって限度とします。
- (2) この特約の保険期間を通じ、この特約の通院給付金および上皮内新生物特約の特約通院給付金を支払う日数を通算して700日をもって限度とします。

●つぎのような場合には、募集代理店またはアフラックコールセンターにご連絡ください。

1. 通信先の変更

- ・ 転居により、住所が変わったとき
- ・ 町名、番地などが変わったとき

2. お受取人の変更

- ・ 結婚などにより、お受取人を変更したいとき
- ・ お受取人が死亡したとき

3. ご契約者の変更

- ・ ご契約者が死亡したとき

4. 名義の変更

- ・ 結婚・養子縁組などにより、姓が変わったとき
- ・ 名前を変えたとき

5. 保険証券の再発行

- ・ 保険証券を紛失したとき

アフラックコールセンター

☎0120-5555-95 ●受付時間 月曜日～金曜日 9:00～18:00
土曜日 9:00～17:00
(祝日・年末年始は除く。月曜日は電話が込み合う場合がございます。)

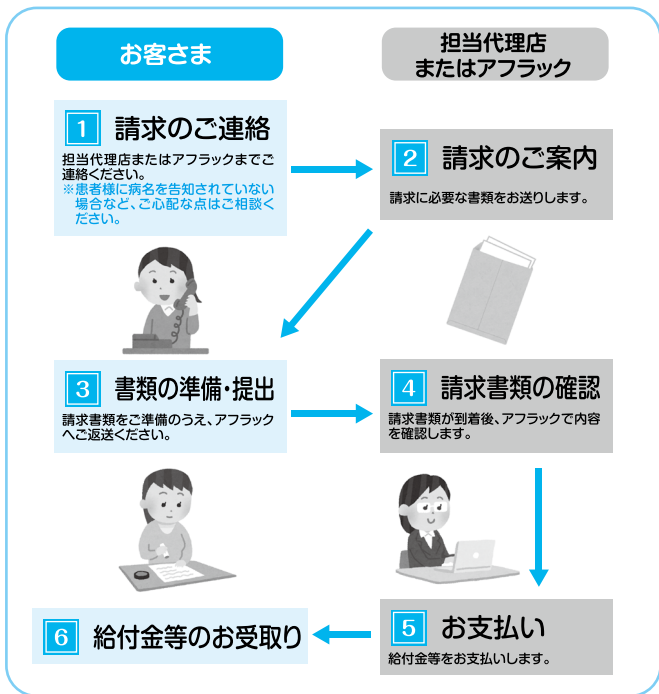
※ご連絡の際には、保険証券に記載された証券番号、ご契約者と被保険者の氏名・生年月日・ご住所をお知らせください。

指定紛争解決機関について

- 指定紛争解決機関（ADR機関）は（一社）生命保険協会です。
- （一社）生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
（ホームページアドレス；<http://www.seiho.or.jp/>）
- なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

給付金等ご請求手続きの流れ

給付金等の支払事由に該当された場合は請求のお手続きが必要です。万一、給付金等の支払事由に該当された場合は、次のとおりお手続きください。



アフラック保険金部フリーダイヤルで承っています

☎0120-555-877

通話料無料

携帯OK

●受付時間 9:00～17:00

●月曜日～金曜日（祝日を除く）

※月曜日は電話が込み合う場合がございます。

アフラックホームページからもお手続きいただけます

<http://www.aflac.co.jp/seikyu>

2018年4月作成

募集代理店



アフラック

〒163-0456 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル
当社保険に関するお問合せ・各種手続き

コールセンター 0120-5555-95